0016453000

0016453-000

法令

３２６．９３－ｃＣ１５ｓ－Ｓ

一九二九年末現行カリホルニア州刑法

司法省大臣官房調査課・訳

司法省調査課

1931

ACG

チキナK28

司法資料

第百六十二號

一九二九年末現行

カリホルニア州刑法（前編）

〔禁轉載〕 昭和六年五月

司法省調査課

326.93
C15
S

国立国会図書館

国立国会
32.3.25
図書館

418839

本號には一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法を邦譯收錄したり。刑法と稱するも第一編刑法、第二編刑事訴訟法、第三編監獄法の三編より成れり。

一九二三年十二月三十一日現在の條文及ひ其後一九二九年十二月三十一日迄の改正條文追加條文を掲くるものなり。

茲に邦譯を得たるを以て分冊紹介の勞を取り筆寫に代へて排印したり。

昭和六年五月

司法大臣官房調査課

目次

名稱……（一）

緒則……（一）

第一編　犯罪及ひ刑罰

第一章　罪に對して刑罰を受く可き人……（二）

第二章　犯人……（三）

第三章　州の主權に對する罪……（一三）

第四章　選擧權に對する罪……（一四）

第五章　行政權に關する罪……（一五）

第六章　立法權に對する罪……（三〇）

第七章　裁判及ひ公正に對する罪……（三三）

第一節　賄賂及ひ瀆職……（三六）
第二節　奪　取……（三九）
第三節　逃走及ひ其幇助……（四〇）
第四節　司法文書、官文書の僞造、變造、毀壞又は竊取……（四二）
第五節　僞證及ひ僞證敎唆……（四三）
第六節　證據を僞る罪……（四六）
第七節　裁判及ひ公正に關する他の罪……（四八）
第八節　共　謀……（六二）
第八章　身體に對する罪……（六四）
第一節　殺人罪……（六四）
第二節　人を不具にすること……（六八）
第三節　略　取……（六八）
第四節　强　盜……（六九）
第五節　殺人未遂……（七一）
第六節　重罪を犯かす意圖を以てせる暴行（謀殺故殺の意圖を以てせるもの以外の）……（七二）
第七節　決鬪及ひ決鬪狀……（七三）
第八節　不法監禁……（七四）
第九節　毆打傷害……（七五）
第一〇節　誹毀文書……（七六）
第九章　人及ひ禮節道德に對する罪……（七九）
第一節　强姦、誘拐、少女姦淫、誘惑……（七九）
第二節　小兒の遺棄及ひ扶養を怠ること……（八三）
第三節　墮　胎……（九二）
第四節　小兒を盜むこと……（九二）
第五節　重婚、近親相姦及ひ性に對する罪……（九二）
第六節　墓地及ひ屍體に對する罪……（九三）
第七節　宗敎及ひ良心に對する罪及ひ道德に對する他の罪……（九四）
第八節　風俗を壞亂する風體、見世物、書籍印刷物、家屋……（九六）
第九節　富　籤……（一〇二）
第一〇節　賭　博……（一〇五）
……（一〇七）

第一一節　質屋……（一一三）
第一二節　人に對する他の不法侵害……（一一五）
第一〇章　衞生及び安全に對する罪……（一二七）
第一一章　治安に對する罪……（一五九）
第一二章　本州の收入及び財產に對する罪……（一六七）
第一三章　財產に對する罪……（一七二）
第一節　放火……（一七二）
第二節　押入及び家宅侵入……（一七四）
第三節　押入用道具及び兇器携帶……（一七六）
第四節　僞造と贋造……（一七七）
第五節　竊盜罪……（一八二）
第六節　橫領……（一九二）
第七節　恐喝取財……（一九五）
第八節　氏名詐稱及び詐欺取財……（一九八）
第九節　故意に船舶を破損沈沒せしむること及び虛僞の書類を作成すること……（二〇六）

第一〇節　船舶遭難品の不正所持……（二〇七）
第一一節　保險に關する不正の行爲……（二〇八）
第一二節　度量衡に關する不正の行爲……（二〇八）
第一三節　法人の詐僞破產及び其經營に關する不正行爲……（二一〇）
第一四節　商品の本權に關する證書の不正發行……（二一〇）
第一五節　鐵道、道路、橋梁、電信を故意に害する行爲……（二一二）
第一四章　犯意を有せる不法侵害……（二一六）
第一五章　雜罪……（二四四）
第一節　鳥獸魚類の保護に關する法律の違反……（二四四）
第二節　他の雜罪……（二三三）
第一六章　通則……（二三九）

目次（終）

○備　考

○Country は假りに之を「郡」と譯せり

○State Boards of Prison Directors は我國の行刑局に相當する故第一編、第二編及ひ第三編の一部にては之を「行刑局」と譯し置けり。されとも第三編には其組織を詳記しあり理事會と譯する方便利なる故「理事會」と譯せり。即ち「行刑局」と「理事會」は同しものなり

○Fraudulently と云ふ文字は夫れ々々其場合に應して

犯意を抱きて
欺罔騙取
不正の
詐りて
詐　欺

Maliciously, feloniously は

犯意を抱きて

Corruptly は

犯意を抱きて
賄賂的に
瀆職

等と譯す可きも斯る譯字にては原語の意味を完全に寫し得さる場合なきに非らす。例へは「犯意を抱きて」の譯字にては Fraudulently なるや Maliciously なるや不明瞭の場合なきに非らす。故に原文の用語を明瞭に指示する爲め譯語を一定し假りに

Wilfully　は「故意に」
Fraudulently は「欺罔的に」又は「欺罔」
Maliciously は「惡意的」
Corruptly　は「買收的」
Feloniously は「重罪的」

と譯し置けり。例へは「欺罔的」の譯字は原文か Fraudulently たることを示せるのみにて夫々其場合に應して「犯意を抱きて」又は「不正の」又は「詐欺」と云ふ意味に解す可きものと知られ度し。

但し例外として

題字は夫々適當の譯字

Fraudulently は還擧權及ひ橫領の場合は「不正」銀行破產の場合は「詐欺」
Maliciously は殺人罪(一編八章一節)の場合は「犯意」
と譯し置けり。

○Burglary は Robbery 等と區別する爲め假りに之を「押入」と譯し置けり。

○Rape は本法の規定によれは「强姦及ひ一部の和姦」にして Rape with force and Violence か强姦なるも Rape の大部分は强姦にして通常之を强姦と呼ふ故 Rape を「强姦」Rape with force and Violence を「暴力を以てする强姦」(第六四四條參照)と譯し置けり。

○Warrant of Arrest 及ひ Arrest と云ふ原語は或場合に於ては明らかに我刑事訴訟法上の「勾引狀」及ひ「勾引」に該當し、或場合に於ては明らかに我刑事訴訟法上の「逮捕狀」及ひ「逮捕」に該當するも「勾引」「逮捕」何れの譯字を用るてよきや判斷に苦しむ條文も少なからす、無理に之を譯し分けるよりも全部同一の譯字を使用し置く方却て便利なるにより、假りに悉く之を「逮捕狀」及ひ「逮捕」と譯し置けり。尙ほ譯文中に「勾引狀」とあるは他の原語(Attachment等)を譯せるものなり。

○Bench-Warrant of Arrest も同樣「勾引狀」と譯す可きも假りに悉く之を「逮捕狀」と譯し、且つ Warrant of Arrest と區別する爲め故意に「ベンチ」の三字を付して「ベンチ逮捕狀」と譯せり。

○Warrant of Commitment 及ひ Commitment は「勾留狀」及ひ「勾留」に相當するも假りに之を「收監狀」及ひ「收

盜』と譯し置けり。

○Imprisonment は假に之を「禁錮」と譯せるも懲役、禁錮、均留又は其何れかを意味せるものなり。但し拘留の意味たることの明白なる場合は「拘留」と譯せり。

○City & Country は適當の譯字なし。一々原語を用ゆるも煩雜なる故假りに之を「市郡合併區」と譯せり。

○Township は同樣の事情により假りに之を「町區」と譯せり。

○Board of Supervisor は假りに之を「管理局」と譯せり。郡の首腦部なり。

○District Attorney は往々「地方判事」又は「區檢事」と譯する模樣なるも各郡各高等裁判所に District Attorney 一人其下に數人の Assistant, Deputy を置ける事實に照らして之を「檢事正」と譯せり。

○Conviction なる文字は世間周知の如く。

(イ)「審理陪審員の評決等によつて有罪と決定せること」のみを意味する場合と

(ロ)「其評決等に基きて下せる判決」を含める場合

の二種あり。從つて After Conviction と云ふ字句の如きも

(一)「有罪の評決の下れる後」と云ふ意味の場合と

(二)「有罪の評決に基きて判決を下せる後」と云ふ意味の場合

あり。(イ)(ロ)(一)(二)其何れなるやは夫々其場合に應して之を判定せざる可らず。乍然譯者の判斷を以て一々之を決定するときは飜譯のみならず法文の解釋を下たすことゝなり誤りを生ずるの虞ある故概ね之を「有罪決定」と假譯し置けり。尙ほ第一〇一六條等に掲くる A former judgement of conviction or acquittal of the offense charged と云ふ句の場合に於ては Not guilty の譯字「無罪」と區別する爲め Acquittal を無罪放免と譯したる結果之と釣合ふ譯字を用ゆる爲め Conviction を「有罪所刑」(實際處刑されたるや刑猶豫となれるや問題に非らず」と譯し置けり。要するに「其罪に關しては既に有罪又は無罪の判決濟み」と云ふ意味に過きず。

○原文に單に Magistrate と書いてあるときは悉く之をマジストレートと譯せり。

○訴訟法改正の趨勢を示す爲め一九一六年以後改正插入の分は一々其年月を掲け、且つ一九二四年以後改正の分は舊條文と改正條文(二字下けて)の双方を掲け置けり。改正年月、插入年月の記載なきものは一九一六年以前に發布せる條文なり。

一九二九年末現行カリホルニア州刑法（前編）

○名稱

第一條　本法はカリホルニア刑法（The Penal Code of California）と稱し左の三編に分つ。

第一編　犯罪及ひ刑罰
第二編　刑事訴訟手續
第三編　州獄及ひ郡獄

○緒則

第二條　本法は一八七三年一月一日正午十二時より之を實施す。

第三條　本法の規定は既往に遡りて之を適用すと明記せる場合は此限りに非らす。

第四條　刑事に關する成文律は嚴格に之を解釋す可しと云ふ普通法の原則は之を本法に適用せす。本法の

規定は其目的を達し公正を增進する見解を以て其文字の正當の意味に從つて悉く之を解釋す可し。

第五條　本法の規定か現行成文律と實體的に同一の場合に於ては其繼續と解釋す可し。新らしき成文律と解釋す可らす。

第六條　其作爲又は不作爲の行爲は犯罪なり之を罰すと

本法又は

其成文律は引續き效力を有し本法の規定の爲め何等影響を蒙らさる旨を本法に明記しある成文律又は前記成文律に基きて可決發布され且つ本法實施當時現に實行され居る市令郡令又は町區規則に規定せる又は本法前記成文律前記地方令中に之を罰する權限を付與せる作爲又は不作爲の行爲以外の

本法實施日の正午十二時後開始せる作爲又は不作爲の行爲は

犯罪とならす之を罰することを得す。本法實施日の正午十二時前開始せる作爲又は不作爲の行爲は恰かも本法の通過せさりしと同一方法にて之を糺問訴追處罰することを得。

第七條　本法中に文法上現在格を以て使用せる語は將來格及ひ現在格を含む。男性を以て使用せる語は女性及ひ中性を含む。單數は複數を複數は單數を含む。「人」なる語は法人及ひ自然人を含む。「郡」なる語は「市郡合併區」を含む。「書す」は「印刷す」「タイプライトす」を含む。宣誓(Oath)は誓言(Affirmation エーカー宗徒なとか宣誓の代はりに法廷にて行ふもの)又は Declaration(誓言の一種)を含む。宣誓口頭陳述、誓言口

頭陳述は其樣式の如何を論せす「證言す」("Testify")の語中に悉く之を包含す。宣誓文書陳述、誓言文書陳述は其樣式の如何を論せす「供述す」("Depose")の語中に悉く之を包含す。文字を書き得さる人(甲)か記號を書し他の人(乙)か甲の名を記號の側に書き乙か證人として乙自身の名を書する場合に於ては此記號は署名の語中に之を包含す。但し記號による署名を各種宣誓陳述書の署名として承認使用せんとする場合に於ては證人二名か證人として其名を書することを必要とす。

左の語は前後の關係上他の意味を有する事の明白なる場合の外本法に於ては左の意味を有す。

一、「故意に」(Wilfully)と云ふ語を或行爲をなせし又はなささりしときの意圖に適用する場合に於ては其語は其行爲をなせしとき又はなささりしときの目的又は氣進み(譯者註、他人に强ゐられてなせし等のことなく喜んて之をなせしこと)をさすに止まり法律に違反せんとする意圖、他人に害を與へんとする意圖又は利益を得んとする意圖のありしことを必要とせす。

二、怠たる。怠慢、過失、怠たりて、懈怠(Neglect, Negligence, Negligent, Negligently)と云ふ語は作爲又は不作爲の行爲の性質又は多分生す可き其結果に關して注意深き人か自己の業務に從事する際通常拂ふと同一の注意を拂はさりしことを云ふ。

三、買收的(Corruptly)と云ふ語は其作爲犯又は不作爲犯の犯人又は他の人に金錢其他利益を與ふる不法の計畫なり。

四、悪意、悪意を以てせる(Malice, Maliciously)と云ふ語は證據又は法律の推定によりて立證された
る
他人を惱まし、苦しめ又は害せんとする希望若しくは
不法の行爲をなさんとする意圖
を云ふ。

五、「知り乍ら」(Knowingly)と云ふ語は本法に規定せる作爲又は不作爲の行爲を惹起する事實の存在
することを知れることのみを云ふ。其作爲又は不作爲の行爲か違法なることを知れることを要せす。

六、「賄賂」(Bribe)と云ふ語は之を與へらるる人の公けの資格、官吏の資格に於ける行動表決又は意
見を不法に左右する買收的意圖を以て求められ與へられ又は受納さるる現在又は將來價格又は利益を
有するもの又は之を與ふる約束又は了解を云ふ。

七、「船舶」(水運に關する場合の"Vessel")と云ふ語は各種類の船、瀠船、運河船、艀及ひ商品又は人
を運送する爲め一ケ所より他の場所に航行するに適する各種の建造物を云ふ。

八、「治安官吏」(Peace officer)と云ふ語は第八一七條に掲くる官吏中の一を云ふ。

九、「マジストレート」(Magistrate)と云ふ語は第八〇八條に掲くる官吏中の一を云ふ。

一〇、物、財産(Property)と云ふ語は動産、不動産、不動産の双方を含む。

一一、不動産(Real property 物的財産權)と云ふ語はLands, Tenements, Hereditaments と其範圍を同し
くす。

一二、動産(Personal property 人的財産權)と云ふ語は Money, Goods Chattels, Things in action(裁判
によつて金錢又は動産を要求回收する權利)及ひ債權の證據を含くむ。

一三、「月」(Month)と云ふ語は反對の意味を明示せさる限り暦月を意味す。「日中」(Day-time)と云ふ
語は日出と日沒の間を云ふ。「夜間」(Night time)と云ふ語は日沒と日出の間を云ふ。

一四、「遺言」「遺言書」(Will)と云ふ語は Codicil を含くむ。

一五、「令狀」(Writ)と云ふ語は人民又は裁判所又は司法官の名にて發せられたる命令書を云ふ。「令
狀」「呼出狀」「召喚狀」(Process)なる語は司法手續の進行中發せる令狀、呼出狀、召喚狀を意味す。

一六、語及ひ句は文章の前後の關係及ひ其言葉の一般に認められたる用法に從つて之を解釋す可し。
但し法律上特別の意味を有する語句は其特別の意味に從つて之を解釋す可し。

一七、三人又は三人以上の官吏其他、人に共同權限を付與する語は其權限を付與する法律に反對の意
味を明示し居さる限り其過半數に其權限を付與するものと解釋す可し。

一八、裁判所又は官吏の印を書類に押捺す可き旨を規定せる場合に於ては「捺印」(Seal)なる語は書類
のみに押捺すること又は書類に添付せる捺印を認識し得る物質に捺印することを云ふ。一私人の捺印

は同様の方法にて又はペンにて花押を書くことによつて又は其名に對して「捺印」(Seal)と云ふ語を書くことによつて之をなすことを得。

一九、「州」なる語を合衆國の他の部分(譯者註、加州以外の意味)に使用する場合に於ては District of Columbia 及び Territories を含くむ。"United States" なる語は District 及び Territories を含くむ。

二〇、「條」なる語は他の法律を明記せさる限り以後本法中の條を意味す。

第八條　欺罔の意圖を有せしことか犯罪構成の必要條件なる旨を本法に規定せる場合に於ては人、組合、行政、團體又は民間の法人を欺罔する意圖を有せしことか明らかとなるを以て足れりとす。

第九條　此作爲又は不作爲の行爲は罰す可き行爲なりと本法に規定しあるのみにて

其作爲又は不作爲の犯人は法律に規定し民事訴訟民事手續を以て之を回收又は執行することを許せる損害賠償、罰金沒收其他救濟を求めらるる責任を有する旨

を特に本法に明記しあらさる場合と雖も之れか爲めに之を回收又は執行する權利に何等影響を生することなし。

第一〇條　官職其他法律を以て付與せる地位特別權限を剝奪する旨若しくは官吏、公務員其他法律を以て付與せる特別權限を有せる人を懲戒、免黜、停職に處する旨を本法に明記しあらさる場合と雖も之れか爲め前記剝奪、前記懲戒、免黜、停職に處する權限又は懲戒、免職、停職に處する法定の手續に何等影響を

生することなし。

第一一條　本法は法律を以て軍法會議其他軍務當局軍務官吏に付與せる

犯人に刑罰を課する權限

に何等影響を及ほすものにあらす。法律を以て公共團體裁判官衙官吏に付與せる

侮辱罪を罰する權限

に何等影響を及ほすものにあらす。

第一二條　或犯罪に對して之に掲くる通りの刑罰を課す可き旨を規定せる本法の規定は同時に

其罪を決定し規定の刑罰を課する義務

を判決を言渡す權限を付與され居る裁判所に負擔せしむ。

第一三條　犯罪に對する刑罰を決定せす單に其限度のみを定めたる場合に於ては其罪を犯せる場合に課す可き刑罰は本法に規定せる限度の範圍に於て

判決を言渡す權限を付與されたる裁判所

之を決定す。

第一四條　證人として或人を訊問せる結果得たる證據は其人の有罪の證據として之を採用し得さる旨を規定せる本法の條項は其證據を其人か其訊問によつて僞證罪を犯せる證據とすることを禁するものに非ら

す。

第一五條　「罪」又は「犯罪」（"Crime" or "Public Offense"）は之を禁し又は之を命する法律に違反して之をなし又は之をなさざりし、且つ有罪と決定するときは之に對して左の刑罰の中の何れかを課す可き行爲なり。

一、死　刑
二、禁　錮
三、罰　金
四、免　職、又は
五、本州に於て無給、有給の官職に就く資格を剝奪すること

第一六條　罪を

一、重罪（Felony）及ひ
輕罪（Misdemeanors）

に分つ。

第一七條　重罪は死刑又は州獄禁錮に處す可き罪なり。他の罪は皆輕罪なり。州獄禁錮に處することも出來れは裁判所の自由裁量を以て罰金又は郡獄禁錮に處することも出來る犯罪の場合に於て裁判所か州獄禁錮以外の刑罰を課する判決を下せるときは其後其事件は何れの點に於ても輕罪と見做す可し。

第一八條　重罪なりと宣言せる犯罪は總へて之を五年以下の州獄禁錮に處す。但し之と異なれる刑罰を本法に規定せる場合は此限りに非らす。

第一八條　一九二九年六月削除

第一八條a（一九一九年三月挿入）　重罪なりと宣言し且つ州獄禁錮に處する犯罪の最小刑罰は總へて六ヶ月以上の州獄禁錮なり。但し之と異なれる最小刑罰を法律に規定せる場合は此限りに非らす。

第一八條a　一九二九年六月削除

第一九條　輕罪なりと宣言せる犯罪は總へて之を六ヶ月以下の郡獄禁錮又は五百弗以下の罰金又は双方に處す。但し之と異なれる刑罰を本法に規定せる場合は此限りに非らす。

第二〇條　罪を構成するには行爲と意圖又は犯罪となる可き過失（Negligence 怠慢）の結合の存在することを必要とす。

第二一條　意圖は犯罪と關聯せる周圍の事情や被告人の精神の健全なりしことや判斷の自由を有せしことやによりて之を證明す。白痴にも非らす精神病者にも非らさる人は皆精神の健全なる人なり。

第二二條　自發的に泥醉せる人の犯せる罪は泥醉の理由を以て其罪を減し得るものにあらす。されとも或

種の犯罪又は或等級の犯罪を構成するには或目的動機又は意圖の實際存在せしことを必要條件とする場合に於ては陪審員は被告人か罪を犯せし目的、動機又は意圖を決定するに當りて被告人か當時泥酔し居し事實を考慮に入るることを得。

第二三條　本法の發布は左の法律の規定に何等影響を生することなし。左の法律は本法の規定の如何に拘はらす依然效力を有するものなり。但し今後發布する法律によりて廢止又は變更さるる場合は此限りに非らす。

（一）　都市の自治制、法人制に關する一切の法律及ひ之を改正又は增補する法律

（二）　市郡合併に關する一切の法律及ひ之を改正又は增補する法律

（三）　州債及ひ州債證書發行に關する一切の法律及ひ之を改正又は增補する法律

（四）　牧牛呼集及ひ其取締に關する一切の法律

（五）　家畜審判官に關する法律

（六）　州内の諸町區諸郡に水利に關する委員會監督者を設け之に關する規定を定むる一切の法律

（七）　州獄分監(支獄)に關する一切の法律

（八）　一八六八年三月三十日裁可せる動物虐待を一層防止することに關する法律

（九）　一八六六年五月三十一日裁可支那人醜業營業店撲滅に關する法律

（一〇）　一八七〇年四月一日裁可桑港酔漢收容所に關する且つ其理事役員の權限職務を規定する法律

（一一）　一八六六年三月二十日裁可シスキヨク郡に於ける商標に關する法律

（一二）　一八六六年三月三十一日裁可マリン郡のボリナズ灣に於ける魚の滅亡を防止する法律

（一三）　一八六六年四月二日裁可シスキヨク郡に於ける鰤に關する法津

（一四）　一八六八年一月二十九日裁可ナパ河及ひソノマ河に於ける魚の滅亡を防止する法律

（一五）　一八七〇年三月十八日裁可アラメダ郡のメルリツト湖、ペラルタ湖の水面、水中、湖畔の魚及ひ鳥獸の滅亡を防止する法律

（一六）　一八五九年四月十八日裁可フムボルト郡キール川の鮭漁を取締る法律

（一七）　一八六六年三月二十日裁可プレズノ・チユレーア・モンテレー・マリポサ郡に於ける牧畜業者の一層保護に關する法律

（一八）　一八五一年四月二十八日裁可牡蠣に關する法律

（一九）　一八六六年四月二日裁可牡蠣養殖所に關する法律

（二〇）　一八七〇年四月四日裁可瓦斯會社に關する法律

第二四條　本法を引用又は改正する場合に於ては單に「刑法」と稱し必要の節は條數を附記することを得。

第一編　犯罪及ひ刑罰

第一章　罪に對して刑罰を受く可き人

第二六條　左の種類に屬する人以外の人は皆罪を犯かすことの出來る人なり。

一、問題となれる行爲をなせしとき其不正の行爲たることを知つて居たと云ふ明白なる證據のなき限り、十四歲以下の少年

二、白痴

三、精神病者

四、事實を知らすして又は誤解して犯罪となる可き作爲又は不作爲の行爲をなせし人。其事實を知らさること又は誤解せることか犯意のなきことを證する場合

五、之を意識せすして（譯者註、其行爲の性質如何を意識せすして）其行爲をなせし人

六、災難の爲めに又は突發事故の爲め問題となれる作爲又は不作爲の行爲をなせし人。邪惡の意圖又は罰す可き過失懈怠のなかりしことの明らかなる場合

七、其夫の脅迫、命令又は强制の下に其行爲をなせる既婚婦人（重罪を除く）

八、之を拒絶せは其生命に危險を生すと信す可き相當の理由を有すること且つ斯く信せしことを證するに足るたけの强き脅迫の下に問題となれる作爲又は不作爲の行爲をなせし人（死刑に處す可き犯罪に非らさる限り）

第二七條　左の人は本州の法律によつて刑罰に處せらる可き人なり。

一、州内にて罪の全部又は一部を行ひし人

二、州内にて之を行はは本州の法律によつて竊盜、强盜又は橫領となる可き罪を本州外にて犯し其盜める物又は橫領せる物又は其一部を本州内に運ひたる若しくは其盜める物又は橫領せる物又は其一部と共に本州内にて發見されたる人

三、州外に居乍ら他の人をして州内にて罪を犯さしめ又は犯かすことを幇助、勸告、奬勵したる後州内にて發見さるる人

第二八條　削除

第二章　犯人

第三〇條　犯人を

一、正　犯（Principals）及ひ
二、從　犯（Accessories）

に分つ。

第三一條　重罪たると輕罪たるとを問はす又其人か犯罪を構成する行爲を直接實行せると其實行を幇助、敎唆せると其實行されたる場所に居すして其實行を慫慂奬勵せしとを問はす其罪を犯すことに關係せし人及ひ罪を犯かすことを十四歳以下の少年精神病者、白痴者に勸告奬勵せし人、若しくは人をして罪を犯さしむる爲め欺罔、謀計又は暴力を以て其人に飮酒せしめたる人、若しくは脅迫命令又は强制を以て他人をして余儀なく罪を犯かすに至らしめたる人は其犯かせる罪の正犯なり。

第三二條　重罪の犯されたることを知れる後マジストレートに對して之を秘し又は其被疑者、被告人、犯人を庇護藏匿せるものは從犯なり。

第三三條　從犯は五年以下を州獄禁錮又は二年以下の郡獄禁錮又は五千弗以下の罰金に處す。但し之と異なれる刑罰を規定せる場合は此限りに非らす。

第三章　州の主權に對する罪

第三七條　本州に對する反逆は之に對して戰爭を開らくこと、其敵に加はること又は其敵に援助と慰藉を與ふることのみより成立す。州に對して服從の義務を有する人のみ之を犯かすことを得。反逆罪を犯せるものは之を死刑に處す。

第三八條　反逆罪の隱秘は反逆罪に同意又は干與せさるも之を知りて之を隱したるものなり。反逆罪の隱秘は五年以下の州獄禁錮に處す。

第四章　選擧權に對する罪

第四〇條　選擧官吏に任命就任せさるものか選擧官吏として執務すること及ひ選擧官吏に非らさるものか選擧の際投票せる投票紙の處理勘定點檢に關する選擧官吏の職務を行ふことは重罪に該當し有罪と決するときは之を二年以上七年以下の州獄禁錮に處す。

第四一條　選擧に關する本州の法律の規定の下に或職務を行ふ可き責任を有する人か故意に之を行ふことを怠たるか又は之を行ふことを拒はむか若しくは其官吏の資格を以て、知り乍ら且つ欺罔的に其法律の規定に違反せる行爲をなせるときは

其作爲又は不作爲の行爲に對して之と異なれる刑罰を本法に規定しあらさる限り

一千弗以下の罰金又は五年以下の州獄禁錮又は双方に處す。

第四二條　自己か選舉權者名簿に登錄さる可き資格を有せさることを知り乍ら故意に法定（作成保管する樣法律に規定せる）選舉權者名簿に自己を登錄せしめたる又は登錄さるることを得たる又は登錄することを許せる人は一年以上三年以下の州獄禁錮に處す。

第四二條ａ　他人か選舉權者名簿に登錄さる可き資格を有せさることを知り乍ら故意に其人を法定（之を作成保管する樣法律に規定せる）選舉權者名簿に登錄せしめたる又は登錄さるることを得たる又は登錄することを許せる人は一年以上三年以下の州獄禁錮に處す。

第四三條　選舉審判係りより命せられ乍ら宣誓し乍ら他人の選舉權に關して同係りの發せる之に適切なる問に答ふることを拒はみ又は宣誓し乍ら他人の選舉權に關して同係りの發せる之に適切なる問に答ふることを拒はめるものは輕罪に該當す。

第四四條　選舉權者登錄係りの許に出頭證言する爲め呼出されたる人か故意に之に應せさるときは輕罪に該當す。

第四五條　投票す可き資格を有せさるに拘はらす不正の投票をなせるもの、及ひ

一選舉に一回以上投票したるもの、又は

知り乍から二枚又は二枚以上の投票紙を一所に折り重ねて渡せるもの、又は

投票箱に投せられたる投票紙を入れ換へたるもの、又は

投票箱内の投票を計算せる前たると計算せる後たるとを問はす正當の投票の入つて居る投票箱に不正投票

を投入して其數を殖せしもの又は殖さんとせしもの、又は

投票紙の計算の際取調の際たると否とを問はす選舉の結果を變更する意圖を以て、正當に投票せる投票紙に他の投票紙を加へ又は變せ又は加へんとし又は變せんとせしもの、又は

選舉を中止する又は無效とする目的を以て選舉投票人名簿又は投票紙又は投票箱を持ち去り又は破毀し又は持去らんとし又は破毀せんとせしもの、又は

故意に選舉報告書を抑留切斷又は破毀するもの、又は

選舉又は點檢か正當合法に行はるることの妨けとなる樣、何等かの方法にて選舉を行ふ官吏又は點檢をする官吏又は其選舉權を合法的に行ふ投票者の邪魔をする人は重罪に該當す。

第四六條　選舉權を有せさるに拘はらす不正の投票をなさんとせし人若しくは選舉權は有するも一選舉に一回以上投票せんとせし人若しくは選舉權者の氏名を詐稱せる又は詐稱せんとせし人は一年以上二年以下の州獄禁錮に處す。

第四七條　他人か選舉權を有せさることを知り乍ら之に投票せしめ又は投票することを勸告せし人若しくは前條に揭くる罪を犯かすことを幇助又は敎唆せるものは二年以下の州獄禁錮に處す。

第四八條　選舉人名簿を變更又は破毀すること又は投票箱より投票紙をぬき出すことを幇助せる、若しくは投票箱に不正の方法を以て投票紙を入るること又は投

投票箱内の投票を計算せる前たると計算せる後たるとを問はす正當の投票の入つて居る投票箱に不正投票を投入して其數を殖せし又は殖さんとせし、若しくは

投票紙の計算の際たると取調の際たるとを問はす選擧の結果を變更する意圖を以て正當に投票せる投票紙に他の投票紙を加へ又は交せ又は加へんとし又は交せんとしたる、若しくは

自己か之を防止する權限を有するとき他人の斯る行爲をなすことを許せる、若しくは

選擧人名簿、投票箱又は合法的に投票せる投票を持去り又は破毀せる、若しくは

知り乍ら他人か選擧人名簿、投票箱又は合法的に投票せる投票を持去り又は破毀することを許せる選擧官吏又は書記は二年以上七年以下の州獄禁錮に處す。

第四九條　投票箱に選擧人の投票紙を入るる以前に其投票紙に書ける人名を見付けんとせし若しくは

投票人より折疊める投票紙を渡され之を投票箱に入るる前に自から開ける又は之を開らき又は調へることを許せる、若しくは

投票されたる人の名を確むる爲め折り疊める投票紙に記號を付ける、若しくは

不正の手段又は違法の手段を以て發見せる被投票者の名を之を投票せる選擧人の同意を得すして發表せる選擧監督、選擧審判係り又は選擧書記は五十弗以上五百弗以下の罰金又は三十日以上六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第四九條a　選擧係り又は選擧係書記として執務しつつある人にして英語を續むこと、書くことの出來ぬ人若しくは選擧係り又は其書記に任命されたることを通知されたる後選擧係又は管理局に相當の理由を示さすして選擧係り又は其書記として執務することを拒絶する人は輕罪に該當するものとして五百弗の罰金に處し之を納めさるときは一日二弗の割合にて之に該當する期間の郡獄禁錮に處す。

第五〇條　事實上選擧を行はさる區又は町にて行はれたりと稱して選擧報告書を僞造せる若しくは實際選擧を行へる區又は町の眞正の選擧報告書の代はりに僞造せる選擧報告書を故意に置き換ゆる人は二年以上七年以下の州獄禁錮に處す。

第五〇條a　Initiative Referendum 又は Recall の願書（譯者註、第六四條b參照）に僞名又は他人の名を署名する人は重罪に該當し一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。

第五一條　公式又は非公式の選擧報告書に於ける實際の投票數を故意に增減せる人若しくは前記選擧報告書を變更せる人は一年以上五年以下の州獄禁錮に處す。

第五二條　第四條に揭くる罪の何れかを犯すことを幇助又は敎唆せる人は六ヶ月間の郡獄禁錮又は二年以下の州獄禁錮に處す。

第五三條　暴力、脅迫、賄賂によりて直接又は間接に選擧人の投票を左右し又は其投票を妨けんとする若しくは

何等かの手段(其手段の何たるを問はす)を以て選舉人の選舉權の行使を抑制妨害し又は選舉人をして選舉權の行使に關して畏怖又は不安の念を抱かしめたる、若しくは

投票を希望するも字を讀むことの出來ぬ選舉人に或人の名を手書又は印刷せるチケット(チケットは候補者の名をかいてある投票紙)を與へて或人に非らさる人の名を手書又は印刷してあると其選舉人に告けたる(譯者註、Aを投票し度いと考へて居るもAと云ふ字を知らぬ選舉人にBの名札を與へて此字かAたと告ける)若しくは

選舉人を欺きて其投票せんと企て又は欲して居る人以外の人に投票せしむる樣之を欺罔せる若しくは

選舉監督、選舉審判係、選舉書記として執務中脅迫、報酬、報酬を與ふる約束によりて選舉人か投票せんと企て又は望む人と違つた人に投票する樣選舉人を誘へる又は誘はんとせる人は重罪に該當す。

第五四條　自己又は他人の當選を謀る意圖を以て

一、選舉前又は選舉中自己の費用を以て選舉人の集りに饗應を供せる、若しくは

二、斯る饗應費を拂ひ又は拂ふ世話をし又は拂はんと約束せる、若しくは

三、選舉人を投票所に出頭せしむる目的を以て又は選舉人を投票所に出頭せしむる爲め何人かに拂ふ目的を以て(但し病氣中又は病弱の投票人の乘車賃は此限りに非らす)金又は物を渡し又は渡さんと約束せる、若しくは

四、候補者の當選を謀る爲め選舉前公共問題を研究する公衆集會を開らく費用候補者投票紙貼札其他書類の印刷配布費以外の金又は物を渡し又は渡さんと約束せる

人は輕罪に該當す。

第五四條b　人か自から直接又は他人を介して

一、投票する爲め又は投票を約せる爲め又は投票所に來たる爲め又は投票所に來ることを約せる爲め又は投票をなさざる爲め又は投票をなさざることを約せる爲め又は或人に投票することを約せる爲め又は或人に投票する爲め又は或人に投票せさることを約せる爲め自己又は他人の爲め選舉前又は選舉中金錢、贈物、貸金、其他の對價、地位、就職口を受領同意又は約束すること

二、自己又は他人か或人に投票せし又は投票せさりし爲め若しくは自己又は他人か投票所に來りし又は來らさりし爲め若しくは投票する樣又はせさる樣又は或人に投票する樣又はせさる樣又は投票所に來る樣來らさる樣他人を誘ひし爲め選舉中又は選舉後金錢其他有價物を受取ること

三、政黨又は主義に基ける團體又は倶樂部又は協會又は組合を代表せる又は代表すと稱せる會議委員會其他團體の被指名者又は候補者に或人を當選せしむる樣自己又は他人か其人を投票せる爲め若しくは自己又は他人か或人を前記被指名者又は前記候補者に當選せしむる樣援助せる爲め選舉前又は選舉

中又は選擧後金錢其他有價物を受取ること
は不法なり。
前記の罪を犯せる人は一年以上七年以下の州獄禁錮に處す。
第五四條b　人か自から又は他人を介して直接又は間接に
一、投票する樣又は投票せさる樣又は或人に投票せさる樣又は投票所に來る樣又は來らさる樣投票者を誘ふ爲め若しくは投票者か投票せし爲め又は投票せさりし爲め又は或人に投票せし爲め又は投票所に來りし爲め又は投票所に來らさりし爲め投票者又は他の人に金錢其他對價を拂らひ又は貸し又は寄付し若しくは拂らはん又は貸さん又は寄付せんと申出て又は約束すること
二、投票する樣又は投票せさる樣又は或人に投票する樣又は或人に投票せさる樣人を誘ふ爲め投票人又は他の人に地位又は就職口を與へ又は提供し又は約束し又は地位又は就職口を周旋する樣約束し又は就職口の周旋に努むること
三、或候補者の當選する樣又は或選擧人か投票する樣周旋する樣又は周旋に努むる樣何人かを誘ふ爲め其人に前記の贈物、貸付、提供、周旋又は約束をなすこと
四、前記贈物、貸付、提供、周旋又は約束の結果或候補者の當選又は或選擧人の投票を周旋すること

又は周旋を約束すること又は周旋に努むること
五、其全部又は一部を選擧に關する買收費に用ゆる意圖を以て他人に又は他人の用途に供する爲め金錢其他有價物を前渡しし又は拂ひ又は拂はしむること、若しくは
其全部又は一部を選擧に關する買收費に費せる金錢を支拂又は拂戻す爲め知り乍ら人に金錢其他有價物を拂ひ又は拂はしむること
六、選擧人をして確かに投票せしむる爲め又は或候補者に投票する樣選擧人を誘ふ爲め其選擧人を選擧區域内の任意の場所又は住所に宿泊せしめんとし全部又は一部を其費用に宛つる意圖を以て何人かに又は何人かの用途に金錢其他有價物を前渡しし又は拂らひ又は拂はしむること
七、州獄禁錮に處せらる可き選擧關係規定の違反罪の被疑者、被告人となれる人か逮捕を免るる樣幇助又は援助する費用に其金錢の全部又は一部を使用する意圖を以て人に又は人の用途に金錢其他の有價物を前渡しし又は拂らひ又は拂はしむること
八、政黨又は主義に基ける團體又は倶樂部又は協會又は組合を代表せる又は代表すと稱せる會議委員會其他團體の公職候補者に選はれたる對價として若しくは他の人か公職候補者に選はれたる對價として若しくは會議倶樂部、協會組合の一員か何人かを公職候補者に投票せる對價として他の人に又は他の人の用途に金錢其他有價物を前渡しし又は拂らひ又は拂はしむること（但し公職に指名さるる候

補者か豫備選擧費中本州行政法に規定せる割合を寄付する場合のみを除く）

九、何人かか公職候補を辭退せる對價として人に又は人の用途に金錢其他有價物を前渡しし又は拂ひ又は拂はしむること

は不法なり。

本條に掲くる罪の何れかを犯せる人は一年以上七年以下の州獄禁錮に處す。

第五五條　候補者か自己に投票する樣若しくは自己の當選の出來る樣世話又は幇助する樣人を誘ふ爲め若しくは投票、世話、幇助せる對價として人に地位を與へんと申入れ又は人に地位を與へんと約束すること は輕罪に該當す。

第五六條　個人の資格を以てせると委員會又は組合の役員又は一員たる資格を以てせるとを問はす州會議員、管理局理事、學務局理事、各種議員の候補者となれる人に之に當選せるものの扱ふ可き或議案、或事件に贊成又は反對せんことを求むる人及ひ之に當選せは扱ふ可き或議案、或事件に贊成又は反對する旨を文書に署名し又は言質を與ふる前記候補者は輕罪に該當す。本條の規定に違反せる候補者は輕罪に該當する上其當選せる地位に就く資格を失ふ。本條の規定は其候補者か其候補者に推薦せる會議に對して與ふる言質又は約束若しくは其推薦證書に署名せる人に對して與ふる言質又は約束に之を適用せす。

第五六條　候補者に非らさる人か申込をなせる候補者に投票する樣又は其候補者の當選の出來る樣にする

樣又は其當選を助くる樣何人かを誘ふ意圖を以て前條に違反せる申込を後者に傳ふることは輕罪に該當す。

第五七條　他の候補者よりも一候補者の利益を計る樣賄賂を與へらるる又は提供さるる人を左右する意圖を以て、本州に於ける有給無給の公務員の候補者を指名する爲め開ける議員豫選會、政黨の會議委員會豫選會又は政治的集合の役員又は一員に賄賂を與へ又は提供する人及ひ前記賄賂を收受し又は收受せんと申込む前記團體の何れかの一員又は人は一年以上七年以下の州獄禁錮に處す。

第五七條ａ　選擧人名簿又は投票紙を變更又は破毀すること又は投票箱に不正の方法を以て投票紙を入ること又は投票箱より投票紙を拔き出すことを幇助する、若しくは

投票箱内の投票を計算せる前たると計算せる後たるとを問はす正當の投票の入つて居る投票箱に不正投票を投入して其數を殖やし又は殖さんとせし、若しくは

投票紙の計算の際取調の際たると否とを問はす選擧の結果を變更する意圖を以て正當に投票せる投票紙に他の投票紙を加へ又は交せ又は加へんとし又は交せんとしたる、若しくは

自己か之を防止する權限を有するとき他人の斯る行爲をなすことを許せる、若しくは

選擧人名簿、投票箱又は合法的に投票せる投票紙を持去り又は破毀せる、若しくは

知り乍ら他人か選擧人名簿、投票箱又は合法的に投票せる投票を持ち去り又は破毀することを許せる選擧官吏又は書記は二年以上七年以下の州獄禁錮に處す。

第五十八條　脅迫、示威又は不法の暴力を以て、公共問題を考究する爲め選擧人か公けの集會に集まることを故意に妨害又は妨止する人は輕罪に該當す。

第五九條　選擧に投票する樣又は投票せさる樣又は或人(A)を選擧する樣又は或人(A)を選擧せさる樣人(B)を誘ひ又は强制する爲め若しくは或人(A)の爲めに若しくは或人(A)に投票せし又はせさりし爲め人(C)か自から又は他人を介して直接又は間接に暴力を用ゐる又は人を監禁せんと脅し若しくは自から又は他人を介して人に傷害、損害、損失を蒙らしめ又は蒙らしめんと脅し若しくは何等かの方法にて何人かに對して脅迫を加ふることは不法なり。誘拐、强迫又は其方法の如何を問はす暴力又は不正の術策計略を以て選擧人か選擧權を自由に行使することを妨くることを若しくは選擧の際投票する樣又はせさる樣又は或人に投票する樣又は或人に投票せさる樣選擧人を强制、誘惑、壓倒することは不法なり。其使用人に給料賃銀を拂ふ際使用人の政治上の意見又は行動を左右する考を以て候補者の名又は政治上の格言題目明らかに又は暗に脅迫を含める議論を手書又は印刷せる給料袋に其給料賃銀を包むことは雇主として合法に非らす。其職工使用人の政治上の意見又は行動を左右する考を以て

一、政黨又は團體の候補者又は或候補者を選擧するときは其經營せる作業は全部又は一部止まる旨又

は其營業は閉鎖する旨又は其職工使用人の給料賃銀を減する旨其他明らかに又は暗に脅迫せる文字を掲くる引札又は掲示

を選擧より九十日以内に、其職工使用人の働く工場、製作所、其他場所に掲くることは雇主として違法なり。本條は法人竝に個人に適用す。本條の規定に違反せる人又は法人は輕罪に該當す。本條に違反せる法人は其設立免許狀を剝奪す。

第六〇條　選擧の結果若しくは或人又は或候補者の當選又は落選若しくは投票總數又は或候補者の投票數若しくは何人かの投票數に關して賭をなす又は賭を申込む又は賭に應するものは輕罪に該當す。

第六一條　選擧に關する本州法律の規定に故意に違反せるものは之と異なれる刑罰を本法に規定しあらさる限り一千弗以下の罰金又は五年以下の州獄禁錮又は双方に處す。

第六二條　行政法第三編第二章第八節の規定に一致せさるチケット(第五三條參照)を印刷せるもの若しくは其チケットか行政法第三編第二章第八節の規定に一致せさることを其當時知つて居乍ら他人に之を與へ又は配布せるものは輕罪に該當す。

第六二條a　其人物又は政治的行動を非難して公職に關する豫選候補者又は選擧候補者を傷け又は破らんと企てたる同文通知書、冊子、手紙、貼札を故意に手書印刷貼布分配し又は手書印刷貼布分配せしむる人

は

其同文通知書、冊子、手紙、貼札の見易き場所に之を發する政治團體又は他の團體の團長及ひ秘書の名又は少なくとも役員二名の名若しくは其責任者たる且つ本州選擧權者たる人の氏名及ひ住所町名番地(若しあらは)を記載しあらさる限り

輕罪に該當す。

第六二條b　本法第六二條aに掲くる種類又は性質の同文通知書、冊子、手紙又は貼札を印刷せる人か其印刷所及ひ印刷者の氏名を之に掲けさるときは輕罪に該當す。

第六三條　一九一七年四月削除

第六三條半　一九一七年四月削除

第六三條b　總選擧日又は特別選擧日と定まれる日の選擧を行ひ得る時間中選擧を行ひ居る選擧區域内に於て酒麥酒葡萄酒其他酒類を賣り與へ又は供給する酒屋、銘酒屋の主人は酒屋、銘酒屋の許可を得たると否とを問はす輕罪に該當す。

第六四條　他に證人となり得さる欠點のなき人は其證言か自己を罪に陷ゐるることを理由として本章に掲くる罪に關して證言することを免るることを得す又證言する資格を失ふものに非らす。但し其證人の證言せる罪に關して其後其證人を訴追することを得す。

第六四條半　本法第四〇條、第六四條を含みて第四〇條乃至第六四條の規定は「豫備」(Primary)なる文字か本條に用ゆる「選擧」(Election)なる文字と結ひ付けて用ゐらるる場合たると否とを問はす關係法規、關係名簿に基きて官憲監督の下に行はるる豫選(Primary Election)と稱する選擧に對して他の選擧に對すると同樣の效力を以て之を適用す。

第六四條b　一、人か

其願書の內容趣旨又は結果を僞はりたる又は之に關して虛僞の記事を掲くる Initiative, Referendum, Recall(州民か州會を經すして法律を發議したり州會を通過せる法律を左右したり官吏を罷めたりすること)に關するカリホルニア州の憲法又は法律に規定せる願書を

之に署名する人又は署名せんと欲する人又は署名を求めらるる人又は之に關して質問する人又は署名を得る爲め贈らるる人に

本人又は代人として配布し又は其配布を監督し又は之に署名を得ることは不法なり。

二、本條に掲くる願書に署名を得る爲め若しくは之に署名する樣人を勸誘する爲め故意に又は知り乍ら斯る願書の內容趣旨又は結果に關して虛僞の記事を配布又は發表することは不法なり。

三、本條に掲くる願書を差出す人か其願書に署名せる署名は其願書に掲くる人の眞正の署名に非らさることを知り乍ら之を

法律上斯る願書を受理し得る書記其他官吏

に差出すことは不法なり。

四、人か本條に掲くる願書に虚僞又は僞造の人名を含くむことを知り乍ら之を配布し又は配布せしむることは不法なり。

五、本條に掲くる願書又は之に署名せる署名に關して虚僞の宣誓文書を作成することは不法なり。

六、官公吏又は雇員か本條に掲くる願書又は之に署名せる署名に關して知り乍ら虚僞の報告書、證明書又は宣誓文書を作成することは不法なり。

七、人か知り乍ら本法に掲くる願書に一回以上自己の名を署名すること若しくは其署名當時自己か之に署名する資格を有せさることを自ら知り乍ら之に其名を署名することは不法なり。

八、本人たると代人たるとを問はす本條の規定に違反せるものは二年以下の州獄禁錮又は郡獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は双方に處す。

第五章　行政權に關する罪

第六五條　就任の宣誓をなさす又は命せられたる身元保證を立てすして官吏としての職務を行へる人は輕罪に該當す。

第六六條　其行爲を有效とすることか他の人に影響を及ほす場合に於ては前條は事實上官吏の職務を行使せる人のなせる行爲の效力に影響を生するものと解釋す可らす。

第六七條　官吏としての行爲決定表決意見其他手續に關して官吏を左右する意圖を以て本州の執行官吏に賄賂を贈り又は贈らんと申込む人は一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。且つ本州に於て官公職に就く資格を剝奪す。

第六七條半（一九二九年五月挿入）　カリホルニア州又は其郡又は其市又は其行政區劃の補助官吏又は雇員又は被任命者に賄賂を贈り又は贈らんと申込める人は輕罪に該當す。

第六八條　其當時懸案となれる事項又は官吏として其扱ふ可き事項に關する表決、意見又は行動を之によつて左右する契約又は了解の下に賄賂を求め又は收め又は收めんと約束する執行官吏又は執行官吏に選擧又は任命されたる人は一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。且つ其他位を剝奪す。且つ永久に本州の公務員となる資格を失ふ。

第六九條　脅迫又は暴力によつて執行官吏か法律を以て其官吏に命せる職務を行ふことを妨けんとする人若しくは知り乍ら暴力を以て其官吏か其職務を行ふことを阻止する人は五千弗以下の罰金及ひ五年以下の郡獄禁錮に處す。

第七〇條　其公務をなせることに對して法律に規定せる報酬慰勞金以外の報酬慰勞金又は其約束を知り乍ら求め又は收むる各執行官吏又は各補助官吏は輕罪に該當す。

第七〇條(一九二九年改正)　其公務をなせることに對して法律に規定せる報酬慰勞金以外の報酬慰勞金又は其約束を知り乍ら求め又は收め又は收めんと約束せるカリホルニア州又は其郡又は其市又は其行政區劃の執行官吏又は補助官吏又は雇員又は被任命者は輕罪に該當す。

第七一條　契約に關係することに若しくは其賣手又は買手となること若しくは其證書其他債權の證據を買ふことを本州の法律によりて禁止されたる官吏又は人か其法律の規定に違反するときは一千弗以下の罰金又は五年以下の州獄禁錮に處す。且つ永久に本州の官吏となる資格を剝奪す。

第七二條　欺罔の意圖を以て許容又は支拂の爲め

若し眞正のものならは之を許容する又は支拂ふ權限を有する州官衙又は州官吏又は郡、町、市、區(Ward)又は村の官衙又は官吏に

虛僞又は不正の請求書、勘定書、受取證書又は文書を呈出する人は重罪に該當す。

第七二條(一九二七年五月改正)　欺罔の意圖を以て、許容又は支拂の爲め若し眞正のものならは之を許容する又は支拂ふ權限を有する州官衙又は州官吏又は郡、町、市、區(District, Ward)又は村の官衙又は官吏に虛僞又は不正の請求書、勘定書、受取證書又は文書を呈出するものは重罪に該當す。

第七三條　自己又は他人を官吏に任命する若しくは自己又は他人か官吏の職務を行ふことを許す對價として報酬又は謝禮を與へ又は與へんと申込む人は輕罪に該當す。

第七四條　報酬又は謝禮の爲めに他人を官吏に任命し又は他人か其職務を行ふことを許せる官吏は五千弗以下の罰金に處す。且つ其地位を剝奪し且本州に於て官吏の地位に就く資格を永久に剝奪す。

第七四條 a　其代理書記其他部下の官吏の法定給料、法定手數料の幾部分を自己の用途又は他人の用途に流用し保留し受領し又は保管する本州又は其郡、市郡合併區、市又は町區の官吏は重罪に該當す。

第七五條　其選擧又は任命されさる官職に故意に且つ知り乍ら强ゐて就任せんとする人及ひ執行官吏たりしも其任期の滿了し後任者の選擧又は任命されて就任せる後故意に其公務を行へる人は輕罪に該當す。

第七六條　法律を以て廢官となれる官吏若しくは其任命又は選擧されたる期間の滿了せる官吏若しくは辭職又は其地位を去れる官吏か其役所に關する又は屬する記錄書類文書を其後任其他之を受取る資格を有せる人に故意且つ不法に渡さるか若しくは之を毀損破毀又は運ひ去るか若しくは官吏として其保管せる金又は物を其後任其他之を受取る資格を有せる人に故意且つ不法に渡さざりしときは一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第七七條　本節の規定は恰かも之を本節に揭けしと同一方法にて之を行政官吏、補助官吏(administrative and ministrial officer)に適用す。

第六章　立法權に對する罪

第八一條　本州の議會又は之を構成する上下兩院の何れか又は其議員の何人かか會合すること又は團體を作ることを故意に且つ暴力又は欺罔的手段を以て妨けんとする人は重罪に該當す。

第八二條　本州の議會又は之を構成する上下兩院の何れか開會中故意に之を攪亂する人若しくは上下兩院の何れかの面前にて秩序を害する行動を執りて其議事の進行を妨け又は其威信を損せるものは輕罪に該當す。

第八三條　議會を構成せる上下兩院の何れかにて院の企圖せると異なれる文字にて之を通過又は可決せしむる若しくは上下兩院の何れかの監督官吏に認證せしむる意圖を以て

　通過又は可決の爲め上下兩院の何れかに提出されたる法案又は決議案

を欺罔的に變更せる人は重罪に該當す。

第八四條　本州の議會を通過せる又は議會にて可決せる文字と異なれる文字にて知事の裁可を得又は州書記官の認證を得又は法律を印刷する者に印刷出版せしむる意圖を以て本州議會を通過せる又は本州議會にて可決せる法律又は決議の原本を欺罔的に變更する人は重罪に該當す。

第八五條　兩院議員中の何人かに又は之に贈る爲め他の人に賄賂を贈り又は贈らんと申込める人若しくは脅迫詐欺眞相の隱蔽又は買收的手段を以て

　議員か投票する樣投票せさる樣若しくは其議員又は委員たる院又は委員會に出席せさる樣

之を左右せんとせし人は一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第八六條　本州の議會を構成せる上下兩院の何れかの議員にして

　其議員としての表決、意見、判斷又は行動を之により左右する若しくは或方法（譯者註、賄賂者と打合せた方法にて與へる）にて與へる若しくは議員として扱ふ可き問題又は事件の或側（譯者註、贊成側とか反對側とか）に就く了解の下に賄賂を求め、收め又は收めんと約束する、若しくは

　他の議員か同一問題又は他の問題に關して斯る表決を與ふる對價として何等かの表決を與へ又は與へんと申込み又は約束する

ものは一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。且つ其地位及ひ公民權を剝奪す。且つ官吏又は公務員の地位に就く資格を永久に剝奪す。

第八七條　上下兩院の何れか又は其委員會に證人として出頭する樣召喚され乍ら適法の理由なくして之に出頭することを拒絕せる又は怠たれる人及ひ上下兩院の何れか又は其委員會に出頭し乍ら故意に宣誓を拒絕し又は重要適當の問に答ふることを拒絕し又は相當の通知をなせるも其占有又は管理せる材料及ひ適當の帳簿書籍書類文書を提出することを拒絕せるものは輕罪に該當す。

第八八條　本節に規定せる罪を犯せる上下兩院の議員は之に規定せる刑罰を課せる上に其地位を剝奪し且つ本州に於ては官吏の地位に就く資格を永久に剝奪す。

第八九條　上下兩院の議員中の何人かの其票決又は立法事項に關する行動を何等かの方法を以て不當に左右することか出來る又は左右すると稱して其口實の下に他人より金錢其他有價物を入手し又は入手せんと求むる人は重罪に該當す。此罪の審理の際他に證人となり得さる欠點を有せさる人は其證據か自己を罪に陷らしむること又は自己の不名譽となることを理由として之に關する證人として證言することを辭することと宥恕さるることを得す。但し其證言は其證言か僞證罪を構成する場合の外其後其證人に對する裁判手續に之を使用することを得す。

第七章　裁判及ひ公正に對する罪

第一節　賄賂及ひ瀆職

第九二條　其決定す可き事項又は問題に關する其表決意見又は決定を左右する意圖を以て裁判官陪審員仲裁人又は或係爭問題を審問又は決定する法定權限を有する人に賄賂を贈り又は贈らんと申込める人は一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第九三條　其決定す可き事項又は問題に關する其票決意見又は決定を之によりて左右する合意又は了解の下に賄賂を求め收め又は收めんと約せる裁判官陪審員仲裁人及ひ或係爭問題を審問決定する法定權限を有せる人は之を一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第九四條　其なせる公務に對して、法律に規定せる以外の報酬謝禮又は其約束を求め又は受くる裁判官吏は輕罪に該當す。其扱へる裁判手續又は取調手續を記錄する爲め自己又は他人の任命せる速記者に法律を以て許せる手數料の全部又は一部を求め又は之より受くる裁判官吏は輕罪に該當す。且つ其地位を剝奪す。本州の裁判官吏より任命されたる速記者にして其任命又は留任の代りとして法律を以て許されたる手數料の全部又は一部を拂らひ又は拂らはんと申込めるものは輕罪に該當す。且つ本州の裁判所にて永久に同樣の地位に就く資格を失ふ。

第九五條　現に陪審中又は仲裁中の若しくは將さに陪審又は仲裁に付せんとせる訴訟又は事件の評決又は決定に關して

一、正式の道程によらさる口頭又は筆頭の通信を以て若しくは

二、正式の道程によらさる帳簿、書籍、書類、證書の呈示によりて若しくは

三、脅迫、說伏、懇願の方法によりて若しくは

四、金錢其他利益を與ふる契約又は保證によつて

陪審員若しくは陪審員として呼出又は抽籤されたる人若しくは仲裁人に選はれたる又は任命されたる人を買收的に左右せんとせる人は五千弗以下の罰金又は五年以下の州獄禁錮に處す。

第九六條　陪審員若しくは陪審員として抽籤又は呼出されたる人若しくは仲裁人に選はれたる又は任命されたる人にして

一、何れかの當事者に有利又は不利の評決又は決定を下さんと約束又は合意せるもの若しくは

二、其取扱中の訴訟又は事件に關して故意に且つ買收的に正當の道程によらさる通信を受け又は帳簿、書籍、書類、證書、報告を受くるもの

は五千弗以下の罰金又は五年以下の州獄禁錮に處す。

第九七條　治安判事の帳簿又は其占有せる帳簿に掲くる判決又は其一部を購入せる又は其購入に關係せる前記治安判事又は同町區のコンステーブルは輕罪に該當す。

第九八條　本節に掲くる罪を犯せる人は所記の刑罰を課せる上に其地位を剝奪す。且つ本州に於て官吏の地位に就く資格を永久に喪失す。

第九九條　州印刷監督官は其在職中其役所と關係を有する契約に直接又は間接に關係す可らす。其在職中其役所と關係を有する州の印刷、製本、彫刻、石版刷、其他州の各種作業に直接又は間接に關係す可らす。州印刷所に、又は州印刷所にて使用する爲め紙、其他印刷原料を供給する契約に直接又は間接に關係す可らす。

本條の規定に違反するときは二年以上五年以下の州獄禁錮及ひ一千弗以上三千弗以下の罰金又は双方に處す。

第一〇〇條　州印刷監督官か紙又は印刷原料を供給する人又は入札する人又は他の人と買收的に馴れ合ふか若しくは本節の眞正の意圖意味に反して州を欺罔する樣又は州に損失を及ほす樣上記の人と直接又は他人を介して秘密の了解を有するときは有罪と決すると共に其地位を剝奪し且つ二年以上の州獄禁錮及ひ一千弗以上三千弗以下の罰金又は双方に處す。

第二節　奪取

第一〇一條　監獄又は之を合法的に監置せる官吏又は人より囚徒又は被監置者を奪取せる又は奪取せんとせる若しくは奪取せんとせる人を幇助せる人は左の刑罰に處す。

一、其囚徒か死刑に處す可き重罪を犯して處刑收監されたる場合に於ては一年以上十四年以下の州獄禁錮

二、其囚徒か他の重罪を犯して處刑收監されたる場合に於ては六ヶ月以上五年以下の州獄禁錮

三、其囚徒か重罪の嫌疑の下に收監されたる場合に於ては一千弗以下の罰金及ひ二年以下の郡獄禁錮

四、其囚徒か重罪の嫌疑又は處刑以外の理由にて收監されたる場合に於ては五百弗以下の罰金及ひ六ヶ月以下の郡獄禁錮

第一〇二條　官吏又は人か法律上の手續の下に監督せる動產を故意に毀損又は破壞し若しくは其官吏又は人の手許より之を奪ひ又は奪はんとし若しくは之を奪ひ又は奪はんとする人を幇助せる人は輕罪に該當す。

第三節　逃走及ひ其幇助

第一〇五條　州獄に有期拘禁さるる人か之より逃走せるときは一年以上の州獄禁錮に處す。其刑期は逃走せされは釋放さる可かりし日より開始す。

第一〇六條（一九二一年五月改正）　州獄に有期收監されたる囚徒にして州獄より他に又は他より州獄に押送中若しくは州獄拘禁中若しくは州獄看守監視の下に獄外にて作業中逃走せる又は逃走せんとせるものは重罪に該當す。其刑期は逃走せされは釋放さる可かりし日より開始す。

第一〇七條（一九二三年五月改正）　郡獄又は州獄に拘禁されたる重罪の被疑者、被告人、既決囚若しくは練習所、感化院、慈惠院の收容者若しくは郡のロード又は郡の他の作業に從事せる人若しくは官吏又は人の合法的監置の下にある人にして郡獄、州獄、練習所、感化院、慈惠院より若しくは郡の前記作業に從事中又は往復の途中之を監督せる官吏又は人の許より若しくは之を監置せる官吏又は人の監置より逃走し又は逃走せんとせるものは重罪に該當し刑法第一〇八條に揭くる刑罰に處す。

第一〇八條　收監せる囚徒の逃走を欺罔的に計畫し、周旋し、幇助し、默過し又は自發的に許せる獄吏、執行官、執行官代理コンステーブル看守は十年以下の州獄禁錮及ひ一万弗以下の罰金に處す。

第一〇九條　假出獄を取消されたる假出獄者、逃走者、州獄又は郡獄に拘禁されたる囚徒、練習所又は感化院に收容され居るもの若しくは官吏又は人の合法的監置の下にある人か其州獄又は郡獄又は練習所又は感化院又は監置より逃走すること又は逃走せんとすることを故意に援助せる人は刑法第一〇八條に揭くる刑罰に處す。

第一〇九條a（一九一七年五月改正）　州慈惠院に收容され居るものか之より逃走することを故意に援助せる人は輕罪に該當す。

第一一〇條　之に拘禁されたる囚徒又は收容者の逃走に便利を與ふる意圖を以て囚徒又は收容者の逃走を幇助するに必要のものを州獄、郡獄、練習所又は感化院に運ひ又は送くる人は第一〇八條に規定せる刑罰に處す。

第一一一條　第一〇五條、第一〇六條の規定の下に何人かを審理せる場合及ひ州獄に收容され居る既決囚か州獄內にて犯せる罪に關して審理されたる場合に於ては其審理の行はれたる郡の郡書記は其審理其既決囚の看守其判決の執行の爲め其郡の負擔せる一切の費用の計算書を作成し其郡の高等裁判所の判事の認證を得たる上其承認を得る爲め之を州行刑局に送くる可し。之を承認せるときは州行刑局は州獄費に宛てた

る金錢より其金額を斯る審理をなせる郡の郡金庫に支拂はしむ可し。

第一一一條（一九二九年六月改正）　第一〇五條、第一〇六條の規定の下に何人を審理せる場合及ひ州獄に收容され居る既決囚か州獄内にて犯せる罪に關して審理されたる場合に於ては其審理の行はれたる郡の郡書記は其事件の取調審理の準備審理其既決囚の看守其判決の執行の爲め其郡の負擔せる一切の費用の計算書を作成し其郡の高等裁判所の判事の認證を得たる上其承認を得る爲め之を州行刑局に送くる可し。之を承認せるときは州行刑局は州獄費に宛てたる金錢より其金額を斯る審理をなせる郡の郡金庫に支拂はしむ可し。

第四節　司法文書官文書の僞造、變造、毀壞又は竊取

第一一三條　官衙に保管せる若しくは其手元に在る記錄、圖面、帳簿、書籍又は裁判所の書類、手續書類を保管し居る官吏か其記錄、圖面、帳簿、書籍、書類、手續書類の全部又は一部を盜むか故意に破毀、毀損、塗抹變更するか又は變造するか又は持去るか又は隱くすか若しくは他人か斯くすることを許すときは一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。

第一一四條　前條に揭くる官吏に非らさる人か前條に揭くる行爲をなせるときは五年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮又は百弗以下の罰金又は双方に處す。

第一一五條　眞正の證書ならは本州法律又は合衆國法律の下に州内の何れかの官衙にて受理登錄登記又は記錄す可き證書の僞造又は變造の證書を知り乍ら州内の官衙にて受理登錄登記又は記錄せしむる樣提供せる人は重罪に該當す。

第一一六條　陪審箱に其名を揭くる紙片を入るる等の方法によりて陪審員に選定されたる人の名簿に何人かの名を加へたる若しくは之より何人かの名を拔き取れる若しくは陪審箱又は陪審員の名を揭くる紙片を破毀せる若しくは讀むことの出來ぬ樣其名を毀損又は塗抹せる若しくは紙片に揭くる人名を變更せる人は法律を以て之を許せる場合に非らさる限り重罪に該當す。

第一一七條　陪審員として選擧されたる人の名簿に認證する樣法律を以て命せられたる官吏又は人か虛僞又は不正の名簿又は選擇されたる人以外の人の名を揭くる名簿に惡意を抱きて又は買收的に又は故意に認證するか若しくは個々の紙片に認證せる名簿に揭くる人名を書く樣法律を以て規定されたる官吏又は人か認證せる名簿に揭くる人名且つ之と同數の人名を書きて之を陪審箱に入れさるときは重罪に該當す。

第五節　僞證及ひ僞證敎唆

第一一八條　法律上斯る宣誓をなさしめ得る場合に

管轄裁判官衙官吏又は人の許にて眞實に證言言明證明又は供述する旨を宣誓し乍ら

故意に且つ其宣誓に反して、

其虚偽たることを自から知れる重要事項を眞實なりと述ふる

人は偽證罪に該當す。

第一一八條 a 其當時係爭中又は其後開始さる可き事件に關して管轄裁判官衙官吏又は人の許にて或事實を又は或樣式にて證言言明供述又は證明する旨を

宣誓をなさしむる權限を有する人の許にて作れる宣誓文書にて

宣誓誓言言明證言供述又は證明し乍ら

故意に且つ其宣誓に反して、其宣誓文書中に

其虚偽たることを自から知れる重要事項を眞實なりと述ふる人は偽證罪に該當す。本條に基ける訴追に於ては其宣誓文書に揭くる事項に關する訴訟に於ける其宣誓文書に揭くる事項に反せる其人の其後の證言は

其宣誓文書に揭くる事項か虚偽たる一應の證據とす。

第一一九條 前二條に用ゆる「宣誓」(oath)と云ふ文字は「宣誓」(affirmation)及ひ其陳述の眞實を誓證するものとして法律に許せる他の一切の樣式を包含す。

第一二〇條 官吏としての職務を將來執行することに關する官吏の宣誓は前三條に揭くる宣誓に非らす。

第一二一條 偽證罪の被告人か宣誓かなされたることを宣誓をなさしむる官吏に認證せしめたる以上

宣誓か違式の宣誓たりしこと若しくは被告人か宣誓をなさしむる官吏の許に行かさりしこと其面前に居さりしことは

偽證に關する訴追の防禦とならす。

第一二二條 被告人か

虚偽なりと主張さるる其證言をなし若しくは其訊問調書又は證明書を作成せしむる資格又は權限を有せさりしことは偽證に關する訴追の防禦とならす。被告人か斯る證言をなし若しくは斯る訊問調書又は證明書を作成せしめしことを以て充分とす。

第一二三條 被告人か自己のなせる虚偽の陳述か重大の事項たることを知らさりしこと若しくは虚偽の陳述をなせる其事件に事實上影響を生せさりしことは偽證に關する訴追の防禦とならす。其虚偽の陳述か重大の事項たること其事件に影響を生する樣之を用ゐ得可かりしことを以て足れりとす。

第一二四條 訊問調書、宣誓文書又は證明書の作成は、本節の規定に於ては

眞實のものとして行使發表さるる意圖を以て被告人か之を他人に渡せるとき

に完成せるものと見做す。

第一二五條 人か其眞實なることを知らすして作成せる不適當のステートメント(顚末書計算書陳述書明細書)は人か其虚偽なることを知りて作成せるステートメントに等し。

第一二六條　僞證（Perjury）は一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。

第一二七條　故意に他人をして僞證をなさしめたる人は僞證敎唆罪（Subornation of Perjury）として自から僞證罪を犯せし場合に之を罰すると同の刑罰に處す。

第一二八條　故意の僞證及び僞證敎唆によりて
　罪なき人に對して有罪の判決を下さしめ且つ之を執行せしめたる
人は死刑に處す。

第一二九條　宣誓付き復命報告書宣誓付きステートメント又は宣誓付き報告書を作成する樣法律を以て命せられ乍ら宣誓の上作成せりと稱して故意に
　其何れかの點か虛僞たることを知れる、復命報告書ステートメント報告書
を作成して渡せる人は其宣誓を實際なせると否とに拘らす僞證罪に該當す。

第六節　證據を僞る罪

第一三二條　法律を以て權限を付與せる又は法律を以て許せる審理、手續、糺問又は取調の際
　其帳簿書籍書類文書記錄其他證書か僞造されたるもの若しくは欺罔的に變更又は日付を變更されたるものなることを知り乍ら
眞正眞實のものなりと稱して之を證據に提供せるものは重罪に該當す。

第一三三條　證人の證言を左右する意圖を以て、法律を以て權限を付與せる審理、手續、糺問又は取調の際證人又は證人として呼はれんとせる人を欺き又は知り乍ら之に虛僞のステートメント、說述書記號又は文書を作成又は呈示せる人は輕罪に該當す。

第一三四條　欺罔の目的を以て
　法律を以て權限を付與せる審理、手續、糺問の際眞正のものとして之を提出する又は其提出を許す意圖を以て、虛僞又は日付を變更せる帳簿書籍書類記錄證書其他事物を作成する人は重罪に該當す。

第一三五條　帳簿、書籍、書類、記錄、證書、其他事物か法律を以て權限を付與せる審理、糺問又は取調の證據として將さに提出されんとせることを知り乍ら其提出さるることを防止する意圖を以て故意に之を破毀又は隱匿せる人は輕罪に該當す。

第一三六條　證人又は證人となる人か法律を以て權限を付與せる審理、手續又は糺問に出頭することを故意に防止し又は思ひ止まらす人は輕罪に該當す。

第一三七條　其證人の證言を左右する了解又は合意の下に證人又は證人として呼はれんとせる人に賄賂を贈り又は贈らんと申込み又は贈ることを約束する人若しくは他の方法を以て虛僞の證言をなす樣又は眞實の證言をなさざる樣欺罔的に人を誘はんとせる人は重罪に該當す。

第一三八條　證人又は證人として呼はれんとせるものにして其證言を左右する了解又は其證言を命せられたる審理又は手續に出席せざる了解の下に賄賂を收め又は收めんと申込めるものは重罪に該當す。

第七節　裁判及ひ公正に關する他の罪

第一四二條　刑事事件の被疑者、被告人を受取り又は逮捕することを故意に拒絶せる執行官檢屍官郡獄番人コンステーブル其他治安官吏は五千弗以下の罰金及ひ五年以下の郡獄禁錮に處す。

第一四三條　遺産管理吏の地位を有する人か

故意に其職務を行ふことを拒絶し又は怠たるか、若しくは

其職務に關する法律の規定に違反するときは

之に對して他に刑罰の規定なき場合に於ては五千弗以下の罰金又は二年以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第一四四條　第一五五八條の規定に違反せるものは輕罪に該當す。

第一四五條　刑事被告人被疑者を逮捕せる官吏又は人か訊問の爲め管轄、マジストレートの許に之を引致することを故意に遲延するときは輕罪に該當す。

第一四六條　官吏又は官吏なりと裝へる人か之に關する正式の令狀召喚狀其他合法的權限書を有せすして令狀召喚狀其他合法的權限書を有するかの如く僞りて人を逮捕し又は其人の意に反して之を留置し又は物を差押へ又は土地又は tenements を奪ふときは輕罪に該當す。

第一四六條 a（一九二九年五月挿入）官吏なりと詐稱して人を逮捕又は留置し又は人、建物其他物を捜索せるものは輕罪に該當す。之を犯せるものは一千弗以下の罰金又は一年以下の禁錮又は双方に處す。

第一四七條　其監護せる又は其監置せる囚徒に對して故意に殘忍又は苛酷の行をなせる官吏は二千弗以下の罰金に處し且つ之を其地位より罷免す。

第一四八條　官吏か其職務を行ひ又は行はんとせるとき故意に之に抵抗し之を遲延せしめ又は之を妨くる人は他に刑罰を規定せさる場合に於ては五千弗以下の罰金及ひ五年以下の郡獄禁錮に處す。

第一四九條　合法的必要なきに拘はらす其權限を口實として人に暴行を加へ又は毆打せる官吏は五千弗以下の罰金及ひ五年以下の郡獄禁錮に處す。

第一五〇條　執行官執行官代理檢屍官コンステーブル判事治安判事其他司法行政に關せる官吏より合法的に命せられ乍ら

令狀を發せらるる人を逮捕又は引致することを援くることを怠たり又は拒絶することによりて若しくは

逮捕又は拘禁後逮捕又は拘禁より逃走せる人を取戻すことを援くることを怠ることによりて若しくは

治安を害し又は犯罪を行ふことを防止することを援くることを怠たり又は拒絶することによりて郡の警官に協力することを怠たり又は拒絶せる十四歳以上の男兒は五十弗以上一千弗以下の罰金に處す。

第一五一條　削除

第一五二條　削除

第一五三條　犯罪の實行されたることを知り乍ら其罪を内濟にする又は隱す若しくは其訴追を差控ゆる若しくは其證據を出すことを差控ゆる契約又は了解の下に人より金又は物又は謝禮を取り若しくは之を取る約束をなせる人は

其犯罪か裁判所の許可を得て和解し得る旨を法律に規定せる犯罪に非らさる限り

左の刑罰に處す。

一、死刑又は終身州獄禁錮に處す可き罪の場合に於ては五年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮

二、州獄有期禁錮に處す可き罪の場合に於ては三年以下の州獄禁錮又は六ヶ月以下の郡獄禁錮

三、輕罪の場合に於ては六ヶ月以下の郡獄禁錮又は五百弗以下の罰金

第一五四條（一九二二年五月改正）　其債權者の權利請求又は要求を妨くる又は遲延せしむる又は債權者を欺罔する意圖を以て其財產又は家財を欺罔的に州外に運ひ去り又は欺罔的に之を賣り讓渡し又は匿くすものは一年以下の郡獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は双方に處す。但し運ひ去られたる又は賣られたる又は讓渡されたる又は隱されたる物か其營業上の貯藏品又は一部にして且つ百弗を超ゆるときは其罪は重罪として之を罰す。

第一五五條　現に一訴訟の被告たる人動產を返還す可き旨の判決を下されたる人か其訴訟を起せる人又は其動產の返還を求むる人を欺罔し又は妨け又は遲延せしむる意圖を以て欺罔的に其物を隱し賣り又は處分し若くは前記の意圖を以て訴訟の開始されたる時又は判決の下れる時其物の存在せし郡の境外に其品物を運ひ去れるときは之を前條に規定せる刑罰に處す。

第一五六條　合法的に其權利を有する人か不動產を相續することを妨害する又は動產を分配さることを妨害する意圖を以て其少年か

若し其親の子てあつたならは其不動產を相續し又は其動產の分配を受くる權利を有する其親より生れたと詐稱しつつ欺罔的に其少年を提出する人は十年以下の州獄禁錮に處す。

第一五七條　養育敎育等の目的の爲め少年を委託されたる人か其少年の父母又は後見人を欺く意圖を以て委託されたる少年の代はりに他の少年を置き換へる若しくは父母又は後見人に提出せる人は七年以下の州獄禁錮に處す。

第一五八條　亂訴の罪（Common barratry）は理由のなき裁判手續を起す罪なり。之を六ヶ月以下の郡獄禁錮及ひ五百弗以下の罰金に處す。

第一五九條　少くとも三審且つ人を苦しめ之を惱ます買收的又は惡意的意圖を以て訴訟又は法律上の手續を起せる證據のなき限り何人も亂訴の罪に處せらるることなし。

第一五九條ａ　離婚又は結婚の取消の出來る樣にすることを幇助する旨を提言せる若しくは州内に於けると州外に於けるとを問はず別居手當又は離婚又は結婚の取消に關する訴訟に辯護士又は仲裁人として雇はるる出頭する又は働らく旨を提言せる同文書狀冊子チラシ廣告印刷紙書籍新聞又は通知書（其種類の如何を問はず）を廣告印刷發行分配配布せる又はせしめたる人は輕罪に該當す。本條は州の法律を以て命せる又は權限を付與せる通知書又は廣告の印刷又は發行に之を適用せず。

第一六〇條

一、裁判所又は當事者を欺く意圖を以て詭計又は馴合をなし若しくは詭計又は馴合をなすことに同意せる若しくは

二、自己の利益を計る意圖を以て依頼人の訴訟を故意に遲延せしむる若しくは

三、其費消せさる又は拂つてもらふ可き理由を有せさる勘定に對する金錢又は手當を受取る

辯護士は輕罪に該當す。

第一六一條　之に關する訴を起す意圖を以て直接たると間接たるとを問はず債權又は Thing in action（裁判によつて金錢又は動產を要求回收する權利）の證據を買へる又は買ふことに關係せる辯護士は輕罪に該當す。

第一六一條　正式に許可を得たる辯護士に非らさる人か裁判所にて辯護士を開業せる旨又は辯護士を開業する資格を有する旨を廣告せるときは輕罪に該當す。

第一六二條　直接又は間接に共同開業者たる人か檢事正又は檢事として之を訴追せる又は其訴追を助けたる訟訴又は訴訟手續に直接又は間接に助言する又は其防禦を援くる若しくは自から檢事正又は檢事として裁判所にて訴追し乍ら又は其訴追を助け乍ら其後辯護士等として直接又は間接に之に關して助言し又は其防禦に關係する若しくは其防禦に關する何等かの理解又は合意の下に斯る訴訟に關して被告人より又は被告人の爲めに價値ある報酬を受くる辯護士は輕罪に該當し之に關する刑罰を課するのみならす其辯護士免許狀を剝奪す。

第一六三條　前條は辯護士自身か民事又は刑事の訴を起されるとき辯護士として自から防禦することを禁するものに非らす。

第一六四條（一九二一年六月挿入）　辯護士の免狀を有せさる人か

辯護士を開業すること若しくは

自己以外の人の辯護士として州内の裁判所其他裁判官衙に出頭應訴すること若しくは

法律に關する助言又は勞務をなすことを業務とすること若しくは

當す。

其方法の如何を問はず辯護士開業の資格を有すと詐稱すること、若しくは自己か辯護士を開業し遺言を作成し法律に關する他の助言又は勞務をなす資格を有すと云ふ感を抱かしむる方法にて辯護士又は之に類似の稱號を詐稱使用廣告すること若しくは

單獨なると辯護士たることを正式に許されたる人又は然らざる人と共同たると又は之を介するとを問はず自己か法律事務所又は辯護士開業事務所を有す又は開いて居る又は法律に關する助言又は勞務をなすと廣告すること

は不法なり。

免狀を有する辯護士たると否とを問はず人か他人か斯る禁止されたる行爲を行ふことを助くることは不法なり。

本條は人か

普通の事務に關する協定書、讓渡證書を作成すること及び其作成に附隨せる助言を與ふること若しくは

不動產又は動產に關する本權又は其權利又は其留置權又は負擔を調らへ認證し保證すること若しくは條件付き讓渡證書所持人として働くこと、若しくは

斯る本權又は條件付き讓渡證書に關する智識を供給し助言をなすこと、若しくは

斯る條件付き讓渡證書又は Title Employment に關して使用することの必要なる文書を作成すること若しくは

直接自己の事務又は自己か當事者たる訴訟に關して辯護士を雇ふことを妨くるものに非らす。本法は慈善慈惠の目的のみに組織されたる團體に之を適用せす。民事救濟によりすして人を助くる爲め組織されたる團體に之を適用せす。營利を目的とせさる協會又は團體か其會員團員又は窮迫せる又は支拂能力無き債務者の事件を扱ふ場合に之を適用せす。治安裁判所又は警察裁判所の訴訟又は訴訟手續に之を適用せす。本法は人か州又は聯邦の現行法律に規定せる行爲を行ふことを禁するものにあらす。

玆に揭くる規定は人か其職業に關する智識又は書記的勞務を辯護士に提供することを妨くるものと解釋す可らす。但し斯る智識斯る勞務を受けたる辯護士は絕ゑす其依賴人に對して其受取れる智識勞務に關する職業上の且つ直接の充分なる責任を維持す可し。

本條に用ゆる「人」なる文字は自然人其組合員か辯護士の免許狀を有せさる組合及ひ法人、自發的協會を含むむ。

本條の規定に違反せる人は輕罪として六ケ月以下の郡獄禁錮若くしは百弗以上五千弗以下の罰金又は双方に處す。

第一六五條　郡、市郡合併區、市又は公共團體の Council, Board of Supervisors, 又は Board of Trustees（郡、市の首腦にして且つ立法權を有する官衙）に現に繫屬中又は其將來議す可き事項に關して其委員理事の行動を買收的に左右する意圖を以て其委員理事に賄賂を贈り又提供する人及ひ

其委員理事の資格を以てなす可き表決意見決定又は行動を之によつて左右する又は或方法にて之をなす又は或側に組する了解の下に賄賂を收め又は收むることに同意する前記委員理事は一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。且つ其地位を剝奪し選擧權を剝奪し且つ公務員となる資格を永久に失はしむ。

第一六五條（一九二七年五月改正）　郡、市郡合併區、市又は公共團體の Common Council, Board of Supervisors, 又は Board of Trustees に現に繫屬中又は其將來議す可き事項に關して其委員理事の行動を買收的に左右する意圖を以て其委員理事に賄賂を贈り又は提供する人及ひ

其委員理事の資格を以てなす可き表決意見決定又は行動を之によつて左右する又は或方法にて之をなす又は或側に組する了解の下に賄贈を收め又は收めんと申込又は合意する人は一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。且つ其地位を剝奪し永久に選擧權を剝奪し且公務員となる資格を永久に剝奪す。

第一六六條　左の種類の何れかに屬する裁判所侮辱罪を冒すものは輕罪に該當す。

一、裁判所の開廷中法廷にて直接其裁判を妨け又は其威信を害す可き秩序を亂る又は無禮なる行狀をなすこと

二、裁判所の命令に從つて審理又は審問に實際從事中仲裁人の面前にて若しくは訴訟を實際に審理中陪審員の面前にて若しくは檢屍其他法定の手續中其面前にてなせる同樣の行動

三、直接に裁判手續の妨けとなる可き治安妨害喧擾

四、裁判所より合法的に發せる令狀召喚狀命令呼出狀に故意に違反すること

五、裁判所の合法的命令令狀召喚狀呼出狀に對する故意の抵抗

六、證人として宣誓すること又は宣誓し乍ら重要の問題に答ふることを頑強且つ不法に拒絕すること

七、裁判手續に關する虛僞又は間違の多き報告の發表

八、口頭たると文書たるとを問はす其種類の何たるを問はす或既決犯人に對して判決を下す可き權限を有する裁判所又は所員に之に課す可き刑罰の增減に關する宣誓文書證言書提出書を提出すること。但し本法に規定せる場合は此限りに非らす。

第一六七條　證明書其他文書を作成する又は與ふる權限を有する官吏か自から其虛僞たることを知れる記事を有する證明書又は文書を眞實のものとして作成し之を渡すときは輕罪に該當す。

第一六八條　被告人逮捕以前に

逮捕狀の發行又は執行以外の方法によつて

重罪に關する通告又は起訴狀の事實を故意に漏らせる大陪審員檢事正書記判事其他官吏は輕罪に該當す。

第一六九條　起訴陪審の際呈出されたる證據若しくは自己又は他の大陪審員か如何なる票決を下せるやを故意に漏せる大陪審員は輕罪に該當す。但し裁判所より命せられたる場合は此限りに非らす。

第一七〇條　惡意を以て且つ見込のある理由なくして捜索狀又は逮捕狀を發し且つ之を執行せしめたる人は輕罪に該當す。

第一七一條　法定の權限を有せさる人か典獄其他本州の州獄郡獄感化院を監督せる人の許可を得すして之に留置され居る既決囚又は人と談話又は音信をなし若しくは之に拘禁され居る既決囚又は人に書面文書又は讀み得る物を屆け又は之より之を受取るときは輕罪に該當す。

第一七一條a　法定の權權を有せさる人か州内の州獄町獄郡獄市獄市郡合併區獄感化院若しくは之に屬する又は之に隣れる土地に阿片、モルヒネ、コカキン、其他痲醉劑又は種類の何たるを問はす酒類又は銃器刀劍又は各種の爆發物を持つて來るときは重罪に該當す。

第一七一條b　重罪を犯して本州の州獄に拘禁されたる前科を有するものか典獄其他本州の州獄又は感化院の監督官吏の許可なくして夜間其營造物の構内若しくは之に屬せる又は之に隣れる土地に來れるときは重罪に該當す。

第一七一條c　浮浪人又は盜賊の仲間と知られたる人か

感化院長其他之を監督する人の許可なくして感化院若しくは之に屬せる又は之に隣れる土地に來たり感化院に收容されたるものの誰かと談話又は音信をなせるとき若しくは其假出獄條件に違反する樣之を誘ふ考を以て出獄を許されたる感化院收容者を訪問し又は之と談話又は音信をなせるとき若しくは

感化院長の付せる監護者の許を去る樣假出獄を許されたる感化院收容者を誘へるときは輕罪に該當す。

第一七二條　一、州獄の存在する本州所屬地より半哩以内に於て若しくは感化院の存在する本州所屬地より一千九百呎以内に於て若しくはバークレーにあるカリホルニア大學に屬する土地より一哩以内に於て若しくはナパ郡ヤウントビルにあるヴエテランホームのある土地の外側の境より一哩半以内に於て若しくはダヴキスの大學農園より三哩以内に於て若しくは本州又は合衆國か州内に設置せる又は設置す可き合衆國癈兵水兵の宿泊所收容所救護所の占むる土地より一哩半以内に於て若しくは州會議事堂に於て若しくは之に隣り及ひ之に屬せる土地に於て酒類葡萄酒類又はアルコール飲料を賣り與へ又は賣る爲め店にさらせる人は輕罪として裁判所の自由裁量を以て百弗以上の罰金又は五十日以上の禁錮又は双方に處す。

二、州獄感化院バークレーにあるカリホルニア大學に屬する土地ナパ郡ヤウントビルにあるヴエテランホームのある土地ダヴキスの大學農園又は合衆國癈兵水兵の宿泊所、收容所、救護所より本條第一項に揭く

る距離以内に於て若しくは州會議事堂に於ける若しくは之に隣り且つ之に屬せる土地に於て人か合衆國政府の官憲の發せる酒類葡萄酒類麥酒類の販賣許可證を所持せることは本條第一項の訴追に於ては本條第一項の規定に違反せる一應の證據と見做す。

第一七二條a　之に學籍を有する學生一千を超え且つ其内の五百以上は大學敷地内に住居又は寄宿する大學の主なる管理部のある大學敷地より一哩半以内の場所にて葡萄酒又はアルコール類を賣り與へ又は賣るを爲め店にさらせる人は輕罪に該當す。但し本條の規定はカリホルニヤ州の法律の下に醫師を開業する許可を得たる醫師の

日付、患者の名を掲け且つ患者か其日付より四十八時間内に差出せる處方箋

に基きて前記地域内に一定の營業所を有する正式に許可されたる藥劑師か前記酒類を賣る場合に之を適用せす之を禁止するものに非らす。又本條の規定は化學用又は機械用に酒類を賣る場合に之を適用せす之を禁止するものに非らす。

第一七三條　本州に於て之を犯せは刑罰に處せらるる可き(叛逆罪及ひ叛逆罪隱秘を除く)外國犯人を故意に本州に連れて來る送くる若しくは連れて來らしめたる又は送らしめたる若しくは連れて來る樣又は送る樣にさせる船長其他人若しくは州外の監獄又は拘禁せる場所より之を渡されたる又は送られたる船長其他人は輕罪に該當す。

第一七四條　其人か本州に來ることを自發的に望める證據且つ善良の人たる證據を先つ移民官に示し其上陸を許す許可證を移民官より入手せすして支那帝國日本帝國又は支那帝國に隣れる島にて生まれたる人を本州に連れ來たれる又は上陸させたる人は一千弗以上五千弗以下の罰金又は二ヶ月以上十二ヶ月以下の郡獄禁錮に處す。

第一七五條　前二條に掲くる種類の各一人か前二條の規定に反して本州に連れ來られ又は連れ來れる又は上陸させたる人を各別個の刑罰に處す。

第一七六條　官吏又は公務に使用さるる人か法律に定むる其職務を行ふことを故意に怠たれる且つ特に之に關する刑罰の規定なき場合に於ては輕罪として之を罰す。

第一七七條　或作爲又は不作爲の行爲か犯罪なりと法律に規定さるるのみにて何れの法律にも之に關する刑罰の規定なき場合に於ては其作爲又は不作爲の行爲は輕罪として之を罰す。

第一七八條　削　除

第一七九條　削　除

第一八〇條　私的出所非公式出所より出てたる金錢を受取り又は郡金庫に預る郡出納官は輕罪として裁判所の自由裁量を以て六ヶ月以上一年以下の郡獄禁錮又は五百弗以上五千弗以下の罰金又は双方に處し且つ其地位を剝奪す。

第一八〇條a　削除

第一八一條　人を其意に反せる苦役に服せしめ又は服せしめんとせる若しくは
人を所有すと稱せる又は稱せんとせる若しくは
人を他人に賣り又は賣らんとせる若しくは人を他人の監置權限管理の下に置く對價として金錢又は有價物
を受取れる若しくは
人を買ひ又は買はんとせる若しくは人を自己の監置權限管理の下に置く對價として他人に金錢又は有價物
を拂らひ又は渡せる若しくは
知り乍ら斯る罪を犯す人を何等かの方法にて幇助又は援助せる人は一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第八節　共謀

第一八二條（一九一九年五月改正）　二人又は二人以上の人か
一、罪を犯さんと
二、詐りて且つ惡意を抱きて、人か罪を犯せりと訴へんと、又は或罪に關して人を訴追又は逮捕せしめんと
三、詐りて訴訟又は訴訟手續を起し又は支持せんと
四、犯罪となる可き方法にて人より物を欺罔騙取せんと又は詐言を以て又は其約束を果さざる欺罔的意圖を以て虛僞の約束によりて金又は物を取らんと
五、健康又は道德に有害なる行爲をなさんと、又は裁判又は法律の正當の施行を亂し又は妨けんと
共謀するときは左の刑罰に處す。
重罪を犯し若しくは健康又は道德に有害なる行爲をなし若しくは裁判又は法律の正當の施行を亂し又は妨けんと共謀せるときは夫れ夫れ其重罪又は行爲に對する刑罰に關して本法に規定せると同一の方法に於て且つ同一の範圍に於て之を罰す。
本條に規定せる他の行爲をなさんと共謀せるときは二年以下の郡獄又は州獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は双方に處す。斯る共謀の場合は斯る共謀を生す可き顯然たる行爲のなされたる郡の高等裁判所にて之を訴追審理することを得。
第一八三條　前條に揭くる共謀以外の共謀は犯罪として之を罰せす。
第一八四條（一九一九年五月改正）　合意の外に、合意せる當事者の一人又は數人か州內に於て其目的を達す可き或行爲をなさゞる限り合意は共謀とならす。
共謀の場合の審理は斯る行爲のなされたる郡にて之を行ふことを得。
第一八五條　人か

六、犯罪の發見認識同一人たることの見極めを避け又は免かるる

二、犯罪の被疑者被告人となり逮捕され處刑されたるときに隱くれ又は逃くる目的を以て假面附け鬚又は變裝(全體と一部とを問はす)をすることは不法なり。本條の規定に違反せるものは輕罪に該當す。

第八章　身體に對する罪

第一節　殺人罪

第一八七條　Murder(謀殺故殺)は事前より犯意を有して人間を不法に殺害することなり。

第一八八條　此犯意は明示又は默示たることを得。不法に人間の生命を奪ひ去らんとする熟考せる意圖を表はせるときは明示なり。著しき憤激の表はれさるとき又は殺害に伴ふ事情か自暴自棄及ひ兇惡の心理を示せるときは默示なり。

第一八九條　毒藥を用ゐて又は待伏せて又は慘虐の方法にて又は故意に、熟考の上及ひ豫め考へたる上犯せるMurder若しくは放火强姦强盜押入又はMayhem(人の手足なとを斷つて不具にすること)を遂け又は遂けんとして犯せるMurderは第一級のMurder(謀殺)なり。他の種類のMurderは皆第二級のMurder(故殺)なり。

第一九〇條(一九二一年五月改正)　謀殺罪を犯せる人は之を審理する陪審員の自由裁量を以て死刑又は無期州獄拘禁に處す。有罪の答辯をなせるときは裁判所之を決定す。故殺罪を犯せる人は十年以上の州獄禁錮に處す。但し十八歲に達する前に犯せる謀殺罪に對して死刑を課することを得す。其人の年齡に關する證明の責任は被告人にあり。

第一九〇條(一九二七年六月改正)　謀殺罪を犯せる人は之を審理する陪審員の自由裁量を以て死刑又は無期州獄拘禁に處す。有罪の答辯をなせるときは裁判所之を決定す。故殺罪を犯せる人は五年より無期迄の州獄禁錮に處す。但し本條は故殺罪の爲め現に州獄にて服役中の總ての人に之を適用す。現に州獄にて服役中の人の刑を本條に一致する樣變更又は輕減することを得。又十八歲に達する前に犯せる謀殺罪に關して何人にも死刑を課することを得す。其人の年齡に關する證明の責任は被告人にあり。

第一九一條　召使か主人を殺し且つ妻か夫を殺すことをPetit Treason(小叛逆)として區別する普通法の原則を廢止す。此罪は本節に規定せる方法にて罰す可き殺人罪(Homicide)なり。

第一九二條　Manslaughter(致死、過失殺)は犯意なくして人間を不法に殺すことなり。Manslaughterに左の二種あり。

一、自發的(Voluntary)　突然の爭鬪又は激昂の上人を死に致せる場合

二、非自發的(Involuntary)　重罪とならざる不法の行爲をなして人を死に致せる場合若しくは、不法の方法にて又は適當の注意及び周到の思慮なくして死を生す可き不法の行爲をなせる場合

第一九三條　Manslaughter は十年以下の州獄禁錮に處す。

第一九四條　殺人か Murder 又は Manslaughter となるには當事者か一擊を受けたる後又は死の原因か加へられたる後一年及ひ一日以内に死せることを必用とす。其計算の際其行爲のなされたる日全部を第一日に計算す。

第一九五條　殺人罪は左の場合に於ては宥恕す可きものなり。

一、普通の注意を加へて、且つ不法の意圖なくして、合法的に少年又は召使を懲治する際又は合法的方法にて他の合法的行爲をなす際偶然且つ不幸にも之を犯せる場合

二、突然且つ頗る腹を立てて又は突然格鬪を始めて興奮の餘り偶然且つ不幸にも之を犯せるものにて不當の利益も取らす（譯者註、人の虚に乘するとか機に乘するとか云ふこともせす）兇器も用ゐす且つ殘酷異常の殺し方もせさる場合

第一九六條　左の場合に於ける官吏及ひ其命令により之を幇助援助せる人、の殺人は正當の理由を有するものなり。

一、管轄裁判所の判決に從つて若しくは

二、或合法的令狀召喚狀の執行に對する實際的抵抗を破る爲め若しくは他の合法的職務を行ふ爲め止むを得す之を犯せる場合若しくは

三、奪取されたる又は逃走せる重罪犯人を取戻す際止むを得すして之を犯せる場合

第一九七條　左の場合に於て任意の人の犯せる殺人は正當の理由を有するものなり。

一、人を殺し又は重罪を犯かし又は人に大傷害を與へんとすることに抵抗する場合若しくは

二、暴力又は不意打によりて重罪を犯さんと明らかに企つる又は努むる人に對して若しくは其内に居る人に暴行を加ふる目的を以て無理に亂暴に又は騷々しく他人の住所に入らんと明らかに企つる又は努むる人に對して住所、物又は人を防禦する際犯せる場合若しくは

三、重罪を犯かす又は大傷害を加ふる計畫及ひ其計畫か成就さるる危險の切迫せることを恐る可き相當の理由ある場合に人若しくは其人の妻夫父母子主人主婦召使を合法的に防禦する際犯せる場合。但し加害者又は格鬪に從事せし人は殺人罪を犯かす前に夫れ以上の爭鬪を避くる樣眞に努力せしことを必要とす。若しくは

四、重罪を犯せし人を合法的方法にて逮捕せんとせる際又は合法的に治安を維持する際止むを得すして犯せる場合

第一九八條　前條第二項第三項に掲くる罪の何れかか犯さるるを單に恐るることは殺人を正當とする充分の理由ならす。周圍の事情か相當の人に恐怖心を惹起せしむるに充分なることを要す。殺人者か恐怖のみに左右されて其行爲をなせることを要す。

第一九九條　正當の理由を有す又は宥恕す可きものなりと認むる殺人罪を犯せるものは之を無罪放免とし釋放す可し。

第二節　Mayhem（人の手足などを切斷して不具にすること）

第二〇三條　不法に且つ惡意を以て人の四肢を奪ひ取り又は其形を損し又は役に立たぬ樣にならしめ又は舌を切り又は舌をして役に立たぬ樣にならしめ又は目を潰し又は鼻耳唇を裂く人は Mayhem に該當す。

第二〇四條　Mayhem は十四年以下の州獄禁錮に處す。

第三節　略取

第二〇七條　本州に於て無理に人を盜み奪ひ又は捕らへ之を他の國他の州他の郡又は同し郡の他の部分に運ふ人若しくは

合衆國又は本州の法律に從つて請求を證明せすして、州外に之を連れ行く計畫を以て無理に人を奪ひ又は捕らへる人若しくは

勸誘さるる人の自由意志及ひ同意なくして、其人を奴隸又は其心になき若役に賣り其他自己又は他人の用に使ふ目的意圖を以て、虚僞の約束虚僞の口實等によりて、州外に行く樣人を雇ひ勸誘し唆かし釣り出し詐かす人及ひ

州外に居り其犯罪を行ふ場所の法律に反して暴力又は詐欺を以て人を誘拐し又は奪ひ取り之を本州の境界内に連れ來たり送り又は移し且つ其後本州の境界内にて發見さるる人は略取罪（Kidnaping）に該當す。

第二〇八條（一九二三年五月改正）　略取は一年以上二十五年以下の州獄禁錮に處す。

第二〇九條　人を監禁し置き之によつて金品强制又は强奪をなし若しくは其人の親族又は友人より金錢又は有價物を强要する意圖を以て惡意を抱きて又は暴力を用ゐて又は之を欺罔して人を誘ひ出し又は取り去る人は重罪として終身又は十年以上の州獄禁錮に處す。

第四節　强盜

第二一一條　強盜（Robbery）は他人の所持せる動產を其身體（譯者註、携帶せる物を取ること）より又は其面前にて且つ其意に反して兇惡に奪ひ取ることを暴力又は其人を恐怖せしむる方法によりて遂くることなり。

第二一一條a（一九二三年五月挿入）　苦痛を與へて又は兇器を携帶せる人によりて犯されたる強盜は皆第一級の強盜なり。他の種類の強盜は第二級の強盜なり。

第二一二條　前條に掲くる恐怖は

一、被害者又は其親戚、其家族の身體又は財產に不法の傷害又は損害を加へらるることの恐怖

二、被害當時被害者の同伴せる人の身體又は財產に即時且つ不法の傷害損害を加へらるることの恐怖

たることを得。

第二一三條（一九二三年五月改正）　強盜は左の州獄禁錮に處す。

一、第一級の強盜は五年以上

二、第二級の強盜は一年以上

第二一四條　乘客其他汽車の客車貨車機關車に居る人か車内にて所持保管せる動產を强奪する意圖を以て客車貨車機關車に入り込む人若しくは

汽車に關する又は汽車に關係を有するスウキツチ鐵路枕木陸橋隧道築堤建造物裝置に何等かの妨害を加ふる又は鐵道線路の上又は近くにダイナマイト其他爆發物を置く人若しくは

鐵橋又は架柱に火を放つ人若しくは

燈火其他信號を掲け蔽ひ消し又は變更し若しくは虚僞の燈火信號を掲け又は之を掲くる樣他人を强制する若しくは

客車貨車機關車を止め又は其速度を弛める若しくは

客車貨車機關車を止め又は其速度を弛める樣其擔任者監督車を强制し又は强制せんとせる人は重罪に該當す。

第五節　殺人未遂

第二一六條　人を殺す意圖を以て毒藥其他有害の物質又は液體を之に與へ又は與へしめたるも之を殺すことを得ざりし人は十年以上の州獄禁錮に處す。

第二一七條　謀殺故殺を行ふ意圖を以て他人に傷害を加へたる人は一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。

第二一八條　客車貨車等を脱線せしむる意圖を以て不法にスキツチを除き軌條を取外し又は線路に障害物を置ける若しくは

客車貨車機關車を爆破又は脫線せしむる意圖を以て線路の上に又は線路の近傍にダイナマイト其他爆發物又は他の障害物を不法に置ける若しくは
客車貨車機關車を破壞する意圖を以て客車貨車機關車の通過す可き鐵橋又は架柱に不法に火を放てる人は重罪に該當す。

第二一九條　客車貨車機關車を脫線せしむる意圖を以て不法にスウキツチを除き軌條を取外し又は線路に障害物を置き之によつて之を脫線せしめたる若しくは
客車貨車機關車を爆破又は脫線せしむる意圖を以て線路の上に又は線路の近傍にダイナマキト其他爆發物又は他の障害物を不法に置き之によつて之を爆破又は脫線せしめたる若しくは
客車貨車機關者を破壞する意圖を以て客車貨車機關車の通過す可き鐵橋又は架柱に不法に火を放ち之によつて之を破壞せしめたる人は重罪として審理陪審員の選定によりて死刑又は終身州獄禁錮に處す。

第六節　重罪を犯かす意圖を以てせる暴行（謀殺故殺の意圖を以てせる暴行以外）

第二二〇條　强姦、性に關する破廉耻罪、メーハム强盜又は大竊盜を行ふ意圖を以て他人に暴行を加ふるものは一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。

第二二一條　謀殺故殺以外の重罪を犯かす意圖を以て人に暴行を加ふるものは前條に規定せる場合以外の場合に於ては五年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮又は五百弗以下の罰金又は双方に處す。

第二二二條　自己又は他人か重罪を犯かすことの出來る樣にする又は犯かすことを援くる意圖を以てコロホルム、エーテル、阿片チンキ其他麻醉劑又は人を醉す物を他人に用ゐたる人は重罪に該當す。

第七節　決鬪及び決鬪狀

第二二五條　決鬪(Duel)とは二人又は二人以上の人か豫め合意の上又は喧嘩爭論をなせる後兇器を以て格鬪することなり。

第二二六條　決鬪をなし夫れより一年一日以内に其相手を死に至らしめたるものは一年以上七年以下の州獄禁錮に處す。

第二二七條　決鬪をなせる若しくは決鬪狀を送れる又は承諾せる人は一年以内の州獄禁錮又は郡獄禁錮に處す。

第二二八條　州内に於けると州外に於けるとを問はす兇器を以て決鬪をなし又は兇器を以て決鬪をなさんとする決鬪狀を送れる又は承諾せる若しくは
其介添人となり又は知り乍ら何等かの方法にて他人か此罪を犯すことを幇助又は援助する本州の市民は有

給の官職に就くこと又は選擧權を行ふことを得す。有罪と決定するときは判決を以て前記資格を剝奪することを宣告す可し。

第二二九條　他人か決鬪をなさゝる旨又は決鬪狀を送付又は承諾せさる旨を掲示又は廣告する若しくは口頭たると肉筆たると印刷たるとを問はす他人か決鬪狀を送付又は承諾せさる爲め又は決鬪を惹起する意圖を以て他人に又は他人に關して侮辱的文字を用ゆる人は輕罪に該當す。

第二三〇條　或人々か決鬪をなす意圖を有することを知り乍ら之を逮捕し決鬪を防止する其權限を行使せさりし判事治安判事執行官其他治安を維持す可き責任を有する官吏は一千弗以下の罰金に處す。

第二三一條　本節の規定を避け州外にて本節に禁止せる行爲をなす意圖を以て本州を去れる若しくは本州に於て之を行はは本節の規定によつて罰す可き行爲を州外にてなせる人は其行爲を州内にて行へる場合に之を罰するも同一方法にて之を罰す。

第二三二條　何人も其證言か自己を其罪に陷らしむることを理由として本節の規定に違反せる罪の取調又は審理に於ける問に答へ又は證言することを辭することを得す。但し其人を訊問して得たる證據は何れの刑事訴追又は刑事手續に於ても其人に對して之を用ゆることを得す。

第八節　不法監禁

第二三三條　不法監禁(False Imprisonment)は他人の身體上の自由を不法に侵害することなり。

第二三七條　不法監禁は五百弗以下の罰金又は一年以下の郡獄禁錮又は双方に處す。暴力脅迫欺罔詭計によつて人を不法に監禁せるものは一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第九節　毆打傷害

第二四〇條　暴行(Assault)は他人の身體に強烈なる傷害を加へんとする現在の能力と聯結せる不法の計畫なり。

第二四一條　暴行傷害罪は五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第二四二條　毆打(Battery)は他人の身體に對して不法に暴力を用ゆることなり。

第二四三條　毆打は一千弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第二四四條　他人の肉體を害し又は其形を損ふ意圖を以て他人の身體に硫酸腐蝕酸類又は各種の腐蝕性を有する化學品を置き又は投け若しくは置かしめ又は投けしめたる人は一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。

第二四五條(一九二一年五月改正)　兇器又は器具を以て若しくは大傷害を生す可き方法又は暴力を以て他人の身體に暴行を加へたる人は十年以下の州獄又は郡獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は双方に處す。

第二四六條　本州の州獄終身禁錮に處せられたる人か前以て惡意を抱きて兇器を以て若しくは大傷害を生す可き方法又は暴力を以て他人の身體に暴行を加へたるときは死刑に處す。

第一〇節　誹毀文書(名譽毀損)

第二四八條　誹毀文書(Libel)は既に死亡せる人の追想を傷け又は生存せる人の忠實善良美點聲價を非難し又は其自然又は擧示せる欠點を發表し之によりて其人に對する世間の憎惡侮蔑嘲笑を惹起せんとする文書印刷符號繪畫等を以て表はせる惡意を以てせる名譽毀損なり。

第二四九條　故意に且つ他人を傷くる惡意の意圖を以て誹毀文書を發表せる又は發表せしめたる人は五千弗以下の罰金又は一年以下の郡獄禁錮に處す。

第二五〇條　他人を傷くる發表にして之を作成する正當の動機を擧示し得さるものは惡意に出てたるものと推定す。

第二五一條　誹毀文書に關する刑事訴追に於ては陪審員に對して其眞實なることの證據を擧くることを得。誹毀事項は眞實にして且つ被告人は善良の動機の下に正當視す可き目的の爲めに之を發表せりと陪審員か認むるときは被告人を無罪放免とす可し。陪審員は法律問題及ひ事實問題を決定する權利を有す。

第二五二條　誹毀文書を發表せることを證明するには誹毀文書たる文字又は物を他人か讀み又は見たることを必要とせす。被告人か知り乍ら被告人自身以外の人の讀み又は見る樣露出せる狀態の下に誹毀文書を手放せることを以て充分とす。

第二五三條　書籍新聞又は定期出版物の記者編輯者持主は其書籍新聞又は定期出版物の何れかの部分に含まるる文字の發表に對して責任を有す。

第二五四條　新聞の記者編輯者持主は惡意を挾んて之を記載せる證據のなき限り司法立法其他公務上の手續又は其道程に於ける陳述談論演說辯論討議の正當眞實の記事に關して訴追さるる責任を有せす。發表したと云ふ事實たけにて惡意に出てたるものと解釋することを得す。

第二五五條　前條に揭くる事項に關する誹毀的評言批評は之と關係を有する理由により誹毀文書として訴追さるることを免かるるものに非らす。

第二五六條　其音信に利害關係を有する人より其音信に利害關係を有する人に送られたる音信又は後者との關係に照らして其動機は惡意に非らすと想像す可き理由を有する立場にある人より其音信に利害關係を有する人に送られたる音信は惡意に出てたるものと推定す可らす。訴追を免る可き特典を有する音信なり。

第二五七條　他人又は其父母夫妻小兒又は其家族に關する誹毀文書を發表すと他人を脅かす人及ひ其人より金錢其他有價物を報酬として强制する意圖を以て他人に關する誹毀文書の發表を防止せんと提言せる人は輕罪に該當す。

第二五八條（一九二九年六月挿入）　口頭誹毀(Slander)はラヂオによると機械的法方によると他の方法によるとよらさるとを問はす既に死亡せる人の追想を傷け若しくは生ける人又は教育學術社交共濟慈善宗教團體の忠實善良美點聲價を非難し又は其實際の欠點實際なりと稱する欠點を現はし之によりて其人又は團體に對する世間の憎惡侮蔑嘲笑を惹起せんとする口頭を以て表はせる惡意を有する名譽毀損なり。故意に且つ其人を傷くる惡意の意圖を以て口頭誹毀を發せる人は五千弗以下の罰金又は一年以下の郡獄禁錮又は双方に處す。公務を適當に執行する際又は立法府の手續裁判所の手續中又は法律を以て權限を付與せる他の公の手續中發せる言葉は名譽毀損とならさる特權を有す。本條の意味に於ける口頭誹毀と見做さす。

第二五九條（一九二九年六月挿入）　其談話に利害關係を有する人若しくは後者との關係に照らして其動機は惡意に非らすと想像す可き理由を有する立場にある人若しくは之を話す樣利害關係人より求められたる人より其談話に利害關係を有する人に對する談話の場合の外他人を害する口頭誹毀は惡意を抱きて之を發せるものと推定す。

第二六〇條（一九二九年六月挿入）　口頭誹毀に關する刑事訴追に於ては陪審員に對して其眞實なることの證據を擧くることを得。誹毀事項は眞實にして且つ被告人は善良の動機の下に且つ正當視す可き目的の爲めに之を發せりと陪審員か認たるときは被告人を無罪放免とす可し。

第九章　人及び禮節道德に對する罪

第一節　強姦、誘拐、少女の姦淫、誘惑

第二六一條　強姦(Rape)は左の事情の一の下に加害者の妻に非らさる女性に對して遂行せる性交行爲なり。

一、女か十八歲以下の場合

二、一時たると永久たるとを問はす女か精神錯亂の爲め合法的同意を與へ得さる場合

三、女か抵抗せるも暴力を以て其抵抗を壓服せる場合

四、女か

身體に即時大傷害を加へると脅迫され而かも加害者か之を實現する力を明らかに持つて居る爲め若しくは

被告人より秘かに麻醉藥を用ゐられたる爲め

抵抗を防止さるることによつて

五、女か當時其行爲の性質を知らす被告人は之を知れる場合

六、女か此行爲をなす人は其夫なりとの信念の下に之に服從し且つ此信念は被告人か女をして斯る信念を抱かしむる意圖を以て詭計を弄し虛言を吐き事實を隱蔽して之を抱かしめたる場合

第二六二條　沒入を完成する體力か獨立の事實として立證され相當の疑なき場合に非らさる限り犯罪當時十四歲以下の人に對して强姦に關する有罪の決定を下すことを得す。

第二六三條　强姦罪の本質は女の身體及ひ感情に對する暴虐より成立す。如何に輕微なりとも性的沒入は犯罪を完成するに充分なり。

第二六四條（一九二三年五月改正）　强姦は五十年以下の州獄禁錮に處す。但し刑法第二六一條第一項に掲くる犯罪の場合に於ては一年以下の州獄禁錮に處す。此場合に於ては陪審員は其評決を以て郡獄禁錮又は州獄禁錮の何れに處す可きやに關する意見を述ふ可し。但し被告人か刑法第二六一條第一項に掲くる罪に關する有罪の答辯をなせるときは裁判所の自由裁量を以て之を一年以下の郡獄禁錮又は五十年以下の州獄禁錮に處す。

第二六五條　女の意に反して不法に女を取り自己又は他人と結婚する樣又は貞操を破る樣暴力又は脅迫によつて之を强制せる人は二年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。

第二六六條　十八歲以下の良家の未婚女を欺き又は唆かして賣淫の爲め又は男と不義の肉交をなさしむる爲め醜業を營む家等に入らしめたる人及ひ

之を幇助する人及ひ

虛言を吐き其他欺罔的方法を講して女をして或男と不義の肉交をなさしめたる人は五年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮又は一千弗以下の罰金又は双方に處す。

第二六六條 a　其意に反して且つ其同意なくして若しくは之を欺罔し又は虛言を吐きて同意を得たる上淫賣婦とする爲め州内に於て女を取りたるものは五年以下の州獄禁錮及ひ一千弗以下の罰金に處す。

第二六六條 b　不法に且つ其意に反して婦人を取り且つ暴力又は脅迫によつて其意に反して自己又は他人と不義の關係の下に生活することを之に强制するものは二年以上四年以下の州獄禁錮に處す。

第二六六條 c　他人の監督の下に之を置き且つ其意に反して自己と住することを之に强制する意圖を以て若しくは何人かに之を賣る目的を以て支那帝國又は日本帝國又は其附近の島嶼にて生まれたる婦人を本州に連れ來たる又は上陸せしむる人は一千弗以上五千弗以下の罰金又は六ヶ月以上十二ヶ月以下の郡獄禁錮に處す。

第二六六條 d　其女をして其夫に非らさる男と同居せしむる目的を以て女を監置せる爲め金錢又は有價物を受取れる人は重罪に該當す。

第二六六條 e　淫賣婦とする目的を以て若しくは非倫の目的を以て其意に反して或家に之を置く目的を以て女を買ひ又は金錢其他有價物を拂へる人は重罪に該當す。

第二六六條f　其同意を得たると得さるとを問はす不倫の目的を以て女を賣れる若しくは女を監置せる爲め金錢其他有價物を受取れる人は重罪に該當す。

第二六六條g　暴力脅迫勸誘契約其他何等かの方法によつて其妻を女郎屋に置き又は殘し又は他人をして置かしめ又は殘さしめ若しくは其妻を女郎屋に置き又は殘すことを默許する又は同意する又は許す若しくは妻か之に殘ることを許す人は重罪として三年以上十年以下の州獄禁錮に處す。本條の訴追に於ては妻は其夫に反對する證人たる權能を有す。

第二六七條　淫賣婦とする爲め其同意を得すして其父母後見人其他其女の身體を監督せる人より十八歲以下の女を取りたる人は五年以下の州獄禁錮及ひ一千弗以下の罰金に處す。

第二六八條　婚約を結ひて良家の未婚婦人を唆かし性交を結へる人は五年以下の州獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は双方に處す。

第二六九條　犯罪實行後に於ける當事者の結婚は前條の違反に關する訴追の支障（訴追を防禦する完全の抗辯）なり。但し此結婚は此犯罪に關する起訴狀又は檢事正通告手續書の提出前に生せることを必要とす。

第二六九條a　既婚の男又は女と其配偶者に非らさる男又は女とか愛の共同生活を營むときは輕罪として一千弗以下の罰金及ひ一年以下の郡獄禁錮に處す。

第二六九條b　既婚の男と其妻に非らさる既婚の女か愛の共同生活を營むときは双方共重罪として五年以下の州獄禁錮に處す。結婚の戸籍簿又は其謄本は離婚の判決なき場合に於ては此訴訟に關しては其人の結婚せることに關する證據なり。

第二節　小兒の遺棄及ひ扶養を怠たること

第二七〇條（一九二三年六月改正）　合法的理由なくして其嫡子又は庶子たる少年に必要の食物衣類宿所醫藥を供給することを故意に怠たる父は輕罪として二年以下の郡獄禁錮又は一千弗以下の罰金又は双方に處す。本法は其子の母又は他の人又は團體か其子に對して必要の食物衣類宿所醫藥を自發的又は非自發的に供給する又は供給することを引受けたる丈けの理由にて其怠慢に關して茲に規定せる刑事責任より斯る父を救濟するものと解釋す可らす。斯る父か子を遺棄せる證據又は斯る父か其子に對して必要の食物衣類宿所又は醫藥を供給することを怠たりし證據は故意に且つ合法的理由なくして之を遺棄し又は必要の食物衣類宿所又は醫藥を供給せさりしことの一應の證據なり。嫡子又は庶子たる少年の父か死亡せるか若しくは身體又は精神の虛弱なる爲め其少年に必要の食物衣類宿所又は醫藥を供給し得さる場合に於ては其子の母は本條の規定に從ひ

若し其父か身體又は精神にして虛弱ならさりせはなす可かりしと同一範圍に於て同一方法にて父の之をなし得さる間其少年を扶養す可き刑事上の責任

を有す。本條の規定は其子の父母か結婚し居ると離婚せるとに拘はらす又別居手當や妻の扶養に關して離婚訴訟に於て如何なる判決をなせるに拘はらす之を適用す。

第二七〇條（一九二五年五月改正）　合法的理由なくして其嫡子又は庶子たる少年に必要の食物衣類宿所醫藥其他救濟方法を與ふることを故意に怠りたる父は輕罪として二年以下の郡獄禁錮又は一千弗以下の罰金又は双方に處す。本條は其子の母か其子を監護す可き資格を有する丈けの理由若しくは其子の母又は他の人又は團體か其子に對して必要の食物衣類宿所醫藥其他救濟方法を自發的又は非自發的に供給する又は供給することを引受けたる丈けの理由にて其怠慢に關して玆に規定せる刑事責任より斯る父を救濟するものと解釋す可らす。

斯る父か子を遺棄せる證據又は斯る父か其子に對して必要の食物衣類宿所醫藥其他救濟方法を與ふることを怠たりし證據は故意に且つ合法的理由なくして之を遺棄し又は必要の食物衣類宿所醫藥其他救濟方法を與へさりしことの一應の證據なり。

嫡子又は庶子たる少年の父か死亡せるか若しくは身體又は精神の虛弱なる爲め其少年に必要の食物衣類宿所醫藥其他救濟方法を與ふることを得さる場合に於ては其子の母は本條の規定に從ひ若し其父か身體又は精神にして虛弱ならさりせはなす可かりしと同一範圍に於て同一方法にて父の之をなし得さる間其少年を扶養す可き刑事上の責任

を有す。

本法の規定は其子の父母か結婚し居ると離婚せるとに拘はらす又別居手當や妻の扶養に關して離婚訴訟に於て如何なる判決をなせるに拘はらす之を適用す。胎兒は本條に關する限りに於ては既に生れたる人と見做す。

第二七〇條 a　其妻を扶養す可き力を有し乍ら又は其妻を扶養す可き收入を得ることか出來乍ら故意に妻を貧窮の狀態に遺棄する又は必要の食物衣類宿所醫藥を之に供給することを怠たる又は拒絶する人は二年以下の州獄禁錮又は郡獄禁錮又は一千弗以下の罰金又は双方に處す。但し妻の不良なる行爲か夫の妻を遺棄せることを正當とする場合は此限りに非らす。

第二七〇條 b　本法第二七〇條又は第二七〇條 a に基きて被告人を逮捕せる後且つ其答辯又は審理前若しくは有罪決定又は有罪の答辯後判決言渡前被告人か裁判所に出頭して夫れ夫れ其場合に應して斯る子又は斯る妻に必要の食物衣服宿所醫藥を之により供給する爲め裁判所の定むる月額を被告人より斯る子を監護する人又は斯る妻に拂ふことを條件とせる且つ裁判所の定むる罰金額の、

裁判所の承認せる相當の保證人を立てたるカリホルニヤ州人民に對する保證書を入るるときは裁判所は其裁判手續又は判決言渡を停止することを得。此保證書は六ヶ月間有効にして羈束力を有す。被告人か此保證書を守らさるときは

裁判所に出頭する樣且つ

裁判手續を進行す可らさる又は判決を言渡す可らさる理由あらは之を擧く可き旨を被告人に命することを得。然る後

裁判手續を進むるか又は

判決を言渡すか又は

被告人か相當の理由を擧くるときは命令を變更し新らしき保證書を入れしめ引續き六ヶ月間裁判手續を停止するか又は判決言渡を停止することを得。

第二七〇條c　貧き父母に必要の食物衣服宿所醫藥を供給する力を有する丁年の子か之をなさざるときは輕罪に該當す。

第二七〇條d　第二七〇條第二七〇條aの規定の下に有罪の決定を下し判決を下す場合に於て罰金を課するときは裁判所は其罰金の全部又は一部を被告人の妻又は被告人の子の後見人又は監護人に拂ふことを命することを得。

第二七〇條e　夫婦の結婚を證明する爲め又は人か子の合法的の父又は母たることを證明する爲め民事訴訟に於て斯る事實を證するに要する以上の證據を要せす。本法第二七〇條又は第二七〇條aの訴追に於ては夫妻間の秘密音信（談話書信）の暴露を禁止する法律の現行規定は之を適用せす。夫も妻も双方共結婚の事實及ひ親子の關係を含める一切の關係事項を證明する權能を有す。妻を遺棄し之を扶養せさる據證又は子に必要の食物衣類宿所醫藥を供給せさる證據は故意に之を遺棄せる故意に之を扶養せさる故意に之を供給せさる一應の證據なり。

第二七一條　十四歲以下の少年の父母若しくは養育又は敎育の爲め斯る少年を委託されたる人か全然之を遺棄する意圖を以て何れかの場所に之を捨てたるときは一年以下の州獄禁錮又は郡獄禁錮又は五百弗以下の罰金又は双方に處す。

第二七一條a　知り乍ら且つ故意に十四歲以下の少年を遺棄する人若しくは之を扶養する力を持ち乍ら十四歲以下の少年を扶養せさる又は扶養することを拒絶する人若しくは其虛僞たることを知り乍ら孤兒收容所又は孤兒を世話する慈善團體の理事役員に

之に收容を願出たる少年は孤兒なり

と僞はる人は一年以下の州獄禁錮又は郡獄禁錮又は五百弗以下の罰金又は双方に處す。

第二七二條　父母親戚後見人使用主等として十六歳以下の少年を世話監護監督する人にして

其少年を其健康を害す可き又は其少年の生命又は四肢を危くす可き仕事見せ物商賣若しくは其場所の如何を問はす歌ひ樂器を弄し綱渡りを演し踊り乞食をし行商をする商賣營業勞務目的若しくは輕業師曲馬師若しくは猥褻非倫の目的見せ物業務に若しくは其方法の何たるを問はす物貰又は漂泊を事とする仕事に用ゐ又は使ひ又は見せ物にし、若しくは

其方法の如何を論せす其口實の如何を問はす又其名義稱號の如何を問はす前記の仕事に使ふ爲め少年を何人かに賣り、奉公に出し讓り、出し、處分する人若しくは

之に從事する樣前記少年を勵まし又は前記少年をして之に從事せしめたる又はせしむるに至らしめたる人は

輕罪として五十弗以上二百五十弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

本條の規定は

敎會學校の歌手又は音樂家として斯る少年を用ゆること若しくは音樂の學問又は技術を敎え又は習ふこと若しくは其音樂會又は演奏會をやる市の市長又は President of the Board of trustee の同意書を得て音樂會演奏會の樂手として少年を使用すること

に之を適用せす之に影響を及ほさす。

第二七三條　前條に揭くる目的の爲め十四歳以下の人を使用し雇ひ受取り略取し見せ物にし又は監置する人は同樣の罪として前條に揭くると同一の刑罰に處す。

第二七三條 a　故意に少年に苦みを受けしむる又は之を許す人若しくは不當の精神的苦痛又は肉體的苦痛を之に加へる人及ひ少年を監護し乍ら其少年の生命又は四肢の危くなり又は健康の損はるるを許す人及ひ其少年を其生命又は四肢か危くなり又は健康か損はるる地位に置かるることを故意に許し又は置かしむる人は輕罪に該當す。

第二七三條 b　十六歳以下の人を刑事被疑者被告人既決囚たる丁年と一所に監獄又は拘禁所又は法廷に居らしむ可らす。又は車にて一所に押送す可らす。但し適當の官吏か其面前に居る場合は此限りに非らす。

第二七三條 c　前五條の規定又は少年に關する法律の規定に從つて課し且つ取立たる罰金沒收金は訴追か少年に對する虐待の防止の爲め本州の法律の下に組織されたる協會によりて開始又は取扱はれたる場合に於ては

其協會にて其組織されたる目的の援助に之を使用せしむ。

第二七三條 d　裁判所又はマジストレートの許にて訊問の上實際乞食をすると何物かを賣る口實を以てせると漂泊して一定の住所又は適當の保護又は外形に現はれ

れたる糊口の方法を有せさることを問はす十六歳以下の少年か乞食をして居る、若しくは
困まつて居る又は盗賊の噂のある仲間と往來する又は女郎屋や待合や舞踊場や音樂をやる酒場や芝居
やアルコール飲料を賣る場所に屢々出入する若しくは
第二七二條に掲くる仕事見せ物又は商賣に從事する若しくは
之に對して暴行罪(傷害)を犯せし人の許に監護され居る
と認むるときは裁判所又はマジストレートは、其少年の厚生上便宜と認むるときは之を孤兒院少年虐待防
止協會其他慈善團體に收容し又は浮浪人懶惰漢放肆又は困窮せる少年に關する法律に現に規定せる又は將
來規定する通りの他の配分をなすことを得。

第二七二條e　電話會社特別配達會社又は組合及ひ小包書類信書等の配達に從事せる他の團體又は人及ひ
其支配人監督其他取扱人にして其使用せる又は監督せる少年を女郎屋色々のことをやる芝居其他惡評のあ
る場所の持主又は斯る女郎屋芝居場所と關係を有する人又は之に同宿せる人の許に送るもの若しくは斯る
女郎屋芝居惡評のある場所に入り込むことを前記少年に許せるものは輕罪に該當す。

第二七三條f　人か父母後見人使用主等として酩酒屋賭博宿女郎屋其他非倫
の場所に十八歳以下の少年を送り又は導ひき又は送らしめ又は導かしむるときは輕罪に該當す。

第二七三條g　少年の面前に於て墮落せる淫蕩なる非倫なる又は不德なる習慣を恣にする人又は其監護監
督する少年の面前にて常習的に飲酒する人は輕罪に該當す。

第二七三條h　本法第二七〇條第二七〇條a第二七〇條b第二七一條又は第二七一條aの規定によれる訴
追に於て有罪の決定を下し郡獄禁錮の判決を言渡せるときは裁判所は
其刑期中其判決を下せる郡にて公共道路工事其他公共工事に働らく樣其囚徒を强制すること
を命することを得。此判決の下り郡獄に下れる人か前記工事をなせるときは之に利用し得る基金より其人
の日々の工事に對する一弗五十一仙以下の金額を妻又は少年の扶養の爲め妻又は後見人又は少年の監護人
又は裁判所より受託人に任命せる團體又は個人に毎月々末支拂ふことを許し且つ命することは郡管理局の
義務なりとす。

第二七三條h(一九二七年四月改正)　第二七〇條第二七〇條a第二七〇條b第二七一條又は第二七一
條aの規定によれる訴追に於て有罪の決定を下し郡獄禁錮又は市獄禁錮の判決を言渡せるときは裁判
所は
其刑期中其判決を下せる郡又は市にて公共道路工事其他公共工事に働く樣其囚徒を强制すること
を命することを得。此判決の下たり郡獄又は市獄に下たる人か前記工事をなせるときは之に利用し得る基金より其人の日々の工事に對する二弗以下の金額を妻又は少年の扶養の爲め妻又は後見人又は少年の監護人又は裁判所より受託人に任命せる團體又は個人に毎月々末支拂ふことを許

し且つ命することは其人か郡獄に禁錮さるる場合に於ては郡管理局其人か市獄に禁錮さるる場合に於ては City Council の義務なり。

第三節　墮　胎

第二七四條　姙娠せる女を墮胎せしむる意圖を以て其女に藥品又は器具を供給又は寄與し又は其女をして藥品を取らしめ又は器具其他の方法を用ゐしむる人は其女の生命を保護する爲め墮胎を必要とする場合に非らさる限り二年以上五年以下の州獄禁錮に處す。

第二七五條　墮胎の意圖を以て人に乞ふて藥品を入手し又は手術を受け又は何等かの方法を講する女は其女の生命を保護する爲め墮胎か必要なる場合に非らさる限り一年以上五年以下の州獄禁錮に處す。

第四節　小兒を盜むこと

第二七八條　父母後見人其他其少年を合法的に監督する人より其少年を隱匿留置する意圖を以て惡意を以て暴力を以て又は欺罔的に少年を取りたる又は誘ひ出す人は二十年以下の州獄禁錮に處す。

第五節　重婚近親相姦及ひ性に對する罪

第二八一條　生存せる夫又は妻を持ち乍ら他人と結婚する人は重婚(Bigamy)なり。但し次條に掲くる場合に於ては此限りに非らす。

第二八二條　前條は

一、前婚の夫又は妻か引續き五年間不在となり其間其生存せることを知らさる人、又は

二、其前婚か管轄裁判所の判決によりて無效なりと宣告されたる人

に之を適用せす。

第二八三條　重婚は五千弗以下の罰金及ひ十年以下の州獄禁錮に處す。

第二八四條　他人の夫又は妻か本節の規定に從つて罰せらるる可き場合に於て知り乍ら且つ故意に他人の夫又は妻と結婚せる人は五千弗以下の罰金又は十年以下の州獄禁錮に處す。

第二八五條(一九二一年五月改正)　兩者の結婚か近親相姦(Incest)にして無效なりと法律に宣告せる血族の等級を有する人か互に結婚し又は互に私通するときは一年以上五十年以下の州獄禁錮に處す。

第二八六條(一九二一年五月改正)　人類又は動物と性に對する破廉恥罪を犯すものは一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第二八七條　性的沒入は如何に輕微なりとも性に對する罪を完成するに充分なり。

第二八八條　其人又は其少年の色慾又は性慾を起す又は求むる又は滿足する意圖を以て十四歲以下の少年

の身體又は其何れかの部分又は其四肢に本法第二編に掲くる他の罪を構成する行爲以外の猥褻行爲を故意に且つ猥褻に行ふ人は重罪として一年以上の州獄禁錮に處す。

第二八八條 a（一九二一年六月改正） 人の口と他人の生殖器を交ゆる行爲に關係せる人は十五年以下の州獄禁錮に處す。

第六節 墓地及ひ屍體に對する罪

第二九〇條 法律上の權限なくして人間の死體を切斷し掘出し又は墓所より取去る人は重罪に該當す。但し本條は改葬の爲め親族又は友人の屍體を移す人に之を適用せす。

第二九一條 屍體を賣り又は之を切り裂く意圖を以て法律上の權限なくして若しくは惡意又は放縱より墓地其他屍體を葬れる場所若しくは埋葬を俟つ間屍體を置ける場所より人間の屍體の何れかの部分を運ひ去る人は五年以下の州獄禁錮に處す。

第二九二條 屍體を葬る義務は左に掲くる人にあり。

一、死者か有夫の婦人の場合に於ては埋葬の義務は其夫にあり

二、死者か有夫の婦人に非らさるも近親の殘存せる場合に於ては埋葬の義務は屍者の同等級の最近親中丁年を越え本州に居り且つ必要の費用を拂ふ資力を有する人にあり。

三、死者か前記の義務を果す可き夫又は近親を有せさる場合に於ては埋葬の義務は檢屍の行はれたる場合に於ては之を檢屍せる檢屍官にあり。檢屍を行はさりし場合に於ては其死の生せし地方の貧民扶養の責任を有する人にあり

四、前記規定によりて埋葬の義務を負へる人か相當期間内に埋葬をなささりし場合に於ては其義務は次に掲けし人にあり。何人も之をなさざるときは借地人借家人にあり。借地人借家人なき場合に於ては土地家屋の持主又は船長にあり。船長なき場合に於ては其の死の生せし又は屍體の發見されし船の持主にあり

第二九三條 屍體を埋葬する義務を法律を以て課せられたる人か相當期間内に其義務を行はさりしときは輕罪に該當す。且つ之に關して規定せる刑罰の外に其代りとして其義務を果せる人に後者の負擔せる埋葬費の三倍を支拂ふ責任を有す。後者は民事訴訟を起して之を回收することを得。

第二九四條 法律を以て屍體埋葬の責任を課せられたる人は之を葬る爲め之を保管する權利を有す。但し檢屍官か屍體を檢屍する樣法律に規定せる場合に於ては其檢屍を終了する迄檢屍官か之を保管する權利を有す。

第二九四條（一九二七年五月改正） 法律を以て屍體埋葬の責任を課せられたる人は之を葬る爲め之を保管する權利を有す。但し檢屍官か檢屍陪審を行ふ樣法律に規定せる場合又は檢屍官か死因を取調ふ

る樣法律に規定せる場合に於ては其檢屍陪審又は檢屍官の取調の終了する迄檢屍官か之を保管する權利を有す。

第二九五條　債權又は要求の爲め人間の屍體を差押へる人若しくは債權又は要求の爲め又は留置權又は取立つ可き金錢ありと稱して之を留置し又は留置せんと請求する人は輕罪に該當す。

第二九六條　屍者の爲めに立てたる墳墓紀念碑墓碑紀念物又は人間の墓地に屬する裝飾用の植物樹木又は灌木を故意且つ惡意的に損し破り壞し又は取り去る人若しくは墓地の垣柱橫木又は壁を損し害し壞し印を付け又は取り去る人は輕罪に該當す。

第二九七條　人間の屍體を

本州法律の下に現に存在せる墓地又は埋葬所又は其市、町、市郡合併區を管轄する郡又は市郡合併區の管理官の將來設置する墓地又は埋葬所以外の、本州に在る市又は町の區域內又は桑港市郡合併區の區域內に

葬り又は葬らしむる人は輕罪に該當す。

第七節　宗教及び良心に對する罪及び道德に對する他の罪

第二九九條　削除

第三〇〇條　削除

第三〇一條　削除

第三〇二條　宗教上の禮拜の爲め集まれる人の集會を

其集會せる場所に於てせると其集會の秩序莊嚴を擾亂し得るたけ近き場所に於てせるとを問はず汚俗なる演說講話や粗暴又は無作法なる行狀や又は必要のない騷音によつて

故意に攪き亂し又は煩わすものは輕罪に該當す。

第三〇三條　削除

第三〇四條　宗教的禮拜に關する野外集會の時間中其集會の場所より一哩以內の場所に

葡萄酒又はアルコールを含める飲料又は酒類若しくは葡萄酒又はアルコールを含める飲料又は酒類か其一部分をなせる飲料を販賣其他處分する目的を以て若しくは商品を販賣其他處分する目的を以て假小屋天幕露店を立てる又は持つて居る若しくは

斯る飲料又は斯る商品を賣り行く又は呼賣する人

は五弗以上五百弗以下の罰金に處す。

第三〇五條　前條の規定は前條に揭くる集會を指定せる日以前より其仕事に從事せる酒類其他商品の販賣

を其平常の營業とせる人に之を適用せず。

第三〇六條　削　除

第三〇七條　其場所にて吸ふ可き阿片又は其製劑を賣り又は與ふる場所を他人の行樂の所として開らき又は續ける人若しくは其場所にて吸ひ其他使用す可き阿片又は其製劑を前記の場所にて賣り又は與ふる人及ひ阿片又は其製劑を吸ふ爲め前記の場所に行く又は屢々行く人は輕罪として五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第三〇八條　事實十八歲以下の他の人にタバコ紙卷タバコ其他タバコ製品を賣り又は與へ又は供給する人、商店又は法人は輕罪として初犯は二十五弗以上百弗以下の罰金又は六十日以下の禁錮二犯は五十弗以上二百弗以下の罰金又は九十日以下の禁錮に處し且つ其後の各犯は百弗以上三百弗以下の罰金又は九十日以上六ヶ月以下の禁錮又は双方に處す。

タバコ又は其製品を賣り又は取引する人商店又は法人は本法實施後九十日以内に其營業所に本法の寫を人目に付く樣掲示し且つ掲示し置く可し。之をなさざる人は初犯は五弗の罰金其後の各犯は二十五弗の罰金又は三十日以下の禁錮に處す。

タバコ取引人より之を求むるときは其寫を之に供給することの出來る樣本法の寫を印刷する權限を州書記官に付與す。

第三〇八條a　な　し

第三〇八條b　初等學校又は中等學校の校長教員從業員又は役員にして其監督せる初等學校又は中等學校にて使用する樣相當官憲より指定せる教科書を用ゐることを拒絶せる人若しくは生徒をして其學校の生徒用として追加書籍を買はしめたる人若しくは法律に定むる報告を作くることを拒絶し又は故意に怠たる人は輕罪として百弗以下の罰金に處す。

第三〇八條b（一九二九年六月）　削　除

第三〇九條　女郎屋又は女郎買の目的にて人の出入する家又は室の持主保管者經營者又は之を監督する人にして之に少年又は少女の入るを許し又は之に少年又は少女を抱えて置く人若しくは少年少女の父母又は後見人にして斯る家又は室に斯る少年少女を入れ又は置き又は其入り又は置くことを許可又は默許する人は輕罪に該當す。

第三一〇條（一九一七年五月改正）　其方法の如何を問はす其種類の如何を論せす展覽又は陳列の爲合衆國國旗又は明らかに合衆國國旗を意味する旗に文句圖書模樣圖形符號氏名廣告文字手紙記號掲示を書き又は書かしむる人商店法人、若しくは何等かの方法にて合衆國國旗に文句圖書模樣圖形符號氏名廣告文字手紙記號掲示を書ゐた物を結ひ付ける人商店法人若しくは何等かの方法にて文句圖書模樣圖形符號氏名廣告文字手紙記號掲示を書き又は結ひ付けたる合衆國國旗又は合衆國國旗を意味する旗を展示又は陳列する又は

展示又は陳列せしむる人商店法人若しくは公有物たると私有物たるとを問はす合衆國々旗を切斷蹂躙其他褻瀆する人商店法人若しくは製造品又は作成品又は其形をせるものを置き又は置かしむる人商店法人若しくは合衆國々旗又は其形をせるものを商標に用ゐ又は用ゐしむる人商店法人は各犯毎に二百弗以下の罰金又は一年以下の其審理をなせる郡の郡獄禁錮に處す。但し合衆國又は其州テリトリー哥倫比亞區の所有物にして且つ其用に使用する國旗又は旗は法律又は規則に從つて之に付する文句又は行爲戰爭捜索兵の名又は文字符號を付することを得。

第三一〇條（一九二九年四月改正）(a)本條及ひ第三一〇條a に用ゐる「國旗」なる文字は合衆國法律又は本州法律にて規定せる各種の國旗旗軍旗及ひ如何なる物質にて作られたると如何なる物質にて表されたるとを問はす又其大きさの如何を問はす明らかに合衆國又は本州の國旗旗軍旗を意味せる繪畫表象及ひ其圖形を示せる各種の繪畫表象を含くむ。

(b)本條及ひ第三一〇條aの規定は之に關する本州の法律を統一する其一般的目的に影響を及ほすものと解釋す可し。

(c)本法又は本州法律の規定によりて

合衆國國旗又は本州の旗又は斯る國旗又は旗の繪畫又は表象を使用することは罰す可き行爲又は不法の行爲なり

418839

とせる場合に於ては此法律は合衆國又は本州の法律又は合衆國陸軍又は海軍の規則にて許せる行爲に之を適用す可らす。又國旗を印刷又は描寫するも之に何等模樣又は文書を付せす且つ廣告と何等關係なき新聞雜誌書籍冊子同文書狀證明書免許狀任命證書裝飾用繪畫寶玉通信用文房具に適用するものと解釋す可らす。

第三一〇條a（一九一九年四月改正）一九一一年二月三日裁可の「Bear flag をカリホルニア州旗に選定採用する法律」に規定せるカリホルニア州の旗又は明らかに其旗又は其圖形を意味する旗に其方法の如何を問はす其種類の如何を論せす展覽又は陳列の爲め文句圖書模樣圖形符號氏名廣告文字手紙記號揭示を書き又は書かしむる人商店法人若しくは何等かの方法にて前記州旗に文句圖書模樣圖形符號氏名廣告文字手紙記號揭示を書ゐた物を結ひ付ける人商店法人若しくは何等かの方法にて文句圖書模樣圖形符號氏名廣告文字手紙揭示を書き又は結ひ付けたるカリホルニア州旗を意味する旗を展示又は陳列する又は展示又は陳列せしむる人商店法人若しくは公有物たると私有物たるとを問はすカリホルニア州旗又はカリホルニア州旗又は其模樣を切斷蹂躙其他褻瀆する人商店法人若しくは製造品又は作成品又は其形をなせるものを置き又は置かしむる人商店法人若しくは前記州旗又は其形をなせるものを廣告用又は商標に用ゐ又は用ゐしむる人商店法人は各犯毎に二百弗以下の罰金又は一年以下の其審理をなせる郡の郡獄禁錮又は双方に處す。但し合衆國の所有物にして且つ其用途に使用する其州旗又は旗は法律又は規則に從つて

之に付する文句又は行爲戰爭捜索兵の名又は文號符號を付することを得。又前記法律の通過當時星筋熊より成立せる模樣及ひ其傍に其團體の名を表はす文字を團員の徽章に使用し居し愛國團體は引續き此徽章を團員の徽章に使用製造することを得。

第三一〇條a（一九二九年四月改正）　其方法の如何を問はす其性質の如何を論せす展覽又は陳列の爲め本法第三一〇條に定義を下せる合衆國又は本州の國旗州旗に文字記號繪畫模樣廣告を書き又は書かしむる若しくは文字記號繪畫模樣廣告を印刷描寫添付されたる國旗州旗を公衆の見せ物に供する若しくは廣告の爲め人の注意を惹く爲め裝飾の爲め他の品物と區別する爲め國旗州旗軍旗旗の表象を印刷描寫添付せる商品又は商品を運搬する爲めの入れ物たる品物又は物體を公衆の見せ物にさらす製造する賣る賣る爲め陳列する與へる又は賣り與へ又は何かに用ゆる爲め所有する若しくは公然之を切斷蹂躙褻瀆する人は輕罪に該當す。

第三一〇條半　削除

第八節　風俗を壞亂する風體、見世物、書籍、印刷物、家屋

第三一一條　故意に且つ猥褻的に

一、公けの場所又は之によつて怒さる可き又は惱さる可き他人の居る場所にて其身體又は局部をさらす、若しくは

二、無作法な若しくは淫猥な思想又は行爲を鼓舞する如き曝し物となる樣又は藝術モデル展覽物に加はる樣又は公衆の他の見せ物となる樣又は若干數の人の見世物となる樣人を世話する又は人に勸める又は人を助ける若しくは

三、猥褻な文書書類書籍を書き、作り、鉛板にスリ印刷し出版し販賣し分配し販賣の爲め所持し又は展示し若しくは猥褻な繪畫又は印刷物を考案し寫し書かき彫り其他用意し若しくは猥褻な形を模し彫鑄り其他作成する若しくは

四、斯る文書書類書籍繪畫印刷物形態の揭示又は廣告物を書き作り又は出版し若しくは

五、公けの場所又は之によつて惱まさる可き人の居る場所にて猥褻な歌民謠其他言葉を歌ふ

人は輕罪に該當す。

第三一二條　前條第三項に違反せる人を逮捕する權限を有する又は之を逮捕することを命せられたる人は被逮捕者の所持又は監督せる猥褻なる文書書類書籍繪畫印刷物形態を押收し之を被逮捕者の引致さる可きマジストレートに渡す權限を有し且つ之を押收し之を被逮捕者の引致さる可きマジストレートに渡すことを命せらる。

第三一三條　前條の規定に從つて猥褻なる文書書類書籍繪畫印刷物形態を渡されたるマジストレートは被

告人訊問と共に、又は若し訊問か遲延するか又は妨けらるるときは訊問を俟たすして其文書書類書籍繪書印刷物形態か猥褻なるや否を決定す可し。猥褻と決するときは其一個を被告人を起訴又は審理す可き郡の檢事正に送り他は悉く直ちに之を破壞す可し。

第三一四條　被告人の有罪決定と共に檢事正は檢事正の所持又は保管せる且つ被告人有罪の理由となれる文書書類書籍繪書印刷物形態を破壞せしむ可し。

第三一五條　州内に於て女郎屋又は猥褻の目的を有する家を所持せる人若しくは故意に斯る家に住せる人は輕罪に該當す。斯る家を所持すること又は之に通ふことに關する訴追に於ては世間の評判を其家の性質其所持され又は用ゐらるる目的之に住居し之に通ふ女の性質に關する適當の證據とすることを得。

第三一六條　隣り合ひの家の平和慰安行儀を常習的に擾亂する不秩序な家密會所又は女郎屋を目的とせる家又は公衆遊ひ場を所持する人若しくは不秩序な旅館を所持する人及ひ密會所又は女郎屋の目的に使用さるることを知り乍ら部屋又は家屋を貸す人は輕罪に該當す。

第三一七條　流產又は墮胎をなし又は之に便利を與ふる又は姙娠を防く醫藥又は方法の揭示又は廣告物を故意に書き作り又は出版する人若しくは其完成を助く可き勞務を揭示廣告物等にて提供する人は重罪に該當す。

第三一八條　誘惑によりて又は手段を弄して賭博又は女郎屋を目的とせる部屋建物其他場所に行く樣人を說き勸める人は輕罪として六ケ月以下の郡獄拘禁又は五百弗以下の罰金又は双方に處す。

第九節　當籤

第三一九條　富籤(Lottery)は

Lottery と稱すると Raffle と稱すると Giftenterprise と稱すると如何なる名を用ゐるとを問はす籤又は僥倖によつて之を分配又は處分する合意了解又は期待の下に、其物又は其一部分又は其物の持分又は權利を得る僥倖に向つて對價を拂らひ又は拂はんと約せる人々の間に僥倖によつて物を處分又は分配する計畫

なり。

第三二〇條　富籤を案出し準備し開始し提供(之に入ることを勸めること)し又は抽籤する人は輕罪に該當す。

第三二一條　富籤券若しくは富籤券なり又は富籤券を表はすものなりと稱せられ又は理解さるる書類又は證書を他人に賣り又は與又は渡し又は交付する人は輕罪に該當す。

第三二二條　印刷手書廣告出版等によりて富籤の開始處理抽籤若しくは富籤券の販賣又は處分を幇助する人は輕罪に該當す。

第三二三條　自から又は他人によりて富籤券販賣所又は富籤券番號登錄所を開らき又は維持する人若しくは斯る事務所を開らき又は使用することを印刷手書等によりて廣告又は發表する人は輕罪に該當す。

第三二四條　州内にて抽籤さるるとさる可きと否とを問はす富籤券を保證し又は其保證抽籤に對する對價を受取る人若しくは或富籤券又は或番號の富籤券か當籤又は落籤するか又は特定の時期に特定の順序にて抽籤さるるか又は抽籤されさるときは或金額を拂戻し又は同一物又は他の物を引渡す合意の下に對價（價値のある）を受取る人若しくは富籤券抽籤の結果如何によりて對價付きにて又は無對價にて或金額を拂ひ或物品 things in action を渡し又は或人の爲めに或事をなすことを控ゆることを約束する人若しくは前記のことをやる旨を發表し又は前記のことをやる故之に應するものを募る旨を發表する人は輕罪に該當す。

第三二五條　本節の規定に違反して賣買又は分配の爲め提供せる金及ひ物は州に沒收し檢事總長又は檢事正か州の名にて提出せる通告手續書又は州の名にて起せる訴訟にて之を回收することを得。通告手續又は告訴狀告發狀を差出すときは裁判所書記又は治安裁判所に於ける訴訟の場合に於ては治安判事は其告訴狀告發狀通告手續書に掲くる物に對して差押狀を發す可し。其差押狀は其物に對して民事訴訟に關して地方（譯者註、本法制定前の裁判所の名稱にて高等裁判所と訂正す可きものと思はる）裁判所より發せる差押狀と同一效力を有し且つ同一方法にて之を發す。

第三二六條　富籤の開始處理經營抽籤又は富籤券の販賣處分に之を用ゆることを知り乍ら建物又は船舶又は其一部分を貸し又は之を使用することを許す人は輕罪に該當す。

第一〇節　賭博

第三三〇條　カルタ骰子又は何等かの仕掛を以てせる金錢 小切手 債權 其他 價格を代表するものを賭せる faro, Monte, roulette, Lansquenet, rouge-et-noir, rondo, Tan, Fantan, Studhorse, poker, Seven-and-a-half, Twenty one, hokey-Pokey, or any banking or percentage の賭博を營み、扱ひ、開らき、又は開らかしむる人若しくは所有者又は使用人（雇はれたると否とを問はす）として之をやる人及ひ之を弄ひ又は賭する人は輕罪として百弗以上五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第三三〇條 a　硬貨圓球金屬合札其他何物かを入れて之を動かすと言ふ方法によると他の方法によるとを問はす其機械器具仕掛物の動き具合の結果に金錢其他有價物を賭せる機械（孔のある機械又はかるた機械）器具仕掛物若しくは

其作用の結果商品金錢價格代表物有價物品小切手金錢と引換ゆ可き札標其他仕意の有價物か得られたり失はれたりする且つ其動き具合は全く運次第偶然的たる機械（孔のある又はかるた）器具仕掛物を

所有者賃借人代理人使用人抵當權者等として所持又は管理せる人若しく其所有賃借占有せる又は其取扱又は管理の下にある部屋空地構内建物に置く又は保管する又は維持することを許せる人若しくは

其骰子の動き具合の結果に金錢其他有價物を賭せる骰子（Card dice又は六面以上を有する骰子）若しくは其作用の結果商品金錢價格代表物有價物品小切手金錢と引換ゆ可き札標其他仕意の有價物か得られたり失はれたりする且つ其作用は全く運次第偶然的たる骰子（Card dice又は六面以上を有する骰子）を

所有者賃借人代理人使用人抵當權者等として所持又は管理せる人若しくは其所有賃借占有せる又は其取扱又は管理の下にある部屋空地構内建物に置く又は保管する又は維持することを許せる人

は輕罪として百弗以上五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第三三一條（一九一七年六月）　本法第三三〇條第三三〇條aに掲くる賭博の何れかか

其人か其全部又は一部を所有又は賃借せる家にて行はるることを

知り乍から故意に之を許す人は前條に掲くる刑罰に處す。

第三三二條　所謂"Three-Card Monte"の賭博によつて若しくは賭博たると手品たるとSleight-of-handたると占ひを口實とせると手管を弄せると其他如何なる方法によるとを問はすカルタ其他道具を用ゐて若しくは乞食中斯る遊戯又は賭博を用ゐて他人より金錢又は其種類の何たるを論せす物を欺罔的に入手せるものは同し價格の物の窃盗犯の場合に於ける刑罰に處す。

第三三三條　本節の下に行はるる刑事手續の訴追の證人として召喚され乍ら命する通り出頭することを怠たり又は拒絶する人は輕罪に該當す。

第三三四條　他に證人となり得さる欠點を有せさる人は其證言が自己を罪に陷ゐらしむることを理由として賭博罪に關する證人として證言する資格を失ふことなし。但し其後其證人か證言せる犯罪に關して同人を訴追することを得す。

第三三五條　檢事正執行官コンステーブル又はポリスヲツフキサアは本節の規定に違反せる犯人なりと信す可き相當理由を有する人を通告し且つ勵精に之を訴追す可し。之をなすことを拒絶する又は怠たる前記官吏は輕罪に該當す。

第三三六條　其家屋の全部又は一部を酩酒屋又は飲酒店に使用する家屋の所有者賃借人又は所持人にして其内にて二十一歳以下の人の賭博を行ふことを知り乍ら許す人は輕罪に該當す。

第三三七條　刑法第三三〇條の違反に關する逮捕又は所刑より人を免除する了解を以て自己の用途に供すると公共用途に供するとを問はす金錢其他價値ある對價を求め受取り又は取立てる州吏、郡吏、市吏、市郡合併區吏、町吏、町區吏其他人若しくは

刑法第三三〇條を以て禁止せる賭博を行ひ營み又は開らく又は開かしむる權限又は權利を與ふる又は與ふと稱する免許狀を何人かに向けて發し渡し又は發せしむる渡さしむる前記官吏又は人及ひ

刑法第三三〇條を以て禁止せる賭博を行ひ營み又は開らく又は行はしむる營ましむる又は開かしむる權限又は特權を與へ許し又は與へ又は許すと稱する法令又は細則の通過に贊成する前記官吏は重罪に該當す。

○第三三七條a　一、何れの場所たると何れの時たるとを問はず書類を以てせると否とを問はず Pool-selling（カルタの賭博）又は Book-Making（競馬の賭博）に從事する人若しくは

二、利益を得る爲めたると借料を得る爲めたると無報酬たると其他たるとを問はず謝禮を得る爲めたると無報酬たると其他たるとを問はず人又は動物の熟練速力忍耐力若しくは之に關する人又は動物又は機械間の優劣若しくは籤、運、未知未來の偶發事件を賭せる賭事（bets, wagers, pools）を記錄する帳簿書類器具附屬物を若干時間室、小屋、家、天幕、建物、船舶、構内、場所又は其一部に保有又は占有する人若しくは

三、利益を得る爲めたると借料を得る爲めたると無報酬たると其他たるとを問はず謝禮を得る爲めたると無報酬たると其他たるとを問はず人又は動物の熟練速力忍耐力若しくは之に關する人又は動物又は機械間の優劣若しくは籤、運、未知未來の偶發事件を賭せる賭事に賭せる又は賭せんとせる又は賭する爲め提供せる金錢物品有價物又は之と同一の價値を有する物又は其旨を書いたる紙片を受取り所持し又は送付し若しくは受取り所持し又は送付すると稱する人若しくは

四、利益を得る爲めたると借料を得る爲めたると無報酬たると其他たるとを問はず謝禮を得る爲めたると無報酬たると其他たるとを問はず又何れの場所たると何れの時たるとを問はず人又は動物の熟練速力忍耐力若しくは之に關する人又は動物又は機械間の優劣若しくは籤運未知未來の偶發事件を賭せる賭事を記錄する人若しくは

五、室、小屋、家、天幕、建物、船舶構内土地場所又は其一部の所有者賃借人占有者にして利益を得る爲めたると借料を得る爲めたると報酬を得る爲めたると無報酬たると其他たるとを問はず本條第一項第二項第三項又は第四項に揭くる目的の爲め之を使用又は占有することを許せる人若しくは

六、人又は動物の熟練速力忍耐力若しくは之に關する人又は動物又は機械間の優劣を賭せる賭事を賭し作り提供し又は之に應する人は

三十日以上一年以下の郡獄又は州獄禁錮に處す。

本條は本條第一項乃至第六項（含みて）に揭くる行爲を營業とする人のみならず一回斯る行爲をなせる人にも之を適用す。

○第三三七條b（一九二一年五月插入）　其關係者又は其演技者か其ベースボール仕合に勝つ樣最善の努力を拂はさる若しくは其關係者又は其演技者か其對手たる野球團をして勝利を得せしむる又は其對手たる野球團の勝利を援くる樣の動作をする意圖又は了解又は合意の下にベースボール仕合の關係者又は演技者に金錢賄賂又は有價物を與へ又は提供し又は與へんと約し又は與へんとしたる又は提供せんとしたる人は重罪として五年以下の州獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は双方に處す。

第三三七條c（一九二一年五月插入）　其關係せる又は關係せんとせるベースボール仕合に勝つ樣最善の努力を拂はさる若しくは仕合の際其對手たる野球團をして勝利を得せしむる又は其對手たる野球團の勝利を援くる樣の動作を取る意圖又は了解又は合意の下に金錢賄賂又は有價物を受取り又は受取らんとし又は受

取らんと申込み又は受取ることに合意する人は重罪として五年以下の州獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は双方に處す。

第三三七條d（一九二一年五月挿入）　其アンパイア又はマネージャー又はヂレクターか其ベースボールの勝敗を左右する目的を以て其競技及び演技者に對して不正の審判所置指揮を下す意圖又は了解又は合意の下にベースボール仕合のアンパイア又はマネージャー又はヂレクターたる人又はたらんとする人に金錢賄賂又は有價物を與へ又は與へんと申出又は與へんとしたる人は重罪として五年以下の州獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は双方に處す。

第三三七條e（一九二一年五月挿入）　其ベースボール仕合の勝敗を左右する目的を以て不正の振舞をなし又は其競技又は演技者に對して不正の審判處置指揮を下たす了解又は合意の下に金錢賄賂又は有價物を受取り又は受取らんと合意し又は受取らんとせるアンパイア又はマネージャー又はヂレクターは重罪として五年以下の州獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は双方に處す。

第一一節　質屋

第三三八條　年一割以上の利息の貸金に對する質物たる物品を受取る方法によりて質屋(Pawnbroker)の業務に從事する人は輕罪に該當す。但し許可を得たるものは此限りに非らす。

第三三九條　質屋の業務に從事するもの若しくは黃金の棒黃金の塊純金又は純金を含める鑛物を購入せるものにして

日付期間金額各貸出の利率質物に關する明細の表示購入物の評價質入者又は賣却者の氏名住所を、其目的を以て其所持せる帳簿に取引當時英語にて記入せさる若しくは

質入者又は販賣者に其記事の寫を渡ささる若しくは

自己の賣れるものの記事を掲くる勘定書を所持せさる人は

輕罪に該當す。

第三四〇條　月百分の二以上の利息を課し又は受取る質屋若しくは手數料割引料倉敷料其他掛を課すると又は複利によりて其利息を增し又は增さんとする質屋は輕罪に該當す。

第三四〇條（一九二九年五月改正）　三百弗及ひ以下の貸金に對して月百分の三以上三百弗以上の貸金に對して月百分の二以上の利息を課し又は受取る質屋若しくは手數料割引料倉敷料其他掛を課すること又は複利によりて其利息又は掛りを增し又は增さんとする質屋は輕罪に該當す。但し本法によりて許せる毎月の掛りか五十仙より少なき場合に於ては五十仙の最低額を課することを得。

第三四一條　請戻し契約期日經過後六ヶ月間之を保管したる以前に質入して請戻のなき品物を賣却せる質屋若しくは賣却より少くとも五日以前に賣却品賣却時日賣却場所を掲くる廣告を市町又は郡にて發行する

新聞に廣告せすして賣却せる質屋は輕罪に該當す。

第三四一條（一九二九年五月改正）　質屋は衣類衣服毛皮鞄服入鞄又は同種類の質入物を請戻し契約期日經過後六ヶ月間右以外の質入物を請戻し契約期日經過後一年間占有の儘保留し置く可し。質入主又は其讓受人は前記六ヶ月間又は一ヶ年間の何時にても之を請戻す權利を有す。其期間内に之を請戻さるゝときは質屋は之に關する質入主の權利本權を取得し自己の物として之を所持處分することを得。本條の規定に違反せる質屋は輕罪に該當す。

第三四二條　質屋か質として受取り其後賣れる物品の買主の氏名及ひ質屋の受取れる其代金を質入主又は其代理人に話すことを故意に拒絶する質屋若しくは其賣得金より貸金其利息及ひ貸金の百分の四に當たる賣却費を差引きたる後の殘額を返却することを質入主又は代理人より求むるも之を返却することを拒絶する質屋は輕罪に該當す。

第三四三條　質屋若しくは純金の棒純金の塊純金を含める鑛物を買へる人にして

動産捜索狀を有せる官吏若しくは執行官又は市市郡合併區町の警察長官の任命せる人若しくは其帳簿を檢閲し其物品又は賣上勘定簿を檢閲することを豫審判事より命せられたる人に其帳簿を示すこと又は質として其受取れる物品又は賣上勘定書を示すことをなさゝる拒絶する又は怠たるものは輕罪に該當す。

第三四四條　刑法第三三九條第三四二條第三四三條はジャンク商に從事する人其書記其使用人其召使及ひ其仲立人又は問屋の仕事をする人に之を適用す。又其賣買の取引並に質又は抵當に之を該當す。

第十二節　人に對する他の不法侵害

第三四六條　銘酊の狀態にて他人に對して醫師の行爲をなし之によりて其人の生命を危險に陷らしめたる醫師は輕罪に該當す。

第三四七條　之を飲める人の身體に傷害を及ほす意圖を以て食料品飲料品又は醫藥に故意に毒を交ゆる人及ひ泉井戸又は貯水池に故意に毒を投する人は一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第三四七條半（一九二九年五月挿入）　人、商店又は法人かカリホルニア州にて開業を許可されたる醫師及ひ外科醫の處方箋又は命令書なしにて

ヴエロナール、バービタル又は其鹽類其精製品其化合物又は之を含める製劑其鹽類の精製品又は化合物若しくは一ヲンス又は一ポンドに付き四十グレーン以上の前記藥品を含める合衆國特許局にて登錄せる登錄付商標付製劑を

賣り又は與へ又は賣らんと申出て又は與へんと申出つることは不法なり。處方箋を書けるものの命令書なくして再ひ之を賣り又は與ふ可らす。其處方箋又は命令書は何時にても之を檢閲する權限を有す

る官吏の檢閲に供す可し。其差出日より少なくとも三年間之を保存し置く可し。但し前記規定は一九二七年四月九日裁可カリホルニア州製藥取締法第一條に規定せる製藥の製藥者製藥卸賣者の卸賣に之を適用せす。又製藥者相互間製藥者より本州にて開業を許可されたる醫師外科醫齒科醫獸醫に製藥を賣る場合にも之を適用せす。本條の規定に違反せる人は輕罪として二百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第三四七條a　何人も之を入れたる瓶、箱、包、外包に、其普通の名稱及ひ毒藥の文字及ひ販賣人の氏名及ひ營業所を明白に掲けすして

砒素、昇汞、靑酸、靑酸加里、ストリキニーネ、若扁桃油、阿片、鳥頭、ベラドンナ、毒入參、番木鼈、菲沃斯、蓬菊、サヴキン、麥角、棉根、ヂギタリス、コロロホルム、抱水クロラル又は一ヲンス二グレーン以下を含める阿片製劑以外の前記の物の製劑、化合物鹽類エキス、チンキ白沈澱物赤沈澱物赤沃化水銀綠沃化水銀イヌサフラン、班猫蔘酸、巴豆油、硫酸亞鉛醋酸揑石炭酸硫酸揑酸燐又は其製劑化合物揑類エキス、チンキ

を小賣することを得す。相當糺問の上買主か其有毒なることを知れること及ひ正當の目的に之を用ゆることを知れる後に非らされは何人にも之を賣ることを得す。引渡前に

販賣日　買主の氏名住所　賣れる物の藥名及分量　買主の述へたる購入の目的　賣却者の名

を其目的のみに用ゆる帳簿に記入するか又は記入せしめすして何人も之を小賣することを得す。此帳簿は常に之を檢閲す可き官吏の檢閲に供す可し。之を賣却する人は相當の糺問によつて之を受取る人の述へたる氏名住所か其眞正の氏名住所たることを確む可し。之れか爲め其人に相違なき旨の證明を求むることを得。本條の規定に違反せるものは輕罪として五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。本條の規定は本州法律の下に醫師を開業する權限を有する醫師の處方箋に之を適用せす。

第三四八條　船長其他船客運送に使用する船舶又は其機關汽鑵を監督する人にして

知らすして又は重大の過失によつて又は他の船舶よりも速力を出す爲め

機關又は之に關する裝置又は機械を破壞する如き過度の蒸氣を作り又は作ることを許し其破壞によつて人命を危險に陷らしめたる

ものは重罪に該當す。

第三四九條　技師機關士其他製造、鐵道其他機械的作業に用ゆる蒸氣を發生又は使用する蒸氣汽鑵蒸氣機關其他裝置を監督する人にして

故意に又は知らすして又は重大の過失によつて

機關汽鑵又は裝置を破壞し又は他の事故を發生する如き過度の蒸氣を作り又は作ることを許し其破壞又は事故によつて人命を危險に陷らしめたる

ものは重罪に該當す。

第三四九條 a　本州に於て商品の產出製造又は販賣に從事する人にして

其商品又は之を容れたる樽、箱、包裝に付せる又は押せる印刻、貼紙、商標、荷札、極印等によつて之に使用せる勞働の性質、之に使用さるる人の員數又は種類を詐はるるもの若しくは

實際は特種の勞働者と他の勞働者とを其商品の製造又は產出に共同に使用し居る又は他の勞働者を特種の勞働者の補充として使用し居るに拘らず特種の勞働者のみを使用し居ると詐はるるもの

は輕罪として百弗以上五百弗以下の罰金又は二十日以上九十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第三四九條 b　法人となれると否とを問はず州内に於て組織され且つ現に存在せる同業組合勞働組合にして行政法第三二〇〇條の規定に從つて貼札又は商標を採用登錄せるものは其貼札又は商標を所有使用統轄する排他的權利を有す。其同業組合勞働組合の取消さるる許可書を有せすして

其同業組合其勞働組合の勞働者又は組合員か全部又は一部之を製造又は作製せりと稱して、其模造僞造又は贋造せる貼紙又は商標を付せる商品を賣る若しくは他人の之を賣ることを助くる意圖を以て故意に斯る貼紙又は商標を模造僞造又は贋造する若しくは模造僞造又は贋造を幇助したる人は輕罪として五百弗以下の罰金又は九十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第三四九條 c　本州に於て商品の產出製造又は販賣に從事する人又は私的官的半官的の營利的行爲又は營利的勞務の履行に從事する人にして

實際は同業組合員勞働組合員に非らさる勞働者又は使用人か排他的に其商品の產出製造又は販賣に使用さるる若しくは其行爲又は勞務を行ふことに從事する場合に

同業組合員勞働組合員か其商品の產出製造又は販賣に從事し居る若しくは其行爲又は勞務を行ふことに從事し居ると故意に詐稱する人

は輕罪として五百弗以下の罰金又は九十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第三五〇條　人か州書記官の許にて又は合衆國特許局にて正當に登錄濟の上自己の品物に通常添付する商標若しくは全部又は一部其商標の模造より成立せる貼札又は燒印を故意に模造僞造贋造する若しくは模造僞造贋造せしむる人若しくは其模造僞造贋造せる商標貼札又は燒印を添付せる又は添付せんと企圖せる品物を其商標を所有する人商店又は法人の品物なりとして通用させる意圖又は他人か通用させんとすることを幇助する意圖を以て其商標を登錄せる品物と同種類同數量の品物に之を添付する人は輕罪に該當す。

第三五一條　其商標貼札又は燒印か模造僞造贋造たることを知り乍ら

其商標を所有せる人商店法人の眞正の品物の如く見せ掛ける意圖を以て、州書記官の許にて又は合衆國特許局にて登錄濟の商標を模造僞造贋造せる商標若しくは全部又は一部其商標の摸造僞造贋造たる

貼札又は燒印を其上に添付せる品物
を販賣し若しくは販賣の爲め所持又は製造又は用意する人は輕罪に該當す。
第三五一條a（一九一七年五月挿入）　製作物又は産出物を販賣し又は販賣せんとし又は販賣せんと申込み又は販賣を助くる人にして
眞正の商人製造者産出者以外の商人製造者産出者の製作物又は産出物なりと其製作物又は産出物を故意に僞る人若しくは
商店員又は法人役員にして
其商店員又は法人の使用人か、或製作物又は産出物を、眞正の商人製造者産出者以外の商人製造者産出者の製作物又は産出物なりと詐稱し又は詐稱して賣り賣らんと申込み賣るを助くることを知り乍ら許せる人
は輕罪として五十弗以上三百弗の罰金又は二十日以上九十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。但し本條は他の製造者又は産出者の同意書を得て其製造者又は産出者の製作物又は産出物を自己の名義又は燒印を付して賣り又は賣らんと申込む人に之を適用せず。
第三五二條　本節に用ゆる「僞造せる商標」及ひ「贋造せる商標」なる文字又は之と同等の文字は欺く樣に原本に類似せる商標の變造又は模造を含くむ。

第三五三條　前三條に用ゆる商標なる文句は
職人、製造者、藥劑師商人か、其輸入製造産出調合又は販賣せる物品なることを指示する爲め、之に添付せる、但し其物品か或種類の物品たることを通常指示する名稱文字以外の各種類の文字意匠標章極印、燒印、貼紙又は外包
を含くむ。
第三五三條a（一九二五年四月挿入）　人、商店又は法人か
其油の商標又は銘柄を示せる文字の符號又は貼札を高さ半吋以上の文字に書し之を販賣又は引渡の際其油を注き出す出口又は其近くに確く添付するか又はペキントにて書くことなくして
内燃機關の機械油と稱する油を販賣したり、販賣又は引渡の爲め提供したり、販賣せしめたり、販賣することを許したり、販賣又は引渡の爲め提供したり販賣又は引渡の爲め提供することを許したりすることは不法なり。但し油槽車の呑口又は辨に此符號又は貼札を添付せる場合に於ては其文字は高さ四分三吋以上たる可し。機械油に商標又は銘柄なき場合に於ては上記の符號又は貼札は前記の場合の外は高さ三吋以上の文字にて「機械油、銘柄なし」の語より成立す可し。本條の規定に違反せる人商店又は法人は輕罪として五十弗以上三百弗以下の罰金又は二十日以上九十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第三五四條　人を欺罔する意圖を以て、始めより其樽其瓶其函其包裝に入れたる又は其貼札其銘柄を付せる品物又は其商標商號の所有者と關係を有する品物以外の品物を處分する目的を以て、州書記官の許又は合衆國特許局にて正當に登錄せる他人の商標又は他人の商號を付せる又は之と何等かの關係を有せる樽瓶函包裝貼札銘柄等を所持し又は使用する人は輕罪に該當す。

第三五四條半　其所有者を欺罔する意圖を以て、其所有者の同意なくして又は其所有者より之を購入して、正當に屆出けたる他の商標又は氏名を其上に印刷銘刻刻印彫刻蝕刻其他添付せる樽瓶罐函其他包裝を故意に販賣又は取引する人又之（譯者註、空樽空瓶等）に他の物を詰める人は輕罪に該當す。

第三五四條四分ノ三　其所有者を欺罔する意圖を以て、所有者の同意なくして、又は所有者より之を購入せすして、

其樽瓶罐函其他包裝を賣り又は商ふ爲め又は其樽瓶罐函其他包裝に再ひ中味を入れる爲め樽瓶罐函其他包裝に印刷燒印押捺彫刻蝕刻其他添付せる他人の正當に登錄せる商標又は氏名を故意に抹消塗沫破壞隱蔽する人は輕罪に該當す。

第三五五條　所有者か其同一物たることを發見することを防止する意圖を以て難破物の印を抹消し又は何等かの方法にて其外見を變裝する人若しくは送り狀船荷證其他所有權をあらわす可き文書を破毀抹消隱蔽する人は輕罪に該當す。

第三五六條　所有者か同一物たることを發見することを防止する意圖を以て材木に付せる印を切拔、變更又は抹消し又は之に虛僞の印を付する人は輕罪に該當す。

第三五七條　之を盜む意圖を以て又は眞正の所有者か其同一物たることを發見することを防止する意圖を以て他人に屬する馬騾又は牛の印又は烙印を付け又は變へ又は消す人は一年以上五年以下の州獄禁錮に處す。

第三五七條半　之を盜む意圖を以て又は眞正の所有者か其同一物たることを發見することを防止する意圖を以て他人に屬せる羊山羊又は豚の印又は烙印を付け又は變へ又は消す人は輕罪に該當す。

第三五八條　組合の事務に於て詐僞を行ふ特別組合員は輕罪に處す。

第三五九條　結婚式の執行に當る權限を有せる人か故意に且つ知り乍ら近親相姦其他法律に禁せる結婚式の執行に當るときは百弗以上一千弗以下の罰金又は三ヶ月以上一ヶ年以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第三六〇條　結婚式の執行に當る權限を有せる人にして

本州民法第二七條に揭くる結婚許可證を提出せしめすして結婚式の執行に當りたる若しくは

虛僞の結婚報告書を故意に戶籍吏に呈出せる若しくは

結婚式の執行に當り乍から本州民法第七三條第七四條に揭くる通り其後三十日間結婚許可證に其證明書を裏書して之を戶籍吏に呈出せさるもの

及ひ故意に結婚報告書の虚僞の登錄をなすものは前條に掲くる刑罰に處す。

第三六一條　白痴又は精神病者に對して苛酷殘忍又は不親切の取扱をなし若しくは之に對する義務を怠たる人は輕罪に該當す。

第三六二條　人身保護令狀を發せられたる官吏又は人にして其送達を受けたる後其命令に從ふことを怠たり又は拒絕するときは輕罪に該當す。

第三六三條　人身保護令狀に基きて釋放されたる人を同一理由の爲め

單獨にて又は裁判所員として

知り乍から且つ不法に再ひ收監し監禁し又は其自由を束縛する人は輕罪に該當す。

第三六四條　人身保護令狀を發せられたる人を監置又は束縛せる人か人身保護令狀の送達を避くる意圖又は其效果を避くる意圖を以て被監置者又は被束縛者を他人の監置に移し又は他人の統轄の下に移し又は拘禁せる場所束縛せる場所を隱蔽又は變更し又は人身保護令狀を發せる裁判所又は判事の管轄外に之を移せるときは輕罪に該當す。

第三六五條　旅館經營又は旅客運送の事務に從事する人及ひ法人の役員にして正當の理由なくして客を受取り、歡待し又は旅客を運送することを拒絕するものは輕罪に該當す。

第三六六條　水銀の製造又は販賣に從事する人の印章を贋造し又は故意に贋造せる印章を用ゐる人は重罪に該當す。

第三六七條　品質の劣れる又は交せ物をせる水銀を純粹の水銀なりとして故意に販賣し又は販賣の爲め提供せる人は輕罪に該當す。

第三六七條a　其所有者の同意なくして、ヲペラとして知らるる未發表の戲曲的作曲戲曲的音樂的作曲又は音樂的作曲か未發表たることを知り乍から且つ營利の爲め公然上演せしむる人若しくは其戲曲的作曲又は其上演に關係する人若しくは戲曲的作曲又は戲曲的音樂其所有者の同意なくして其上演を許し幇助し又は其上演を許し幇助し又は其上演に關係する人若しくは戲曲的作曲又は戲曲的音樂的作曲の作者所有者の同意なくしてオペラとして知らるる未發表の戲曲的作曲戲曲的音樂的作曲又は音樂的又は戲曲的音樂的作曲の寫又は重要なる場所の寫を賣る人は輕罪として五十弗以上三百弗以下の罰金又は三十日以上三ヶ月以下の禁錮又は双方に處す。

第三六七條b　公立學校私立學校教區學校軍事學校其他教育營造物の學生又は之に出席する人にして同窓の學生又は之に出席する人をいちめることに從事し若しくはいちめることに從事し若しくは害し又は辱しむる又は害しむることとなる行爲をなす人は輕罪として五十弗以上五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第三六七條b（一九二九年六月）　削除

第三六七條c　自動車自動自轉車若しくは之を推進する又は之を索引する力の如何を問はす車か人又は人

を載せたる車と衝突するときは其自動車自動自轉車又は車の運轉手又は之に乘れる人にして其運轉手に對して權限を有する人は直ちに其自動車自動自轉車又は車を止まらしめ衝突せる人又は衝突せる車の占有者に必要の援助を與ふ可し。衝突せる人又は衝突せる車の占有者を醫師又は外科醫の許に送ることを要する場合に於ては之を送る可し。衝突せる人又は衝突せる車の占有者か醫師又は外科醫の許に送くることを求むるときは之を送くる可し。又運轉手及ひ之に對して權限を有せる人は

其自動車自動自轉車又は車の番號及ひ

其運轉手の氏名住所及ひ

其自動車自動自轉車又は車の所有者の氏名及ひ

衝突當時其自動車自動自轉車又は車に乘る旅客五人の氏名

を衝突せる人又は車の占有者に告く可し。本條の規定に違反せる人は五年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は双方に處す。

第三六七條d　自動車自動自轉車を運轉する人にして運轉當時泥醉せるものは輕罪に該當す。

第三六七條e　自動車自動自轉車を運轉する人にして運轉當時泥醉し居り泥醉の結果或行爲をなし又は法定の義務を怠たり之か爲め人を死亡せしめ又は人に傷害を加へたる人は五年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮又は五百弗以下の罰金又は双方に處す。

第一〇章　衞生及ひ安全に對する罪

第三六八條　製造工場鐵道船舶又は何等かの機械工業に用ゆる蒸滊機關其他蒸滊を發生又は使用する機關を監督する人にして故意に又は知らすして又は過失の爲め機關を破壞又は破裂せしめ又は他の事故を生する如き不當に多量の蒸氣を作り又は作ることを許し之によつて人を死に至らしめたるものは一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第三六八條a　五十噸又は五十噸以上の積載量を有する船舶の荷物の積卸に從事する又は船舶の荷物の積卸を請負へる又は荷物の積卸中船舶を監督する又は船舶の荷物を積卸する權限を付與されたる人商店又は法人は積卸中

各艙口の荷役を注視すること及ひ荷物に損害を與へさる樣且つ荷役中之に從事せる人又は船内又は船の近傍に居る人に危險を生せさる樣荷役に從事する人を戒しむることのみを其職務とせる艙口番人又は信號手の役目を演する二十一歲以上の人

を各船に使用配置す可し。本法の規定に違反せる人商店又は法人は輕罪に該當す。

第三六九條　機關師、運轉手、制動手、轉轍手其他銃道、客車、貨車、機關車を全部又は一部監督する人にして故意又は過失によりて之を他の客車貨車機關車又は他の物と衝突せしめ之によつて人を死に至らし

めたるものは一年以上十年以下の州獄禁錮に處す。

第三六九條 a　靜止機關に添付せる鋼線の方法によつて又は電氣によつて又は壓搾空氣によつて推進する車を旅客運送の爲め州内の市又は町の街道又は郡道にて運轉する人又は法人にして

相當の距離内にて其車を止むることの出來るブレーキ及ひ、障害物を拂ひ除き障害物又は人か車又は

ダムミーの下敷となるを防き且つ危險のなき樣且つ車の通路より之を拂ひ除ける樣車の前面に付せる

又は車臺に結付けたる適當のフエンダー(救難器)を使用中備付けてない車又はダムミー(車の一種)を走らし運轉し又は用ゆるものは輕罪に該當す。郡管理局市カウンシル其他市の統治團體か市令郡令命令又は決議によりて前記の如く使用す可きフエンダー又はブレーキを規定するときは此市令郡令命令又は決議に服從することは本條の規定に完全に服從せるものと見做す。

第三六九條 a（一九二九年四月改正）　靜止機關に添付せる鋼線の方法によつて又は電氣によつて又は壓搾空氣によつて推進する車を旅客運送の爲め州内の市又は町の街道又は郡道にて運轉する人又は會社又は法人にして使用中相當の距離内にて其車を止むることの出來るブレーキ及ひ障害物を拂ひ除き障害物又は人か車又はダムミーを走らし運轉し又は用ゆるものは輕罪に該當す。カリホルニヤ州鐵道局か前記の如く使用す可きフエンダー又はブレーキを規定するときは之に服從することは本條の規定に完全に服從せるものと見做す。

第三六九條 b　本州にて鐵道を運轉する人又は會社の役員車掌にして牛羊豚を貨車にて運送の際少なくとも引續き十時間休養給水給食の爲め荷卸をなさすして引續き三十六時間以上貨車内に之を拘禁するものは

輕罪に該當す。接續の場合に於ては拘禁時間計算の際接續前の鐵道貨車に無休養の儘拘禁されたる時間を拘禁時間に合算す可し。其動物の所有者又は監督者か休養せる動物の世話賃食料代を拂ふことを拒絶し又は怠たるときは其鐵道會社又は鐵道を運轉する人は其所有者又は荷受人に其費用を負擔せしめ之を拂ふ迄其動物に對する留置權を保留することを得。

第三六九條 b（一九二九年四月改正）　本州にて鐵道を運轉する人又は會社の役員車掌にして馬牛羊豚其他動物を貨車にて運送の際少なくとも引續き五時間適當の裝置を有する獸檻内にて休養給水給食の爲めの荷卸しをなさすして引續き三十六時間以上貨車内に之を拘禁するものは輕罪に該當す。接續の場合に於ては拘禁時間計算の際接續前の鐵道貨車に無休養の儘拘禁されたる時間を拘禁時間に合算す可し。其動物の所有者又は監督者か動物の世話賃給食費を拂ふことを拒絶し又は怠たるときは其鐵道會社又は鐵道を運轉する人は其所有者又は荷受人に其費用を負擔せしめ之を拂ふ迄其動物に對する留

置權を保留することを得。

第三六九條 c　削　除

第三六九條 d　棒又は門にて閉されたる私道を通りて鐵道に入り込み又は鐵道を横切れる人にして其通過後安全となる樣之を閉さざる人は輕罪に該當す。

第三六九條 e　大道の上に敷設せさる鐵道線路に沿ふて獸類を連れて行く人若しくは草を食ふ等の爲め其墻の內に動物を置く人又は之を防止する權利を持ち乍ら之を置かしむる人は輕罪に該當す。

第三六九條 f　機關師、運轉士、車掌、小荷物掛り、制動手、轉轍手、火夫、橋梁掛り、信號旗手、信號手として鐵道に使用さるる人若しくは其方法の如何を問はす鐵道の取締や運轉に從事する人にして其職務執行中泥醉せるものは輕罪に該當す。前記の人か泥醉の結果或行爲をなし又は或義務を怠たり之によつて人を死に至らしめ又は負傷せしむるときは重罪に該當す。

第三六九條 g　其鐵道線路の監督者の許可を得すして私有鐵道線路の上を又は之に沿ふて車に乘つて行く又は車を進めて行く人は輕罪に該當す。

第三七〇條　其土地の民衆全體又は隣人又は相當多數の人か生命又は財產を愉快に享受することを妨くる如き若しくは航行し得る湖、川、澗、流、運河船渠公園廣場街路公道を慣習通りに自由に通過又は使用することを不法に妨くる如き健康上有害なる又は無作法なる又は不快の念を生せしむる又は物の自由使用を妨くる物は公的毀害行爲(Public Nuisance)なり。

第三七一條　前條に掲くる如く其土地の民衆全體又は隣人又は相當多數の人に影響を及ほす行爲は各個人に及ほす迷惑又は損害の範圍か等しからさる場合に於ても毀害行爲なり。

第三七二條　之に對して特に其刑罰を規定し居らさる公的毀害行爲を續ける又はなせる人若しくは公的毀害行爲を除く義務を行ふことを故意に怠たる人は輕罪に該當す。

第三七二條 a　道路公共建築物瀛車電車瀛船船舶又は公衆の運送に使用する車に於て鼻又は口より粘液を吐き又は唾を吐くことは輕罪なり。

第三七三條(一九一七年四月)　削　除

第三七三條 a　其不動產又は邸宅か自己の所有に屬する場合たると他人の所有物を占有又は賃借せる場合たるとを問はす衞生吏又は檢事正より之を撤去又は中止す可き相當通知書を其人に送達せる後公的毀害行爲を續け又は其不動產の上又は邸宅の上に公的毀害行爲の存在することを許し又は續ける人は輕罪として之を罰す。前記通知書の送達後日々斯る毀害行爲の存在せることは別個の犯罪と見做す。毀害行爲の中止撤去さるる迄本條に違反せる人を引續き訴追することは檢事正の義務なり。

第三七四條　動物の屍體又は腐肉を屠殺檻、家畜飼養場又は屠殺店より公共使用の川、沼、貯水池、流、街、入江に投する人若しくは其市町又は邑の衞生係りか其構造も作業も適當と認めたる火葬場以外の市町

又は邑より四分の一哩以内の場所にて之を燒かんとする人及ひ便所屍體又は腐肉の排出物か其流れ、池貯水池に流れ込むことの出來る樣に便所又は動物の屍體又は腐肉を本州住民に供給する水を引ける流れ池貯水池の邊りに置ける人若しくは便所屍體又は腐肉の排出物か其流れ池貯水池に流れ込むことの出來る樣に便所又は動物の屍體又は腐肉を其所有又は占有せる土地の境内に在る前記（本州住民に供給する水を引けること）の流れ池貯水池の邊りに置くを許せる（打棄てて置く）人若しくは其水の汚濁する樣に牛馬豚羊其他生物の檻飼養場を本州住民に供給する水を引ける流れ池又は貯水池の邊りに設くる人若しくは本州住民に供給する水を引ける流れ池又は貯水池にて沐浴する人若しくは他の方法にて本州住民に供給する水を引ける流れ池又は貯水池の水を汚す人は輕罪として第三七七條に掲くる刑罰に處す。

第三七四條半　削　除

第三七四條a　塵芥、殘物、食殘りの汁、鑵、瓶、紙、植物質のもの又は屠殺檻屠殺店より動物の屍體又は腐肉又は屑廢物を本州の航行し得る水に投くる人若しくは之を其船より州内の航行し得る水又は州の沿岸二十哩以内の太平洋に投け込む意圖を以て之を滊船帆船小船其他船に積む人及ひ之を其船より州内の航行し得る水又は州の沿岸二十哩以内の太平洋に投け込む意圖を以て之を滊船帆船小船其他船に積むことを許せる其船の船長又は監督者は輕罪に該當す。本條に許せる太平洋水面に之を投け込む意圖を以て前記の物を積める滊船帆船小船其船は州衞生局より指名せる檢査官又は市より出發する場合に於ては市より指名せる檢査官か全航海中之に搭乘するに非らされは州内の何れの場所をも離るることを得す。本條の規定を勵行することは前記檢査官の義務なり。全航海中前記檢査官を乘せすして岸を離れたる前記の船の船長其他監督者は輕罪に該當す。本法は下水制度の排泄物に影響するものと解釋す可らす。

第三七五條　市又は町にて火藥硝酸グリセリン其他爆發物を製造又は保管する人若しくは法律又は市令又は町令に禁止せる方法にて之に禁止せる數量の火藥硝酸グリセリン其他爆發物を市内又は町内の街道を通りて運搬するものは輕罪に該當す。

第三七四條b（一九二九年六月挿入）　塵芥殘物食殘りの汁鑵瓶紙灰動物の屍體腐肉屑物又は衞生上有害な嗅氣を催させる樣な物を街道に置き又は棄て又は置かしむる又は棄てしむる人商店又は法人若しくは其方法の如何に拘らす嫌な臭氣のある瓦斯流動體固形物人命又は品物を害す可き瓦斯流動體固形物を芝居又は公衆の集まる場所又は其近傍に置き又は棄て又は置かしめ又は棄てしめたる人商店法人は輕罪として十弗以上五百弗以下の罰金又は一年以下の禁錮又は双方に處す。

第三七五條a　硝酸グリセリン、ダイナマキト、ヴキゴラキト、ハークルパウダー、ジヤキアントパウダー其他爆發物（其名稱の如何を論せす）を製造貯藏販賣移轉處分取引使用分配する人、商店、組合會社法人は絕へす精密なる日誌又は帳簿を所持し營業上たると否とを問はす前記爆發物を販賣引渡移轉其他處分せるときは其都度一々之を其日誌又は帳簿に記入する義務を有す。其日誌又は帳簿は各取引の完全なる經過、

販賣引渡移轉其他處分せる爆發物の種類分量購入者又は讓受人の氏名住所職業引渡されたる人々の氏名住所、其同人たることを示すに足る丈けの記事を明瞭に之に手書す可し。斯る爆發物を販賣引渡其他處分する人、商店、組合、會社法人は其本店又は營業所に絕へす此日誌又は帳簿を備へ付け置き治安官吏其他其本店又は營業所のある州郡又は市の警察官より其檢閱調査を求むるときは其檢閱調査に供す可し。茲に規定せる帳簿を所持せさるか又は取引當時之に適當の記入をなささるか又は治安官吏其他警察官より其檢閱を求むるとき之を呈示せさるときは輕罪として之を罰す。其上併科する刑罰として各犯罪毎に二百五十弗の金額を沒收す。此金額は所管裁判所に訴へて之を回收す。此沒收に關する訴を開始せる當事者は訴を受けたる裁判所の同意を得すして之を取下くる權利を有せす。裁判所に全額支拂後裁判所の命令による以外に回收判決を解決免除することを得す。徵收せる金額は訴を起せる當事者に悉く之を支拂ふ可し。

第三七六條　檢疫官吏の檢疫又は臨檢を受く可き船舶の船長にして

一、其着船當時檢疫に指定せる場所に進み之に碇泊すること

二、其船舶荷物船客を檢疫官吏の取調に供すること及ひ

檢疫官吏か幾干日之を停船す可きか如何なる處置を執る可きかを決し得るに必要なる報告を提供すること又は

三、停船指定期間中停船すること及び停船中法律に定むる規定及び衞生官吏か法定權限に基きて其船舶其貨物其船客船長船員に關して指定せる事項に從ふことを拒絕する又はなさざるものは一年以下の郡獄禁錮又は二千弗以下の罰金又は双方に處す。

第三七七條　一八七二年三月十二日裁可行政法第七章第三節の死亡の記錄に關する義務を課せられたる人にして

一、死者の氏名年齡住所死亡時日の記錄を故意に所持せさる、又は

二、同節に規定せる記錄の謄本を郡記錄吏に故意に屆出さる、又は

三、先つ同節に規定せる通りの許可を得すして市、郡、又は市郡合併區にて屍體を故意に埋葬火葬其他處分する、又は

四、同節に揭くる通りの證明書なくして屍體の埋葬火葬處分に關する許可書を故意に許せる、又は

五、衞生に關する本州の法律に故意に違反せる

ものは輕罪に該當し其違反に對して之と異なれる刑罰を本法に規定しあらさる限り一年以下の郡獄禁錮又は一千弗以下の罰金又は双方に處す。

第三七七條ａ　人、動物物又は場所の檢疫又は消毒に關して州衞生局にて規定せる規則又は命令に通知後違反せる人若しくは衞生官吏より求むるも前記の規則又は命令に從ふことを拒絕し又は怠たる人は輕罪に該當す。

第三七七條b　人間又は動物の消費に使用する又は使用せんとせる泉、流れ、川、湖水、井戸其他水の汚濁の防止に關して州衞生局にて規定せる規則又は命令に違反し若しくは之に從ふことを拒絶し又は怠たる人は輕罪に該當す。

第三七七條c　公衆の使用又は消費に提供せる又は公衆の使用又は消費に供せんとせる氷の汚濁又は汚濁されたる氷の販賣又は處分の防止に關して州衞生局にて規定せる衞生規則又は命令に違反し又は之に從ふことを拒絶し又は怠たる人は輕罪に該當す。

第三七八條　衞生に關する本州法律によつて或義務を行ふことを課せられたる人か之を行ふことを故意に怠たり又は拒絶するときは輕罪に該當す。

第三七九條　船長にも船主にも非らす又本州法律の下に水先案内人として働らく權限をも有せすして許可を受けたる水先案内人の居る本州の港灣より又は本州の港灣に船舶を水先案内し又は水先案内せんと申出つる人若しくは許可されたる水先案内人の居る港より又は港に船舶を水先案内し又は水先案内せんと申出つる人は輕罪に該當す。

第三八〇條　藥劑師藥種商又は藥劑販賣業に從事する人又は書記又は販賣人として之に雇はるる人にして藥品を作くる際又は處方箋を作くる際又は藥品に關する命令を果す際其藥品を入れたる函瓶其他包裝に故意に又は怠たりて又は知らすして之を貼ることを怠たり又は眞實に非らさる貼札記號其他内容の名稱を張り若しくは處方箋に掲くる品物又は命せられたる品物と異なれる品物を作り若しくは處方箋に掲くる品物又は命せられたる品物より多量又は少量の品物を作り其他其調劑する處方箋又は命令の箇條に離背し之によりて人命又は人の健康を危くせるものは輕罪に該當す。死に至らしめたるものは重罪に該當す。

第三八一條　袋、俵、包、函、樽其他包裝に入れて通常重量賣りにするホップ棉花羊毛穀物乾草其他品物を之に入るる際其重量を增して之を賣る意圖又は他人をして其重量を增して之を賣ることを得せしむる意圖を以て、其重量を增す爲め何物かを之に入れ又は之に隱くす人は各犯二十五弗以上の罰金に處す。

第三八一條a　本人代理人取扱人又は他の人として牛乳クリームバター又は牛乳製品を賣買し且つ之に含まるるクリーム又はバターフワットの割合又は重量に基きて之を賣買する人にして不正確不正當の器具試驗瓶「バブコックテスト」之と同性質の機器又は不正虛僞の割合を示す可き前記物品又は取引する人を欺罔し又は之に損害を與ふ可き前記物品を用ゆる人は輕罪として五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮に處す。

第三八一條b　刑法第三八一條aの規定を實行し同條の規定に違反せる人を訴追することは本州法規の下に現存せる州搾乳課の義務なり。州搾乳課より前條に違反せるものとして告發されたる其郡内の人の訴追に出席することは各郡檢事正の義務なり。州搾乳課は牛乳及ひクリームを購入するバター製造場牛乳製品

製造場にて使用する硝子器度量衡其他器具の正確なるや否やを時々檢査す可し。牛乳及ひクリーム又は其何れかを購入するバター製造場其他牛乳製品製造場より申請するときは州搾乳課は實費を以て且つ年一回を超えさる程度に於て

「バブコックテスト」に使用せる形ちの二個以下の管又は瓶及ひ吸管

を之に供給す可し。其管又は瓶及ひ吸管は先つバブコック試驗によつて其正確なるや否やを試驗し正確なるときは州搾乳課は各器に永久に消へさる様にDBなる文字の印を付して之を證明す可し。又州搾乳課は十二本一弗の割合の檢査料を取れる上、牛乳又はクリームを購入するバター製造場其他牛乳製品製造場より直接之に送れる試驗瓶又は管及ひ吸管の正確なるや否やを檢査し正確なるときは各器の上にDBの文字を付す可し。州搾乳課は其檢査をなす爲め受取れる金錢を悉く州金庫に納入す可し。其金錢は州搾乳課の用途に支出する費用の一部たる可し。州搾乳課は任意本法の規定を實行する費用に之を充つ可し。

第三八二條　ませ物をせさる物又は薄めさる物として之を販賣に提供し又は販賣に提供せしめ又は販賣に提供せしむることを許す欺罔的の意圖を以て食物飲料藥品麥酒類酒類葡萄酒又は其混合物にませ物をし又は物を入れて之を薄める人及ひ

ませ物なき物又は薄めてない物なりと稱して欺罔的に之を賣り又は賣る爲め所持し又は賣る爲め提供する人若しくは

食物飲料藥品麥酒類酒類葡萄酒の問合せに對して其品物と異なれる品物たることを先つ買主に告けすして之と異なれる品物之と異なれる性質又は製造者の品物を賣り又は賣る爲め提供せる人は輕罪に該當す。但し其ませ物をしたる又は薄めたる品物を賣れる（譯者註、卸賣せる）人より純粹の物たる旨の證明書を得たる旨を證明せる小賣商は本條の規定によりて罰せらるることなし。

第三八三條　其変せ物をせること又は品質を損し腐敗し其他飲食に不適當となれることを知り乍ら之を飲食することを許す意圖を以て食物飲料又は藥品を知り乍ら賣り又は賣る爲め所持又は提供し其他處分する人は輕罪として二十五弗以上百弗以下の罰金又は百日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。且つ裁判所の自由裁量を以て其外に其物品を檢査解剖する爲め負擔せる五十弗以下の必要の經費を負擔せしむることを得。

茲に「藥品」と稱するは內外用の藥品全部防腐劑消毒劑コスメチックスを含くむ。茲に用ゆる「食物」なる文字は單純なると混合せるとを合成せるとを問はす人か食料又は飲料に用ゆる一切の物品を含くむ。左の場合に於ては其物品は本條の意味に於ける変せ物をせるものと見做す

(a)藥品の場合に於て

(1)合衆國藥劑課にて認めたる名にて賣れる場合に於て其強度分量又は純分の度か藥劑課にて定めたる度と著しく違ふ場合

(2)合衆國藥劑課にて認めさる他の藥局其他藥品製造所にて定めたる名にて賣れる場合に於ては其製

造所にて定めたる強度分量純分と著しく相違せる場合

(3)其強度分量又は純分か其公表して居る強度分量又は純分より少なき場合

(b)食物の場合に於て

(1)其分量強度又は純分を低下し又は損する位交せ物をせる場合

(2)劣等又は廉價の品物を以て其全部又は一部に代えたる場合

(3)價値ある又は必要なる成分又は要素を全部又は一部之より抜き取れる場合

(4)他の品物を模造し又は他の品物の名義にて之を賣れる場合

(5)製造せる品物たると否とを問はす病める朽ちたる腐敗して居る又は傳染病にかかれる動物質又は植物質のものよりなれる場合。牛乳の場合に於ては病牛の生産物たる場合

(6)色を付けものを塗り磨き又は粉を塗りて損傷又は劣質を隱せる場合若しくは何等かの方法にて其實際よりよく見せ掛けたる場合

(7)健康に有害有毒なる物を加味せる場合

第三八三條a　手入れバターの購入者に廣告する様に其包裝に長さ半吋以上の文字にて「手入れバター」("Process butter"又は"Renovated Butter")と云ふ印を付せすして腐つて居る又は腐臭のあるバターを煮立つて融解して脫臭して手入れして製造せるバター又は

腐つて居る又は腐臭のあるバターを手を入れて純粹のバターの如く見える様に似せたるバターを賣り又は賣る爲め提供し又は賣る爲め所持する人商店又は法人は輕罪に該當す。

第三八四條(一九二三年四月改正)　本條に掲くる左の行爲を故意又は怠たりて(過つて)犯すものは輕罪として五十弗以上五百弗以下の罰金又は十五日以上六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。但し本條第五項に違反せる罪の場合に於ては其罰金は十弗以上たることを得。

一、其土地の所有者の許可なくして自己の所有地に非らさる土地に生する樹木矮木其他可燃性の植物に火事を起し又は火事を起さしむること

但し其時實際燃えて居る火の進路を止むる爲め善意を以て且つ相當の注意を加へて迎火を點せるものは本條によつて之を罰することを得す。

二、火か之を監督せる人の監督せる場所以外に擴かることを許すこと若しくは

火か擴かることを防く樣相當の注意を拂はすして火を起せる人以外の人の土地に擴かることを許すこと

三、自己の土地たると他人の土地たるとを問はす火を燃やす前及ひ燃したる後其他に擴かることを防く爲め相當の注意を拂はすして矮木切株丸木屑物倒れたる材木、木を切れる跡草又は穀物なとの苅株を燃し若しくはダキナマキト火藥其他爆發物を爆發させ若しくは花火を揚けること。但し消防掛り官

吏は前記の如く火を燃やし爆發物を爆發させんと欲する人に其自由裁量を以て許可書を與ふることを得。此許可書には州森林局か時々規定する火の取扱に關する規則を掲くる可し。本項の訴追に於ては被告人か其許可書を受取り之に掲くる一切の規則に從へることを證明するときは被告人か其火の擴かることを防く可き相當の注意を拂へる一應の證據とす。

四、森林矮林草地稻なとを苅つた跡の地所又は其近傍にて丸太を伐る機關車副煙鑵脫穀機關其他機關又は煙鑵を用ゆること。但し被告人か審理の際

其使用せる機關又は煙鑵は煙突灰皿火箱等より火又は火花の散り擴からさる樣充分の設備を設けたること、及ひ

被告人か火事を防止する樣相當の注意を拂へることを積極的に證明せる場合は此限りに非らす

四ノa　其聯結苅取捲揚又は靜止脫穀機關又は乾草壓搾機上の便宜の場所に

保險研究所にて承認せる容量各二ガロン半以上の適當の化學的消火器二個を即時使用し得る裝置を施して絶へす備へ付けすして、聯結苅取捲揚又は靜止脫穀機を用ゐて穀物を苅取り又は苅取らしむること若しくは乾草壓搾機を用ゐて乾草を掬くふこと

四ノb　瓦斯を用ゆるトラック油を燃やす煙鑵瓦斯推進器を用ゆる苅取機械の吐出口に火花を止める及ひ燃ゆる炭素の散るを止むる裝置を施さすして、畑地内又は草地内又は其近くにて穀物を苅取り又は穀物乾草を動かし又は前記トラック煙鑵機械又は自働トラックを動かす瓦斯を用ゆるトラック、油を燃やす煙鑵瓦斯椎進器を使用する苅取機若しくは自働トラックを運轉し又は運轉せしむること

四ノc　其煙鑵の周圍少なくとも半徑壹百呎の面積より切り枝其他可燃物を先つ拂ひ退けすして且つ蒸氣を用ゆる一切の煙鑵(丸太を筏る機關車を含みて)に適當のポンプ及ひ直徑一吋四分の一以上のホース二百呎以上を備へ付けすして且つ

消火用のみの爲め絶えす各煙鑵毎にショベル少くとも七個及ひ斧三挺を入れたる適當の箱を用意せすして

森林地又は矮林地に於て木工業の爲め毎年五月十五日より十月三十一日迄の時期に於て蒸氣瓦斯又は電氣裝置を有する補助機關又は靜止機關を使用することは人會社又は法人として不法なり。

但し二又は二以上の前記機關を互に三百呎以内の距離にて使用する場合に於ては前記の箱一個のみを用意するを以て足れりとす。

又本條の規定は米杉地方に於ける伐木作業に之を適用せす。

本法に違反せるものは五十弗以上五百弗以下の罰金又は三十日以上六ヶ月以下の郡獄禁錮(罪の犯されし郡の郡獄に拘禁す)又は双方に處す。

五、消防官吏より火事を防ぐ爲め呼出されたるとき相當の理由のなきに拘らず之に應して消防官吏を援助することをなさざりしとき又は拒絶せしとき

六、キャンプ(野營)の火か燃えて居り又は未た消えさるを番人を付せすして棄置きしとき若しくは其火か擴かるを許せしとき

七、本條の規定は米杉地方にて伐木の際用ゐる火及ひ火藥の慣習的使用に之を適用せす。又本州都市内の土地に於て火を燃やすことに之を適用せす。

第三八四條(一九二七年四月改正)　本條に掲くる左の行爲を故意又は怠たりて犯すものは輕罪として五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

一、其土地の所有者の許可なくして自己の所有地に非らさる土地に生する樹木矮木其他可燃性の植物に火事を起し又は火事を起さしむること

二、火が之を監督せる人の監督せる場所以外に擴かることを許すこと若しくは火か擴かることを防ぐ樣相當の注意を拂はすして火を起せる人以外の人の土地に廣かることを許すこと

三、州森林官又は正當の權限を有する其代人より許可書を得すして且つ許可條件を嚴重に遵守せすして五月十五日より十月三十一日に至る間に、自己の所有地たると他人の所有地たるとを問はす森材筏

木跡地草の生へたる土地矮木の生へたる土地にて矮木切り株丸木倒れたる材木木を切れる跡草森林の草地又は草矮木又は樹木の生へたる場所其他可燃物を燃やし若しくはダキナマイト火藥其他爆發物を爆發させ若しくは花火を上けること。

但し森林樹木又は矮木の生へたる土地又は乾きたる草其他可燃物のある土地より一百呎以上を距つるときは此限りに非らす。

公道、庭園邸宅家畜園地又は耕作地にて小さき積重子にて可燃物を燃やす場合に於ては許可書を必要とせす。又其燃燒中少くとも一人の丁年か實際其火を看守り絶えす其火を監督することを要す。

四、其迎火を燃やすことは人命又は有價物を助くる爲め必要なりしことを證明せさる限り迎火を燃やし又は燃やさしむること

但し州森林官吏又は聯邦森林官吏の直接監督又は許可の下に之を燃やせる場合は此限りに非らす

五、火の付ける紙卷萇葉卷萇灰其他燃えて居るもの其他ものか直接又は間接に火を起し得る場所に火の付ける紙卷萇葉卷萇灰其他燃ゆるもの又は火を起すものをなけ又は置くこと

六、動ゐて居る車より火の付ゐて居る紙卷萇葉卷萇灰其他燃えて居るもの又は火を起すものを投けること。

七、森林矮林草地穀物の生へたる土地又は穀物なとを苅つた跡の土地にて又は其近くにて丸太を伐る機關車副流鑵脫穀機關其他機關又は流鑵を用ゐること。但し被告人か審理の際

其使用せる機關又は瀘鑵は煙突、灰皿、火箱等より火又は火花の散り擴からさる様充分の設備を設けたること及ひ

被告人か火事を防止する様相當の注意を拂へること

を積極的に證明せる場合は此限りに非らす

八、其聯結苅取捲揚又は靜止脫穀機關又は乾草壓搾機上の便宜の場所に

保險研究所にて承認せる容量各二ガロン半以上の適當の化學的消化器二個

を即時使用し得る裝置を施して備へ付けすして、聯結苅取捲揚又は靜止脫穀機を用ゐて穀物を苅取り又は苅取らしむること若しくは乾草壓搾機を用ゐて乾草を掬くふこと

九、瓦斯を用ゆるトラック油を燃やす瀘鑵瓦斯推進器を用ゆる苅取機械の吐出口に火花を止める及ひ燃ゆる炭素の散るを止むる裝置を施さすして畑地内又は草地内又は其近くにて穀物乾草を苅取り又は穀物乾草を動かし又は前記トラック瀘鑵機械又は自動トラックを動かす瓦斯を用ゆるトラック油を燃やす瀘鑵瓦斯推進器を使用する苅取機若しくは自動トラックを運轉し又は運轉せしむること

一〇、州森林官の承認せる他の火事防止法方を執らさる限り、其瀘鑵の周圍少なくとも半徑壹百呎の面積より切り枝其他可燃物を先つ拂ひ退けすして、森林又は矮木の生へたる土地に於て木工業の爲め毎年五月十五日より十月三十一日迄の時期に於て人法人又は會社か木又は石炭を燃やして蒸瀘を發生して運用する補助機關又は靜止機關を使用すること。但し「ローダー」より半徑二十五呎の面積の土地にある可燃物を除き且つ「ローダー」より半徑五十呎以内にある切枝を切倒し土を以て朽木の頂上を掩ふときは「ローダー」を使用することを得。

各瀘鑵毎にショベル五個以上斧二挺以上其他十人の消防夫の使用する丈けの器具を有する適當の箱を消火用のみの爲め絶えす用意せすして森林地又は矮木の生へたる土地に於て木工業の爲め毎年五月十五日より十月三十一日迄の時期に於て人法人又は會社か瓦斯、蒸瀘又は電氣を用ゆる補助機關又は靜止機關を使用すること。但二又は二以上の前記機關を互に三百呎以内の距離にて使用する場合に於ては前記の箱一個のみを用意するを以て足れりとす。

適當のポンプ又はポンプに等しき壓力を加へたる水及ひ直徑一吋以上のホース二百呎以上を各機關に備へ付けすして毎年五月十五日より十月三十一日迄の時期に於て人法人又は會社か蒸瀘によりて運轉する補助機關又は靜止機關瀘鑵車又は「ローダー」を使用すること。但し二つの靜止又は補助機關を互に百呎の距離内にて習慣通り使用する場合に於ては一瀘鑵のみにポンプ及ひホースを備へ付くるを以て足れりとす。

本條の規定は米杉地方に於ける伐木作業に之を適用せす。

一一、州森林官吏、同代理同助手又は州森林監督州森林監守又は州消防官吏より火事を防くことを助

くる爲め呼出されたるとき之に應して手助けをなすことを拒絶したるとき又はなささりしとき。但し病氣其他身體上の故障の爲め之をなし得さる場合は此限りに非らす。

一二、キャンプ(野營)の火か燃えて居り又は未た消えさるを番人を付せすして棄置きしとき若しくは其火か擴かるを許せしとき

一三、本條の規定は米杉地方にて伐木の際用ゆる火及ひ火藥の慣習的使用に之を適用せす。又本州都市内の土地に於て火を燃やすことに之を適用せす。

第三八四條(一九二九年八月改正) 本條に掲くる左の行爲を故意又は怠たりて犯せるものは輕罪とし て五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

一、其土地の所有者の許可なくして自己の所有地に非らさる土地に生する樹木矮木其他可燃性の植物に火事を起し又は火事を起さしむること若しくは

其所有者賃借人又は其代理人より先つ許可書を得すして五月一日より十月三十一日に至る期間に他人の所有地たる矮林地草地又は森林地にキャンプフワキア(野營を張りて火を燃やすこと)を燃やし又は用ゆること

但し其土地に隣接せる合衆國森林官署管轄地域にて使用する爲め合衆國森林官署の發せるキャンプフワキア許可書を所持し且つ合衆國森林官署の規則に從へる場合は此限りに非らす。

二、從前通り

三、從前通り

四、從前通り

五、從前通り

六、從前通り

七、從前通り

八、從前通り

九、從前通り

一〇、從前通り

一一、從前通り

一二、從前通り

一三、從前通り

第三八四條a(一九二一年五月改正) 左の人、商店又は法人は輕罪に該當す。

(a)公有地又は其所有者の同意を得すして私有地に生する Toyon 又は Christmas Red-berry tree を剪り又は損傷せる、若しくは

(b)州内の土地に生する Toyon 又は Christmas Red-berry tree 又は其一部を販賣し又は販賣の爲め提供又は陳列するもの。但し本項は其土地の所有者の同意書を得て私有地より得たる Christmas Red-berry tree の販賣を妨くるものに非らす。

第三八四條 a（一九二七年五月改正） 故意に又は過つて、Toyon 又は Christman Red-berry を切り若しくは公有地に生する又は其土地の所有者又は其代人の署名せる許可書を得すして他人の所有地に生する Christmas tree を切る人商店又は法人は輕罪として五百弗以下の罰金に處す。故意に切り又は所持せる Toyon 又は Christmas tree は州森林官吏、同代理、同助手、州森林監守、州消防官吏又は治安官吏之を沒收す。茲に "Christman tree" と稱するは其葉を去らすして其生長せる場所より切りて取去られたる常磐木又は其部分を含くむ。

第三八四條 a（一九二九年四月改正） カリホルニア州内に於て州道又は郡道に生へたる自然の木灌木又は自然の木灌木の一部又は羊齒を故意に又は過つて切り傷け又は取り去る人及ひ其土地の所有者又は其代人の署名せる許可證なくして自己の所有地に非らさる土地に生する自然の木又は灌木又は自然の木灌木の一部又は羊齒を商用の爲め故意又は過つて切り傷け又は取去る人及ひ州道郡道又は其土地の所有者又は其代人の署名せる許可證なくして自己の所有地に非らさる土地より切り又は取り去れる自然の木灌木又は自然木灌木の一部又は羊齒を知り乍ら賣り又は賣る爲め提供又は陳列する人は輕罪として二百弗以下の罰金又は六ケ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。但し本條の規定は州又は其行政區劃の監督の下に州道郡道公道にて作業中の州又は其行政區劃の雇員に之を適用せす。

州又は郡の消防官吏カリホルニア州の治安官吏は此規定を執行し前揭の如く不法に切られ取り去られ知り乍ら賣られ又は賣る爲め提供又は陳列されたる木灌木又は其一部分又は羊齒を沒收する權限を有す。

本法の規定は公共毀害物なりと法律を以て宣言されたる自然の木又は灌木に之を適用するものと解釋す可らす。

本法の規定は電力線電話線其他公共の用途に供する物を保護又は維持する爲め木灌木又は羊齒を切り又は剪取る場合に之を適用せす。

第三八四條 b 削除

第三八四條 c 四方に圍を繞せる他人の土地にて狩獵中他人の所有物たる動物を故意に又は過つて殺し又は傷つけたる人は輕罪に該當す。

第三八五條 建物の火災の際官吏又は消防夫の合法的命令に背き若しくは之を消さんとする消防夫又は消防夫會社の合法的努力に抵抗又は干渉を申出て若しくは其消防を妨くる不法の行動をなせる人若しくは他人か其消防を助くることを禁止防止又は諫止する人は輕罪に該當す。

第三八六條　法律上の權限なくして橋梁又は渡船に關する報酬を求め又は受け若しくは其使用に對する報酬を受くる目的を以て道路橋梁渡し船又は淺瀨を作り又は持つ人は輕罪に該當す。

第三八七條　渡し船に從事する約束を結ひ乍ら其約束の條件に違反する人は輕罪に該當す。

第三八八條　合法的に許可されたる橋賃を取り立つる橋梁の上にて故意に車又は馬を走らせるものは二十弗以下の罰金に處す。

第三八九條　通行賃を免除されたる人に非すして

通行賃を拂はすに且つ之を拂ふことを逃るる意圖を以て合法的に從事せる渡し船又は合法的に從事する通行賃を取る橋又は通行賃を取る門を通過する人

は二十弗以下の罰金に處す。

第三九〇條　機關車を監督する人にして公道を橫切る前に少なくとも八十ロットの距離にしてベルを鳴らさしめ又は瀧笛をならさしめさる人は輕罪に該當す。

第三九一條　機關車操縱中若しくは蒸瀧によると馬力によるとを問はす瀧車又は車の指揮者又は御者として執務中若しくは電信係りとして瀧車の進行に關する通知を發し又は受くる仕事に從事中酩酊せるものは輕罪に該當す。

第三九二條　鐵道列車を組み立て又は走らする際客車の後に貨車を置き又は走らせ又は置かしめ又は走らさしむる人は輕罪に該當す。其結果人命又は人の四肢を失はしむるものは重罪に該當す。本條に於て「貨車」と稱する文字は小荷物車速達車郵便車を含まず。

第三九三條　故意に其職務に違反し又は故意に其職務を怠たり之によつて人命又は人の安全を危くせる機關師運轉士、車掌ブレーキ係りスウキツチ係り其他鐵道會社の役員使用人は之に關する刑罰の他に規定しあらさる場合に於ては輕罪に該當す。

第三九四條　傳染病に罹れる自己又は他人を故意に公けの場所又は道路にさらせる人は輕罪に該當す。但し公共の衞生に最も危險の少なき方法にて必要の移轉をなせるものは此限りに非らす。

第三九五條　其種類の如何を問はす物の市價を變動せしむる意圖を以て故意に虛僞の記述を作成又は發表し虛僞の風說を流布し其他虛僞又は欺罔的の方法策略を用ゆる人は輕罪に該當す。

第三九六條　他人の車を追越す又は他人の車か自己を追越すを妨くる意圖を以て公道にて馬にて馬にひかれたる車を驅る又は馬を走らしむる人は輕罪に該當す。

第三九七條　常習的飮酒家又は普通の飮酒家又は純粹のキンヂアン又は混血キンヂアン又はキンヂアンの仲間と通常知らるる人に酒類を賣り又は供給し又は賣らしめ又は供給せしむる人は輕罪に該當す。

第三九七條a　削　除

第三九七條b　其分量の如何に拘はらす酒類を十八歲以下の少年又は少女に賣り又は與へ又は渡す人若し

くは酒類を賣る銘酒屋又は居酒屋の持主又は支配人として十八歳以下の少年又は少女か其銘酒屋又は居酒屋に來たることを許す人は輕罪として三百弗以下の罰金又は百五十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。但し本條は斯る少年又は少女の父母又は後見人に之を適用せす。

第三九七條ｃ　酒類を販賣又は處分する營業に從事する人にして午前二時より午前六時の間に酒類を何人かに賣り又は與へ又は渡せる人は輕罪に該當す。

第三九八條　削　除

第三九九條　性質の惡き動物の飼主か其性質の惡きことを知り乍ら故意に之を放して置き又は普通の注意を拂はすに飼つて居り其間に其動物か

周圍の事情の許す一切の注意を拂へる人又は相當の人か同一の狀態に於て通常拂ふたけの注意を拂へる人

を殺すときは其飼主は重罪に該當す。

第四〇〇條　雇はれて（報酬を得て）自己の不具又は他人の不具を見せ物にする人は輕罪に該當す。技巧を弄して何人かを不具の樣に見せ掛け其人を雇ふて見せ物にする人は輕罪に該當す。

第四〇一條　故意に他人の自殺を幇助し之を勸告し又は之を奬勵する人は重罪に該當す。

第四〇一條ａ　自治市又は自治市郡合併區の地域内にある建築物内にて一人毎に空席五百立方呎以上を占むる室又はアパートを宿泊用又は睡眠用の爲め所有賃貸賃借する人及ひ其内に宿泊又は睡眠せる人若しくは一人毎に空席五百立方呎を占むる室又はアパートを睡眠用又は宿泊用に借れる又は使用せる人は輕罪に該當す。

第四〇二條（一九二一年五月改正）　獸醫又は州農務部の係り員より其狀態の通知後マーレン試驗科學的實驗其他州農務部にて認むる試驗に對する反應によれは鼻疽病と稱する病氣を有する馬驢馬其他動物を知り乍ら賣り又は賣る爲め提供し又は用ゐ又は陳列する人若しくは之を賣らしめ賣る爲め提供せしめ用ゐしめ又は陳列せしむる人若しくは州農務部係り員より其狀態の通知後州農務部又は其係員より先つ許可書を得すしてツベルクリン試驗科學的實驗其他州農務部に認むる試驗に對する反應によれは結核病に罹れる牛族を知り乍ら賣り又は賣る爲め提供する人若しくは之を賣らしめ又は賣る爲め提供せしむる人若しくは羊豚馬牛又は家畜か傳染病に罹れることを知り乍ら之を本州に連れ來り又は連れ來らしめ又は連れ來ることを幇助する人は輕罪に該當す。

第四〇二條ａ　糖菓を製造する際テラアルバ其他有害物を用ゐて糖菓の質を惡くする人若しくは之を知り乍らテラアルバ其他有害物を用ゐたる糖菓を賣り又は賣る爲め所持する人は輕罪に該當す。

第四〇二條ｂ　鼻疽病に罹れる獸類の持主又は之を監督せる人は鼻疽病に罹れることを知ると共に直ちに之を屠殺す可し。本節の規定に從はさる又は從ふことを拒絶する持主又は人は輕罪に該當す。

第四〇二條c（一九二一年五月改正）　州内の家屋又は建物の建築改築修繕着色又は掃除に關する勞働に從事する他人を使用又は指圖する人又は法人にして其勞働を行ふ爲め不安全又は不適當の足伐材、吊索、梯臺、滑車、支柱、斜柱、梯子、鉄、網其他器具を知り乍ら又は過つて供給し又は建設し若しくは供給又は建設せしむるもの若しくは災害防止部の役員又は檢査官か本州法律の規定又は災害防止部の保安命令に基きて之を檢査せんとすることを妨害するもの若しくは災害防止部の役員又は檢査官か不安全なりと之を宣言せる後前記の法律又は命令の規定に反して其役員又は檢査官の貼れる揭示を破毀沫消又は取り外し又は之を使用することを許すものは輕罪に該當す。

第四〇二條d　傳染病に罹れる動物を所有所持又は監督せる人にして之に傳染せさる同種の他の動物と接觸せさる樣圍の内等に之を入れて置かさるもの若しくは傳染病に罹れる其動物を公道にて使用し又は之に傳染せさる他の動物と接觸する樣にならはしむるものは輕罪として各犯五百弗以下の罰金に處す。

第四〇二條e　カリホルニア州にて開業せる獸醫にして其通知に接し乍ら左の病氣に罹れる動物の所在、表示及ひ所有者又は監督者（若し明かならは）の氏名住所を直ちに文書を以て州獸醫官憲に報告せさるものは輕罪に該當す。

鼻疽病、Anthrax Blacklegs Hog-Cholera Swine-Plague Verminous Bronchitis Sheep-Scab Mycotic Lymphangitis Apthous fever Texas Fever

第四〇二條e　市郡合併區又は市又は町又は邑の地域内にて洗濯業を營む人にして傳染病患者を扱ふ病院ペスト病院療養所葬儀引受所又は死體陳列所より之を洗濯する爲めリンネル又は被服又は夜具其他物品を受取る人は輕罪に該當す。

第四〇二條f（一九二一年五月挿入）　一、本法に於て「枕」（Pillow）と稱するは身を横たへる又は眠ふる際頭を休め又は支ゆるに用ゆる羽毛又はダウンを塡充せる布の袋を意味するものと解釋す可し。

二、人商店又は法人は枕を製造再製又は修繕する際州衞生局の承認せる相當の方法にて之を完全に殺菌消毒せさる限り其材料として古物を使用することを得す。

三、人、商店又は法人は本法の規定に違反して製造再製又は修繕されたる枕を販賣し販賣の爲め提供又は陳列し交換し若しくは販賣引渡委託販賣の意圖を以て之を所持す可からす。

四、直接たると間接たるとを問はす卸賣たると小賣たるとを問はす人、商店又は法人は其外被にしつかりと縫ひ付けたる三吋平方以上のモスリン又はリンネンの附屬物に、枕の製造塡充に使用せる材料の種類及ひ其材料か全部又は一部古物なるや否や及ひ製造者又は賣主又は双方の氏名住所を英語にて明瞭且つ消えぬ樣に押捺又は印刷してない枕を販賣販賣の爲め提供又は陳列交換引渡委託販賣若しくは販賣引渡委託販賣の意圖を以て之を所持す可らす。

五、古物を材料として製造せる枕は之に添付せる前記附屬物の上に二十ポイントより小からさる型にて「古物」と云ふ文字を押捺又は印刷す可し。

六、本法に關しては前に使用せさりし材料のみ新らしきものと稱し他は悉く古物と稱す可し

七、本條第四項に掲くる記事は左の書式による可し。

製造に用ゐし材料

、、、、、、、、、、、、、、、、、、羽毛

、、、、、、、、、、、、、、、、、、外被

賣主、、、、、、、、、、、、、、、、、、

場所、、、、、、、、、、、、、、、、、、

本品は、、、、、年、、月、、日裁可カリホルニア州法律に從つて之を製造す

八、本條の規定に基きて枕に添付する附屬物に掲くる記號又は文字を外し塗沫し變更し又は何等かの方法にて之を外し塗沫し變更せんとし又は外し塗沫し變更せしむる人及ひ其附屬物に虚僞の記事を掲くる商店又は法人は本條に違反する罪を犯せるものなり。

九、本條に違反せる個々の罪の單位は本條の規定に違反して製造再製修繕販賣販賣の爲め提供引渡委託販賣又は販賣引渡委託販賣の意圖を以て所持せる各枕たる可し

一〇、本條の規定に違反せる人商店又は法人は輕罪を犯せるものとして百弗以上五百弗以下の罰金又は三ヶ月以上六ヶ月以下の禁錮又は双方に處す

一一、本條に違反せるものありと信す可き理由を有する個人は本條を實行し本條の違反を罰す可き手續を開始することを得

一二、本法と抵觸せる法律又は法律の一部は之を廢止す

第四〇二條h（一九二九年六月插入）　知り乍ら不潔なる包裝傳染病毒に染める虞のある包裝毒蟲の居る包裝不潔なる又は使用せる木屑不潔なる又は使用せる紙片よりなれる屑物を用ゐて（譯者註、包むとか塡充するとかして）

他人に引渡さんとせる物又は運送業者の手を經て運送せんとせる物を荷造せるものは輕罪に該當す。但しカリホルニア州農務部カリホルニア衞生部又は其係り員又は郡衞生官か滿足する樣に之を掃除消毒せる場合は此限りに非らす。掃除又は消毒を受けたる人は檢査費用を支拂ふ可し。

第一一章　治安に對する罪

第四〇三條　法律上の權限なくして第五九條及ひ第三〇二條に掲くる集會以外の其性質上不法に非らさる

集會を故意に擾亂する人は輕罪に該當す。

第四〇三條 a（一九一九年四月挿入） 組織されたる政府に反對の印として又は無政府運動を刺戟する爲め又は煽動的宣傳を助くる爲め公けの場所又は集會に於て又は家屋建物窓より赤旗赤の記章又は色の如何形の如何を問はず旗記章又は印をあらはす人は重罪に該當す。

第四〇四條 二人又は二人以上の人か協力して且つ法律上の權限なくして暴力を用ゐて公安を亂たすか又は暴力を用ゐんと脅かし且つ其脅せる當時其暴力を振ふ力を具備せるときは騷擾（Riot）なり。

第四〇五條 騷擾に關與せる人は悉く之を二年以下の郡獄禁錮又は二千弗以下の罰金又は双方に處す。

第四〇六條 二人又は二人以上の人か集合協力して、若し其行爲を眞に行はは騷擾となる可き行爲を行はんとし又は行ふ樣歩を進むるときは其集合は Rout（騷擾の集會）なり。

第四〇七條 二人又は二人以上の人か不法の行爲をなす爲め集まり而かも不法の行爲をなさす之に進まして分かれ又は亂暴な騷々しき狀態にて合法的行爲をなすときは其集會は不法の集會（Unlawful Assembly）なり。

第四〇八條 Rout 又は不法の集會に關與せる人は悉く輕罪に該當す。

第四〇九條 官吏又は官吏を助けて其解散に努むる人以外のものにして其解散を合法的に命せられたる後騷擾 Rout 又は不法集會の場所に殘れる人は悉く輕罪に該當す。

第四一〇條 不法の集會又は騷擾の集會かあると云ふ通知を受け乍ら集會の場所又は安全に近つき得る限り其近くに近つき其禁止及ひ犯人の逮捕に關して其附與されたる權限を行使することを怠たるマジストレート又は官吏は輕罪に該當す。

第四一一條 第七三二條に規定せる布告の發布後暴動狀態にありと宣告されたる郡に於ける處置を取ることに抵抗し又は抵抗することを幇助する人若しくは合法的に監置又は拘禁されたる人を奪取せんとし又は逃走せしめんとし又は其奪取逃走を幇助する人若しくは暴動を鎭壓する爲め知事の命によりて出動せる警官に抵抗し又は其抵抗を幇助する人は二年以上の州獄禁錮に處す。

第四一二條 直接又は間接に代償又は報酬を受けて手袋を用ゐて又は用ゐすして州內又は州外にて行ふ二人又は二人以上間の拳闘懸賞拳闘（pugilistic contest or fight or ring or prize fight or sparring boxing exhibition）に州內にて從事し州內にて之を敎唆し幇助し又は之を助長する行爲をなす人若しくは斯る拳闘懸賞拳闘の準備の練習をなし又は斯る拳闘懸賞拳闘の幇助者敎唆者後援者審判者訓練者介添人外科醫又は助手として働らく人若しくは拳闘申込狀又は其承諾書を送り又は發表する人若しくは知り乍ら拳闘申込狀又は其承諾書を持つて行き又は渡す人若しくは斯る拳闘懸賞拳闘を見る爲め人より切符懸賞金金錢又は有價物を受取り又は與へたる人若しくは船舶建物旅館部屋園地又は土地又は其一部の所有者賃借人支配人又は占有者にして利益の爲めたると賃貸の爲めたると報酬の爲めたると無料たるとを問はず斯る

拳闘懸賞拳闘に之を使用 又は占有することを許す人若しくは拳闘懸賞拳闘の結果 又は要點に賭（bet or wager）をなし賭を申込み又は之を承諾し又は斯る賭の賭金保管人賭物保管人として働らく人は輕罪を犯せるものとして百弗以上千弗以下の罰金及び三十日以上一年以下の郡獄禁錮に處す。但し州内に於て各試合三秒間を超えざる四回試合以下の試合數を限定せる娯樂的（ameteur 素人）boxing Exhibition を開らくことを得。此場合に於て各試合間の間隔は一秒たる可し。百四十五ポンド又は以上の重量を有する競技者は重さ各八オンス以上の手袋を着くる可し。又百四十五ポンド以下の重量を有する競技者は重さ各六オンス以上の手袋を着くることを得。前記娯樂的 boxing Exhibition に於ける競技者の用ゆる手袋は外被間の柔軟なる塡充物か手袋の背部に一樣に行渡り且つ手の指節及び背部を被ふ樣に之を製造す可し。競技者の手又は腕に繃帶を使用す可らず。茲に娯樂的 boxing Exhibition と稱するは競技者か茲に明記せるものを除きては其練習の費用としても其競技を行ふことに對しても何等金錢懸賞金報酬を直接たると間接たるとを問はず如何なる形式に於ても受取らざる boxing Exhibition を云ふ。競技に關する其熟練又は智識をあらはし行使し又は例示することに對して若しくは訓練者指導者等として競技團體又は何人かに勞務を提供することに對して從前何等かの形式にて報酬を受取れる人若しくは競技に關する熟練又は智識を有する爲め職業的に使用されたる人は前記娯樂的 exhibition の競技者となることを得す。但し前記娯樂的 boxing Exhibition の各競技者に對して各三十五弗の價格を超えざるメタル又は戰勝紀念物を與ふることを得。此メタル又は紀念物

は競技時日及ひ勝者の氏名を之に彫刻することを要す。入場料の一部分をも直接又は間接に競技者に與ふることを得す。前記メダル又は紀念物以外の如何なる贈り物も競技者に與ふることを得す。競技者も之を受取ることを得す。娯樂的 boxing exhibition を本州に於て開らき本條に基きて之を許せる場合に於て執行官コンステーブルマーシャルポリースマン其他之を開ける市郡其他行政區劃の治安官吏は

其取組か餘りに當を失して居るか又は他の理由の爲め競技者又は其一方か重傷を受けた又は其競技を繼續するときは重傷を受くる虞ありと認むるときは

之を中止する權利を有し且つ之を中止する命令を實行する爲め之に必要なる數の治安官吏及ひ男性市民に援助を求むることを得。治安官吏か中止を命せる後引續き競技に從事する競技者及ひ娯樂的 boxing Exhibition の取締に關して茲に規定せる規則に違反せる人は本條に違反する罪を犯せるものとして茲に規定せる刑罰に處す。

本條は郡市郡合併區自治市自治町か boxing exhibition を開らくこと人か其管内にて boxing exhibition に從事することを郡令市郡合併區令市令町令を以て禁止することを妨くものと解釋す可らず。

第四一三條　前條に禁止せる拳闘（fight or contention）の見物人として故意に其場に居る人は輕罪に該當す。

人か第四一二條に禁止せる計畫的拳闘懸賞拳闘（pugilistic contest or fight or ring or prize-fight or Eparring

to boxing exhibition)を起し又は之に關係する樣歩を進めて居ること若しくは第四一二條に禁止せる罪を犯さんとして居ることを本法第八〇八條に揭くるマジストレートか前記の通告に接するときは通告者及ひ其擧くる證人を宣誓せしめたる上之を訊問し訊問調書を作成し當事者をして之に署名せしむ可し。被通告者か其罪を犯かす虞ありと訊問調書に徵して認むるときはマジストレートは

通告の要旨を揭け且つ被通告者を逮捕し之を自己の許に引致することを命する

郡の執行官州のコンステーブル、マーシャル、ポリースマンに一般的に宛てたる令狀を發す可し。被通告者かマジストレートの許に引致されて通告を反駁するときはマジストレートは之に關する證據調をなす可し。證據調は文書に作成し證人をして之に署名せしむ可し。通告されたる罪を犯す虞なしと認むるときは被通告者を釋放す可し。其罪を犯かす虞ありと認むるときは

被通告者か其後一ヶ年間其罪を犯かさざることを條件とせる

一人又は一人以上の保證人を立てたる

三千弗以上のマジストレートの命せる保證金額の保證書

を入るることを被通告者に命す可し。

第四一三條半　紀念日五月三十日又は日曜日に Boxing Exhibition を開らき又は之に關與し又は其見物人と

して入場せる人は輕罪を犯せるものとして五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第四一四條　前二條の規定を避け之に禁止せる行爲を州外にてなす意圖を以て本州を去り州内にて行はは前二條の規定によつて罰す可かりし行爲をなせる人は斯る行爲を州内にて行ひし場合に罰すると同一の方法にて之を罰す。

第四一四條a　他に證人としての欠點を有せさる人は其證言か自己を罪に陷るることを理由として本法（譯者註、拳鬪以下に關する件をさすものならん）の罪に關する證人として證言する資格を失ふものに非らす。但し其後其證言せる犯罪に關して其人を訴追することを得す。本法第一一一一條の規定は本法の規定に基きて起せる訴追に之を適用せす。

第四一五條　高き叫聲異常の叫聲騷々しき行動脅迫惡口口論鬪爭を挑むこと又は鬪爭によつて隣人又は人の平和又は安靜を故意且つ惡意を抱きて擾亂する人若しくは非自治町の道路に於て賭の爲め又は娛樂の爲め馬を走らし又は非自治町にて鐵砲又は短銃を放ち又は女又は小兒の面前にて又は之に聞ゆる樣に騷々しき高聲にて野卑不敬又は淫猥なる言語を發せるものは輕罪を犯せるものとして管轄裁判所の自由裁量を以て二百弗以下の罰金又は九十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。

第四一六條　二人又は二人以上の人か公安を亂す爲め又は不法の行爲を行ふ爲め集まり官吏より其解散を求め又は命するも解散せさるときは其各犯人は別々に輕罪に該當す。

第四一七條　自衞上必要ならさるに二人又は二人以上の人の面前にて粗暴なる怒れる且つ人を脅す樣な態度にて兇器を抜き又は之を示す人若しくは其方法の如何を問はす喧嘩爭論に不法に之を用ゆる人は輕罪に該當す。

第四一七條（一九二九年五月改正）　自衞の場合以外の場合に於て、他人の面前に於て粗暴なる怒れる又は人を脅す樣な態度にて裝塡せる又は裝塡せさる銃器又は兇器を抜き又は之を示す人若しくは其方法の如何を問はす喧嘩爭論に不法に之を用ゆる人は輕罪に該當す。

第四一八條　暴力を用ゐて他人の土地其他占有物に立入り又は之を占有する人若しくは他人か暴力を用ゐて他人の土地其他所有物に立入り又は之を占有することを奬勵援助する人は輕罪に該當す。但し法律に許せる場合に法律を以て許せる方法を以てする場合は此限りに非らす。

第四一九條　法律手續により其土地より逐はれたる人若しくは裁判所裁判官又は官吏の合法的決定又は指圖によつて其土地より逐はれたる人にして其後其土地に住する爲め又は其地を占有する爲め不法に返へる人は輕罪に該當す。

第四二〇條　人か合衆國公有地法の規定に從つてカリホルニア州内にある合衆國公有地に平穩に立入り又は之にセツツルメント又は住宅を建つることを不法に妨くる人若しくは前記立入定着又は住居の爲めカリホルニア州内にある合衆國公有地を自由に通過することを不法に妨くる人は輕罪に該當す。

第四二一條　協會又は社團は其規則細則決議表決を以てカリホルニア州民兵に對して其國民兵たることを理由とせる差別待遇をなすことを得す。斯る差別待遇をなせる規則細則決議表決を實行することを故意に幇助する人は輕罪に該當す。

第一二章　本州の收入及ひ財産に對する罪

第四二四條　本州の官吏又は本州の郡市町又は區の官吏其他公金を領收保管移轉又は支出する職責を有する人にして

一、法定の權限なくして其公金又は其一部を自己の用途又は他人の用途に充當する人若しくは

二、其公金又は其一部分を貸し若しくは法定の權限なき目的に之を使用し之を投資する人若しくは

三、知り乍ら之に關する虚僞の勘定書を保管し又は其勘定書の虚僞の記入又は抹消をなす人若しくは

四、欺罔的に其勘定書を變更僞造隱匿破毀又は抹消する人若しくは

五、相當官憲より其公金に關して作成せる手形命令又は支拂命令書を提出して要求され乍ら其所持せる公金を拂ひ渡すことを故意に拒絶し又は怠たる人若しくは

六、法律を以て移轉を命せられたる場合に之を移轉することを故意に怠たる人若しくは

七、之を拂ひ渡す法定義務を帶ひて領收せる公金を之を受渡る法定の權限を有する官吏又は人に拂ひ

渡すことを故意に怠たり又は拒絶する人は
一年以上十年以下の州獄禁錮に處し且つ本州に於て官吏となる資格を剝奪す。

第四二五條　公金を領收保管又は支出す可き職責を有する人にして法定の方法にて之を保管支出することを怠たる又はせざる人は重罪に該當す。

第四二六條　前二條に用ゆる「公金」と云ふ文字は本州又は本州の市、郡、町又は區に屬する一切の證券債權の證據物件金錢及び州吏郡吏區吏市吏町吏か其官吏の資格を以て領收又は保持せる一切の金錢證券債權の證據物件を含む。

第四二七條　罰金又は沒收物を受取れる書記治安判事執行官又はコンステーブルか其領收後三十日以內に法規通り之を拂ふ（州金庫等に納付）ことを怠る又は拒絶するときは輕罪に該當す。

第四二八條　官吏か本州人民か關係を有し且つ其官吏か之を徵收する權限を法律を以て附與されたる收入租稅其他金錢を徵收することを故意に妨くる人は輕罪に該當す。

第四二九條　郡の課稅評價人より課稅す可き財產の表を差出すべきこと又は其表に宣誓す可きことを求められたるとき不法に之を拒絶する人若しくは郡の課稅評價人か其職務を執行する爲め之を求めたるとき虛僞の氏名を述へ又は本名を述ふることを欺罔的に拒絶せる人は輕罪に該當す。

第四三〇條　課稅評價又は減稅申請に關する基礎として法律上陳述を命せらる宣誓なしの口頭又は筆頭の陳述をなす際其虛僞たることを知れる事項を故意に陳述する人は輕罪に該當す。

第四三一條　人頭稅道路稅又は免許料の受取の證據として法律に規定せる受取證以外の受取證を用ゐ又は與へる人若しくは法律に規定せる受取證を渡さすして人頭稅道路稅又は免許料を領收する人若しくは之に一人以上の人の名を挿入する人は輕罪に該當す。

第四三二條　流通又は販賣する意圖を以て州財政監督官又は郡檢查官より供給せる受取證以外の白紙免許料受取證又は白紙人頭稅受取證を所持する人は重罪に該當す。

第四三三條　削除

第四三四條　租稅又は免許料の徵收者より命せられたる場合に其使用せる人の氏名住所を之に告くることを拒絶し又は其人の使用され居る建物又は場所に徵收者の近付くことを拒絶する人は輕罪に該當す。

第四三五條　其法律に規定せる許可證を得すして其取引其從事に許可證を要する旨を本州法律に規定しある營業職業を開始又は從事する人は輕罪に該當す。

第四三六條　競賣及ひ競賣人に關する本州の法律に違反して競賣人の働きをなす人は輕罪に該當す。

第四三七條　削除

第四三八條　削除

第四三九條　一九一七年四月削除

第四四〇條　本州の歳入の一部を徴收領收又は支出する職責を有する人にして其職務に關すを書類帳簿受取證書記錄を檢閱することを州財政監督官又は檢事總長より求められたるとき之を許さざる又は之を拒絶する人は輕罪に該當す。

第四四一條　檢查局員財政監督官州出納官にして檢查局に關する又は其權限職務を規定せる本州法律の規定に違反せる人は重罪に該當す。

第四四二條　カリホルニア州又は國民軍團の武器制服軍裝其他軍事用物品を隱匿販賣販賣の爲め提供處分購入し又は國民軍士官より要求後保留し又は質入するものは輕罪に該當す。

第四四二條半　カリホルニア州の國民軍又は海軍若しくは他州の國民軍又は海軍若しくは合衆國の陸軍海軍の士官又は在籍者收稅官吏森林官吏廢兵團員以外の人にしてカリホルニア州の境內にて合衆國陸軍海軍國民軍の制服又は其一部又は之に類似せる制服又は之に類似せる制服の一部を着る人は輕罪を犯せるものとして百弗以上二百五十弗以下の罰金又は六十日以下の郡獄禁錮又は双方に處す。但し本條は演劇を職業とせる人か演劇に從事中劇場にて制服を着ることを禁止するものと解釋す可らす。又本條は市民の團體よりなれる制服團體か團體を作りて整列又は旅行し又は宿舍の部屋に集まることを禁止するものと解釋す可らす。但し國民兵又は其一部か實役に就ける又は實役に就く爲め召集されたる場合に於ては市民の團體又は其一部は國民兵か實役に就ける土地にて制服にて整列又は出現することを得す。

第四四三條　削除

第一三章　財産に對する罪

第一節　放火

第四四七條　放火(Arson)は之を破壞する意圖を以て故意且つ惡意を以て建物(Building)を燒くことなり。

第四四七條(一九二九年三月)　削除

第四四七條a(一九二九年三月挿入)　自己の物たると他人の物たるとを問はす住宅炊事場店舖厩其他其一部分たる又は之に屬せる又は之に隣れる附屬家屋に故意に且つ惡意を以て火を放ち又は之を燒き又は之を燒かしむる人若しくは之を燒くことを幇助又は勸告せる人は放火罪を犯せるものとして二年以上二十年以下の州獄拘禁に處す。

第四四八條　人間か風雨を避くる庇護物とするに適せる若しくは之に適せる建築物に附屬せる又は之と連絡せる家屋大建築物船舶其他建築物は本節の意味に於ける建物(Building)なり。

第四四八條(一九二九年三月)　削除

第四四八條a(一九二九年三月挿入)　自己の物たると他人の物たるとを問はす住宅の一部分に非らさ

る厩車庫格納庫其他建物若しくは自己の物たると他人の物たるとを問はす店舗工場倉庫製粉所其他建物若しくは教會會合所裁判所仕事場學校郡獄其他公共用建物又は公共用橋梁に故意に且つ惡意を以て火を放ち又は之を燒き又は之を燒かしむる人若しくは之を燒くことを幇助又は勸告せる人は一年以上十年以下の州獄拘禁に處す。

第四四九條　夜間之に宿泊する人に通常占有さるる建物は本節の意味に於ける「人の住居する建物」(Inhabited Building)なり。

第四四九條（一九二九年三月）　削　除

第四四九條a（一九二九年三月挿入）　バラック、コック、牛舍、乾草玉蜀黍小麥燕麥大麥其他穀物又は植物の積重ね若しくは植つて居る乾草穀物若しくは石炭樹木其他燃料の積重ね若しくは板、柱、横木其他材木の積重ね若しくは鐵道客車貨車船舶自働車若しくは此所に掲けさる他の動產（二十五弗の價格を有する他人の物）に故意に且つ惡意を以て火を放ち又は之を燒き又は之を燒かしむる人若しくは之を燒くことを幇助又は勸告せる人は一年以上三年以下の州獄拘禁に處す。

第四五〇條　本節に用ゐる夜間(Nighttime)と云ふ文字は日沒より日出に至る間を云ふ。

第四五〇條（一九二九年三月）　削　除

第四五〇條a（一九二九年三月挿入）　自己の物たると他人の物たるとを問はす其時人又は法人か火災による滅失又は損害を保險せる品物商品動產に故意に且つ保險者に損害を與へ又は之を欺罔する意圖を以て火を放ち又は之を燒き又は之を燒かしむる人若しくは之を燒くことを幇助又は勸告せる人は一年以上五年以下の州獄拘禁に處す。

第四五一條　本節の意味に於ける「燒ける」(burning)ことを構成するには其建物か破壞さるることを必要とせす。建物の主なる部分に影響の生する樣に火を用ゐることを以て充分とす。

第四五一條（一九二九年三月）　削　除

第四五一條a（一九二九年三月）　前數條に掲くる建物又は物に故意に且つ惡意を以て火を放たんとし之を燒かんとし又は之を燒くことを幇助又は勸告せんとせる人若しくは其豫備行爲又は助長行爲をなせる人は一年以上二年以下の州獄拘禁又は一千弗以下の罰金に處す。

結局故意に且つ惡意を以て火を放ち之を燒き又は火を放たしむる之を燒かしむる意圖を以て其豫備として前條に掲くる建物又は物に可燃物又は爆發物を置き又は配置することは本法に於ては其建物又は物を燒かんとせしこと（未遂）を構成す。

第四五二條　放火を構成するには被告人以外の人か火の掛れる建物を所有することを必要とせす。其燒けたる時他人か正當に其建物又は其一部を占有せしこと又は實際占有し居しことを以て足れりとす

第四五二條（一九二九年三月）　削　除

第四五三條　放火を二級に分つ

第四五三條（一九二九年三月）　削　除

第四五四條　其當時人間の居し人の住居する建物を夜間惡意を以て燒くことは第一級の放火なり。他の放火は悉く第二級の放火なり。

第四五四條（一九二九年三月）　削　除

第四五五條　放火は左の州獄禁錮に處す。

一、第一級の放火　二年以上

二、第二級の放火　一年以上二十五年以下

第四五五條（一九二九年三月）　削　除

第二節　押入及ひ家宅侵入

第四五九條　大竊盜又は小竊盜又は重罪を犯かす意圖を以て家屋、室、アパート、店舖倉庫物置場製粉所穀物納屋厩下屋其他建物天幕船舶鐵道客車貨車鑛山又は其地下の部分に入り込む人は押入（Burglary）に該當す。

第四六〇條（一九二三年六月改正）　一、夜間人の住居せる建物に於ける押入及ひ晝間たると夜間たるとを問はす兇器を携帶せる人の犯せる押入若しくは押入を働らく際兇器を携帶せる押入若しくは押入を働らく際人に暴行を加ふる（傷害を蒙らしむる）押入は第一級の押入なり。

二、他の押入は皆第二級の押入なり。

三、本條は第四六四條を廢止又は變更するものと解釋す可らす。

第四六一條（一九二三年五月改正）　押入は左の州獄禁錮に處す。

一、第一級　五年以上

二、第二級　一年以上十五年以下

三、第三級　五年以下

第四六一條（一九二九年四月改正）　押入は左の州獄禁錮に處す。

一、第一級　五年以上

二、第二級　一年以上十五年以下

第四六二條　削　除

第四六三條　本節に於て「夜間」（Night-time）と稱するは日沒より日出に至る間を云ふ。

第四六四條（一九二七年五月挿入）　一、罪を犯かす意圖を以て晝間又は夜間人の住せる又は住せさる建物を破りて之に入り込み硝酸グリセリン、ダキナマキト、火藥其他爆發物を以て地下室金庫其他堅固にせる

場所を開らき又は開かんとする人は爆發物携帶押入に該當す

二、爆發物携帶押入罪を犯せるものは二十五年以上四十年以下の禁錮に處す

第四六四條（一九二五年五月改正）一、罪を犯かす意圖を以て晝間又は夜間人の住せる又は住せさる建物を破りて之に入り込みアセチリン火電氣アーク燈硝酸グリセリン、ダキナマキト、火藥其他爆發物を以て地下室金庫其他堅固にせる場所を開らき又は開かんとする人は爆發物携帶押入に該當す。

二、爆發物携帶押入罪を犯せるものは重罪を犯せるものとして十年以上四十年以下の禁錮に處す。

第三節　押入用道具及ひ兇器携帶

第四六六條　重罪的に建物を破り之に侵入する意圖を以て錠前を明ける道具鐵挺鍵其他道具を所持又は携帶する人若しくは之を開らく可き權利を有する人より求めさるに拘らす或建物の錠を開らく樣鍵其他前記道具を知り乍ら作成又は變更し若しくは作成又は變更せんとする人若しくは輕罪又は重罪を犯かす爲め用ゆる意圖たることを知り乍ら又は信す可き理由を有し乍ら道具を作成變更又は修繕する人は輕罪に該當す。第四五九條に掲くる建築物は皆本條の意味に於ける建物と見做す可し。

第四六七條　他人に傷害を加ふる意圖を以て兇器を携帶する人は輕罪に該當す。

第四節　僞造と贋造

第四七〇條　之をなす權限を有せさることを知り乍ら人を欺罔する意圖を以て

免許狀　特許狀　捺印證書　借地契約書　年期雇人證書　債權證書　遺言狀　追加遺言狀　契約書　約定書　銀行手形　爲替手形　約束手形　金錢支拂證券　物品支拂證券　金錢受取證　物品受取證　通行手形　委任狀　株券　組合會社の持分權利に關する證書　監督官の支拂命令書　郡の金錢支拂命令書　郡の物品引渡命令書　郡の證書引渡命令書　金錢又は物品に關する免責書領收書　債權勘定訴訟要求動產不動產の免責書辨濟書　金錢讓渡書　保險契約書　持分證書金錢を受取り又は株券又は年金を受取り又は讓渡し又は品物土地其他動產不動產を貸し又は讓渡す委任狀　爲替手形約束手形手形命令の引受又は裏書　證券債務證書約束手形其他金錢又は物品の

契約の引渡

を僞造贋造變造する人若しくは他人の名又は僞名を署名する人若しくは他人の署名を僞造贋造する人若しくは人に損害を與へ又は人を欺罔する意圖を以て其僞造變造贋造たることを知り乍ら前記の僞造物變造贋造物を眞正のものとして行使流通し又は流通せんとする人若しくは人を欺罔する意圖を以て法律上證據となる可き遺言書追加遺言書讓渡證書其他證書又は裁判所の判決の記錄又は裁判所の手續に關する官吏

の復命報告書を變造する人は僞造罪(Forgery)に該當す。

第四七一條　人を欺罔する意圖を以て前條に揭くる記錄又は報告書たる可き記錄帳簿又は證書の記事を作成僞造又は變造する人は僞造罪に該當す。

第四七二條　人を欺罔する意圖を以て州の印章法律を以て定めたる官吏の印章記錄裁判所の印章法人の印章州の法律又は他州の法律政府又は郡にて定め又は認めたる他の官印を僞造贋造變造する人若しくは斯る印章の押印たる可き押印を僞造贋造變造する人若しくは斯る押印を其僞造贋造たることを知り乍ら所持し且つ故意に之を隱匿する人は僞造罪に該當す。

第四七二條a　Initiative, Referendum, Recall, 願書(第六四條b參照)又は候補者指名に關する願書に僞名又は他人の名を署名せるものは重罪に該當するものとして一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。

第四七二條b(一九二九年五月插入)　其方法の如何を問はずカリホルニア州大印章の複製又は複寫を惡意を以て又は商用の爲めに用る又は用ゆることを許すものは輕罪に該當す。

第四七三條　僞造罪を犯せるものは一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。

第四七四條　知り乍ら且つ故意に電信又は電話を以て電信局電話局又は他の人より發せるものなりと稱する僞造音信を送くる人若しくは電信又は電話によつて接受せりと詐稱する前記音信を故意に人に渡し又は渡さしむる人若しくは他人を欺罔し又は之に損害を與ふる意圖を以て其音信の僞造又は變造たることを知り乍ら電信又は電話を以て之を送る樣又は之を渡す樣通信手局員又は雇員に渡たし又は渡さんと企たて又は渡さしむる人は五年以下の州獄禁錮又は一年以下の郡獄禁錮又は五千弗以下の罰金又は禁錮罰金双方に處す。

第四七五條　僞造變造贋造たることを知り乍ら他人を欺罔する意圖を以て之を流通する又は其流通を許す又は之を流通せしむる意圖を以て金錢又は物品の支拂に關する僞造約束手形銀行手形を所持し又は他人より受取る人若しくは人を欺罔する爲め其手形を行使又は流通し又は行使又は流通せしめ又は行使又は流通を許す爲め其白紙未完成手形を記入完成し又は記入完成せしめ又は記入完成を許す意圖を以て金錢又は物品の支拂に關する約束手形の形式又は之と類似せる形式を備へ法人銀行より發行せるものの樣に造れる白紙又は未完成の手形を所持する人は一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。

第四七六條　其手形小切手又は證書か僞造贋造たることを知り乍ら事實上存在せぬ銀行法人組合又は個人の金錢又は物品の支拂に關する手形小切手其他證書なりと稱する僞造贋造の手形小切手を他人を欺罔する意圖を以て作成行使又は流通する人若しくは同樣の意圖を任て之を行使又は流通せんとする人若しくは之を行使又は流通する同樣の意圖を以て之を所持する人は一年以上十四年以下の州獄禁錮に處す。

第四七六條a(一九一九年五月改正)　自己又は自己の本人又は自己か役員たる法人か其小切手又は送金手形の提示に應するたけの貯金又は受取勘定を其銀行又は其貯蓄銀行に有せさることを其作成當時其振出當